

一文久二年壬戌十二月五日敕使三條實美副使姉小路公知入城ス乃チ龍馬ハ土佐同志ト共ニ實美ノ扈從ノ列ニ在リ

當時龍馬開國說ヲ贊スト雖ヒ勤王黨トノ交誼故ノ如シ偶々其說ヲ唱フルモ同志敢テ咎ル者ナシ武市笑テ曰ク龍馬亦例ノ大言ヲ放ツカト一文久二年壬戌十二月二十五日龍馬ハ千葉近藤ト共ニ勝ニ隨ヒ幕府ノ汽船ニテ海路西上ス

翌文久三年癸亥ノ海舟日記ニ曰ク

正月元日 龍馬親次郎十太郎外一人ヲ大坂ニ至ラシメ京師ニ歸ス昨夜愚存草稿ヲ龍馬子ニ屬シ或ル貴家ニ内呈ス

一文久三年癸亥正月七日京師藩邸望月龜彌太高松太郎千屋寅之助(後ニ菅野覺兵衛)ニ航海學修行ヲ命ス翌七日右三人下坂シ龍馬ノ紹介ニテ勝ノ門ニ入ル

是レヨリ先キ龍馬江戸ニ於テ間崎哲馬ヲシテ航海術ノ必要ヲ土藩大

監察小南五郎右衛門ニ説カシム即チ此ノ藩命アルナリ而シテ右三人亦龍馬ノ説ニ服シテ内望セシ次第ト知ルヘシ
海舟日記ニ曰ク

九日 昨日土州之者數輩我門ニ入ル龍馬子ト形勢之事ヲ密議シ其志ヲ助ク

一文久三年癸亥正月十四日勝海路大坂ヲ發シ東下ス望月等三人近藤ト共ニ之ニ隨ヒ繼テ澤村モ亦東下シテ勝ノ塾ニ寓ス
當時龍馬ハ一人京坂ノ間ニ滞在ス澤村再ヒ姓名ヲ變シ前河内愛之助ト稱ス亦龍馬ノ紹介ニヨリ東下シテ勝ノ塾ニ寓シ大ニ其ノ信用スル所トナル

土佐勤王史ニ曰ク

夫レ坂本龍馬其ノ人ハ土佐勤王黨ノ大陽系統ニ於ル一個ノ彗星タリ故ニ必シモ瑞山(武市)ヲ中心トセル軌道ヲ回轉スルモノニアラズシテ

時ニ或ハ之ニ遠サカリ時ニ或ハ之ニ近ク又此ノ彗星ニ吸引セラル、
一二ノ遊星ヲモ有セリ

一文久三年癸亥正月十六日勝偶々山内容堂ト豆州下田港ニ邂逅ス勝乃チ
容堂ニ龍馬カ脱藩ノ罪跡ヲ赦ルサレンコトヲ請フ

「鯨海醉侯」ニ曰ク

小生ノ門人ニ坂本龍馬ト申ス者ノ候ガ元來勤王派ノ壯士ニテ現ニ御
藩藉ヲ脱シ候由ナルガ昨今頗ル航海術ニ熱心シ西洋ノ事情モ略ホ吞
込ミ居リ面白キ奴ニテ候憐レ亡命ノ咎ヲ御赦免アラハ一廉ノ御役ニ
立チ申スベシト候大ニ興ニ入ラレ流石ハ勝先生ナリヨクゾ彼等ガ頑
冥ヲ破リ玉ハリタレ赦免ノ儀ハ直チニ承知セリト云ハル、ヲ勝ハ醉
中ノ御一言忘レ玉ハンモ知レズ何カ候ノ御直筆ヲ後日ノ證ニ申シ受
ケタシト望ミシヨリ候ハイト易キ事ナリトテ先ツ紙上ニ瓢箪ノ形ヲ
畫カレ其中ニ詩句ヲ題ス逸趣飛動シテ妙云フヘカラズ前年勝伯刊行

ノ亡友帖ニ載セラレシ候ノ遺墨即チ是レナリ

一文久三年癸亥正月二十五日龍馬江戸ニ在リ澤村等同志ト初テ大久保越
中守忠寛ヲ訪フ

龍馬手記ニ曰ク

亥正月二十五日大久保越中守ニ拜 顔ス

爾來屢バ同志ト共ニ忠寛ヲ訪ヒ忠寛亦胸襟ヲ開キテ時勢ヲ談セリ

當時大久保忠寛ノ横井平四郎ニ與フル書中ニ左ノ一節アリ

土州有志過日五人拙宅ニ參候ニ付略承唯々歎息極候ヘドモ其來人
中坂本龍馬澤村惣之丞兩人ハ大道可解人哉ト見受話中ニ被刺候覺
悟ニテ懷相開公明正大之道ハ此外有之間敷ト素意之趣話出候處兩
人丈ハ手ヲ打計ニ解得候ニ付サラバ早々上京之上何ト歎可盡力ト
話候處及丈ハ盡死力見可云々

一文久三年癸亥二月二十五日京師藩邸龍馬脱藩ノ罪ヲ赦免ス

此月二十日ニ至リ京師藩邸ハ徒目附島村壽之助望月清平ニ命シ下坂
シテ龍馬ヲ拉シ來リ藩邸ノ一舎ニ謹慎セシム乃チ此日左ノ恩命アリ

坂本龍馬

右之者去戌ノ三月御國元ヲ立チ京攝井九州關東邊諸所周旋致罷在
今二月十二日御屋敷へ立歸候段方今ノ形勢ニ付忠憤憂國ノ至情難
默止件之次第トハ乍中御關所越ノ儀御作法モ有之處竊介逃逸長々
罷在事不心得之至依右屹度被仰付筈之處御含之筋有之御叱之上無
別儀被仰付之

一文久三年癸亥四月二日龍馬ハ大久保忠寛ヨリ越前春嶽ニ紹介スルノ書
ヲ託セラレ翌三日江戸ヲ發シテ西上ス

此日忠寛ヨリ春嶽ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

此度坂本龍馬ニ内々逢候處同人ハ真之大丈夫ト存素懐モ相話此一
封モ托候事ニ候御一讀可被下云々

一文久三年癸亥四月二十三日姉小路公知攝海防備巡視ノ爲メ下坂ス幕府
爲メニ順動丸ヲ公知ノ座船ニ充テシム

是レヨリ先キ龍馬京師ニ在リ土方楠左衛門ト共ニ初テ公知ニ謁シ其
ノ英邁ヲ識ル公知下坂シ西本願寺ニ館スルヤ龍馬頗ル爲メニ奔走シ
テ便宜ヲ得セシム

海舟日記ニ曰ク

二十四日(中略)夜ニ入り明朝姉小路少將殿へ罷出ベク御書付ニテ被仰
渡且御同人蒸汽船拜借兵庫ニ參ラレ候旨承知直ニ順動船ニ申遣ス

一文久三年癸亥四月二十五日午前勝義邦初テ公知ニ謁ス午後龍馬等公知
ニ隨ヒ兵庫ニ航シ一泊ス

海舟日記ニ曰ク

○廿五日

朝姉小路旅館ニ至リ面會攝海警衛之事ヲ問ハル筈云海軍ニアラザ

レバ本邦ノ警衛立ガタシ云々長談皆聞カル即刻順動船ニ駕シテ兵庫港ニ到ラルヘキ旨ナリ○午後ニ乗船直ニ出帆從屬百廿余人船内猶前件之事ヲ申陪從ノ諸士ト論辯ス大抵同意ノ旨ナリ同日龍馬等公知ニ隨ヒ京師ニ入ル

一文久三年癸亥五月朔日勝往キテ公知ニ謁ス

海舟日記ニ曰ク

○五月朔日朝姉小路殿へ至リ拜謁海軍井砲臺ノ事ヲ申ス且友ヶ島近傍測量ノ圖ヲ呈ス

一文久三年癸亥五月十六日龍馬ハ勝ノ使者トシテ大坂ヲ發シ越前福井ニ至ル

海舟日記ニ曰ク

○龍馬子ヲ越前エ遣ス村田生之一書ヲ附スコレハ神戸エ土著被命海軍教授ノ事ニ付費用不供助力ヲ乞ハン爲也

(編者云當時龍馬越前行ノ不在中即チ此月二十日京師ニ於テ公知刺客ノ變起レリ)

一文久三年癸亥六月二日土佐藩士岩井磐之助堺ニ於テ父ノ警棚橋三郎ヲ擊ツ全ク龍馬ノ保護ニヨリテ其ノ素志ヲ遂ルヲ得タルナリ

是レヨリ先キ岩之助復讐ノ爲メニ諸國ヲ巡ルコト數年旅費缺乏シテ龍馬ノ救フ所トナリ爲メニ勝ニ説キテ左ノ一札ヲ得セシム

拙者門人岩井磐之助ト申ス者父ノ仇有之候ニ付右見當リ次第打果サセ候間萬事御法ノ通御差配可被下候以上

御軍艦奉行

月 日

勝 麟太郎

國々御役人御中

此日勝ノ塾頭佐藤與之助(庄内藩士)紀藩士田中長衛及ヒ龍馬ノ代理トシテ千屋寅之助新宮馬之助出張監視セリ

(編者云新宮ハ即チ河田小龍門下ノ燒繼屋ナルガ當時上坂シ亦勝ノ
塾中ニ在リ)

一文久三年癸亥六月上旬(日未詳)龍馬ハ陸奥小次郎ノ請ヒニヨリ乾十郎ヲ
救ヒ水戸浪士甲宗助ノ爲メニ決闘ヲ申込マル

當時大和ノ人乾十郎ナル者アリ勝ノ塾生ト交ル水戸藩甲宗助竊ニ勝
ノ攘夷ニ反對スルヲ惡ミ之ヲ暗殺セント圖ル十郎亦宗助ト相識ルニ
ヨリ或ハ其謀ノ勝ノ塾生ニ洩スヲ疑ヒ其徒十郎ヲ拉シテ及ヲ加ヘン
トス十郎ノ友陸奥小次郎(後ニ宗光龍馬ノ寓ニ走リ救ヒヲ求ム龍馬ハ
佐藤與之助ト共ニ安治川堤上ニ追ヒ至リ十郎ヲ白刃ノ下ニ救テ之ヲ
西町奉行松平大隅守ニ交付シ逸セシム甲宗助ハ龍馬ノ專斷ヲ怒リ決
闘狀ヲ龍馬ニ付シ龍馬亦已ニ之ヲ諾ス澤村總之丞爲メニ急ヲ勝ニ告
ク勝即チ東町奉行小笠原壹岐守ニ謀リ調停セシメ決闘ヲ中止セリ是
レヨリ小次郎深ク龍馬ノ俠氣ニ感シ後日海援隊ニ身ヲ投スルニ至ル

一文久三年癸亥六月十一日勝ハ乾十郎等義舉企アリト聞キ龍馬等ヲシテ
之ヲ詰問セシム

海舟日記ニ曰ク

○大和ノ浪士乾十郎大義企ノ事アリ此義ヲ塾中紀藩ノ者エ密告スル
者アリ坂本新宮佐藤ノ三子ニ詰問セシム

一文久三年癸亥七月中旬(日不詳)龍馬大坂塾頭佐藤與之助ト共ニ町奉行松
平大隅守信敏ニ謁シテ攘夷ニ對スル意見ヲ陳述ス

當日勝東下シテ江戸ニ在リ大坂塾頭佐藤與之助ヨリ勝ニ致セシ書中
ニ左ノ一節アリ

龍馬京師ヨリ歸坂候テ同道仕大隅守様エ罷出時勢ノ儀申上候長州ニ
テ戰爭ノ異船横濱ニテ修補手負人等療養爲致候事ニテ夷ノ手ヲ借リ
薩長ヲ打タシムルト風評仕候事既ニ攘夷ノ儀敕答有之未タ命令不行
渡候故誠義ノ徒ハ奮激奸佞者虛ニ乘シ候テ人氣四分五折ノ勢ニ到ル

ノ基ヒ且又天朝ニテ夷船ニ候ヘバ英佛荷露ヲ不論打拂ヒ候事只夷ヲ
惡ミ天下ニ寇讎ヲ擴ムルノ理然ル時ハ終ニ皇國衰微ノ兆是ヲ防クニ
術無ラン依之内直ヲ擧ケ枉ヲ黜ケ清潔ノ政ヲ施シ賞罰ヲ明ニシ又朝
廷ヨリハ熟視仇讎ヲ辨別シテ戰鬪スルノ命アラズンハ能ハス候ト申
上置候右等ノ義ニ付愛之助(前河内即チ澤村)ヨリ巨細可申上候依之只
其縷ヲ奉申上候

一文久三年癸亥七月下旬(日不詳)龍馬大坂町奉行松平大隅守ト謀リ其旨ヲ
受ケテ越前ニ下リ春嶽ヲ起シテ上京セシメントス一夕横井平四郎ノ寓
ヲ訪ヒ相携ヘテ三岡八郎(即チ由利公正)ヲ訪ヒシ後去テ江戸ニ向フ
後八月十一日江戸ノ勝ノ許ヘ達シタル大坂町奉行松平大隅守ノ書中
ニ左ノ一節アリ

扱今般坂本龍馬大義ヲ論ジ越公モ上京ノ積然ル處宿所高臺寺ヲ被
燒遲行難計且氣力少キヲ憂ヒ云々

芳野八彌著(由利公正)ノ書中坂本龍馬來訪ト題スル條下ニ左ノ一節アリ

翁ト小楠ノ邸宅ハ一葦帶水近ク川ヲ隔テ南北戸ヲ開ケバ聲相通ス或
日翁親戚ノ招キニヨリ夕刻家ニ在ラス夜半大聲戸ヲ叩クモノアリ即
チ主客三人爐ヲ擁シ互ニ大醉時事ヲ論シテ夜ヲ明ク事ヲ知ラス翌朝
坂本ハ勝大久保ニ會ントシテ江戸ニ出發セリ

(編者云高臺寺ノ激徒ニ燒カレタルハ七月二十七日ノ事ニ係ル)

一文久三年癸亥八月十三日天皇攘夷親征大和行幸ノ詔出ツ同十七日吉村
寅太郎等五條代官ヲ襲殺シ義兵ヲ擧ク同十八日中川宮伏奏ノ次第アリ
敕シテ三條實美等ノ參朝ヲ停メ長藩堺御門ノ警衛ヲ免ス實美以下七卿
長藩人數ト共ニ京師ヲ去リ西下ス形勢爲メニ一變セリ
一文久三年癸亥九月九日龍馬ハ勝ト共ニ西航シテ著坂セリ

海舟日記ニ曰ク

九月九日曉天保沖エ入津

一文久三年癸亥九月十日勝ヨリ近藤長次郎等ヲ越前ニ遣ハシ京師政變ノ機ニ乘シテ入京ノ事ヲ勸告セシム

後二十一日近藤ハ春嶽ノ返翰ヲ携帶シテ復命ス書ノ末尾ハ左ノ如シ

書ハ不盡言大略ノ趣意而已申陳候書外縷々ノ余緒ハ近江ヨリ利次郎エ篤ト申聞候様申付置候間利次郎ヨリ詳ニ御聞取可給候(下略)

秋晚十七日

一文久三年癸亥九月二十一日土佐藩廳初テ勤王黨首領武市半平太等ヲ獄ニ下ス爾來脫藩長州ニ走ル者多シ同二十四日大和義舉ノ同志鷲家口ニ敗散ス

一文久三年癸亥十月(日不詳)龍馬神戸海軍所ノ塾長トナリ勝ヲ助ク

當時勝ハ龍馬ト謀リ廣ク四方ノ志士ヲ招キ海軍士官ヲ養成セントス勝ノ手記ニ曰ク

當時ノ國勢謗議益盛ニシテ彼我相疑相忌同志ヲ募リ黨ヲ立テ國トシテ紛擾セサルハナシ在官有司其如斯ヲ憂ヒ法ニ因テ之ヲ縛シ之ヲ刑シ大ニ悔心ヲ生セシメントス曷ソ圖ラン從是相激怒シ相怨望シ益其數ヲ増ス卑職草莽之徒ハ身ヲ以テ犠牲トシ其衝ニ當リ高潔ヲ以テ自ラ期ス人心ノ向フ所如此我是等ニ關セズ之ヲ殺スノ拙ナルヲ以テ唯其ノ用ヲ期スルニ在リ故ニ先ツ神戸ノ地ニ海軍局ヲ設ケ此輩ヲ集合シ船舶ノ實地運轉ニ從事セシメ遠ク上海天津朝鮮地方ニ航シ其地理ヲ目撃シ人情ヲ洞察セシメントス幸ニ土州之人坂本龍馬氏我ガ塾ニ入り此舉ヲ可トシ激徒ヲ鼓舞ス又邦内ノ有志輩大ニ賛成スル者多シ

一文久三年癸亥十月二十六日龍馬ハ勝ニ從ヒ海路大坂ヲ發シテ東航シ同晦日浦賀ニ投錨シ繼テ江戸灣ニ入ル

一文久三年癸亥十二月二十七日將軍江戸ヲ發シ海路西航シ勝及ヒ龍馬亦

其ノ軍艦ニ搭ス

一元治元年甲子正月八日龍馬ハ勝ト共ニ大坂ニ入港ス

即チ勝ハ將軍家茂ノ海路上洛ニ扈從セシナリ

一元治元年甲子正月中旬(日不詳)龍馬ハ金策ノ爲メニ入京ス

舊識河田小龍製鹽ノ資本ヲ得ント舊獵實弟壬生撥ヲ上坂セシム龍馬

之ヲ携エ入京シ三條柳馬場田中三郎兵衛ニ謀リ出資ノ事ヲ諾セシメ

壬生ハ其契約草案ヲ作リテ土佐ニ歸ル

一元治元年甲子二月上旬(日不詳)龍馬再ヒ望月龜彌太千屋寅之助高松太郎

等ト共ニ脱藩ス

當時藩廳命ヲ下シテ海軍修行生一同ニ歸國ヲ命ス龍馬即チ同志ト脱

藩ノ決心ヲ爲スニ至レルナリ

一元治元年甲子二月十三日勝幕命ヲ承ケ長崎ニ出張シ龍馬之ニ從フ同十

四日豊後佐賀關ヨリ上陸シテ長崎ニ向ヒ同二十三日長崎ニ著ス

右幕命ノ内意ハ英蘭兩國艦隊馬關砲撃ノ企テアルニヨリ勝ヲシテ之ヲ諭止セシメンガ爲メナリ

一元治元年甲子四月四日龍馬ハ勝ニ從ヒ長崎ヲ發シ同六日熊本ニ著シ勝ノ使者トシテ横井平四郎ノ宅ニ至ル

海舟日記ニ曰ク龍馬ヲ横井先生方エ遣ス

一元治元年甲子四月十三日勝ト共ニ歸坂ス

(編者云此以後六月十七日マテ龍馬ハ京坂ノ間ニ在リシモノ、如キモ事實ノ據ルヘキモノナシ尙ホ考フヘキナリ)

一元治元年甲子六月七日龍馬海路江戸ニ下リ激徒ヲ北海道ニ移スノ策ヲ書ス

是レヨリ先キ龍馬同志ノ土佐人北添信摩能勢達太郎北海ヲ視察シテ

歸リ龍馬ト謀リ此ノ策ヲ書スト云フ

海舟日記ニ曰ク

同十七日 爲乗替船翔鶴丸長崎丸爲引船黒龍丸入津坂本龍馬下東右船ニテ來ル聞ク京攝ノ過激二百人程皆蝦夷地開發通商爲國家憤發ス此輩悉ク黒龍船ニテ神戸ヨリ乘廻ハスベク此義御所井水泉公モ御承知ナリ且入費三四千兩同志ノ者所々ヨリ取集タリ速ニ此策可施ト云志氣甚盛ナリ

一元治元年甲子七月十八日九門ノ戰爭起ル

當時龍馬ハ勝ト共ニ神戸ニ在リ

一元治元年甲子八月中旬日不詳坂本入京シ初テ西郷吉之助ニ面會ス

土佐勤王史ニ曰ク

「西郷ハダウダト輕ク問ヒカクルヤ坂本口ヲ開キテ西郷ハ馬鹿デアアル併シ其ノ馬鹿ノ幅ガドレ程大キイカ分ラナイ小サク叩ケハ小サク鳴リ大キク叩ケバ大キク鳴ル」ト答フ勝唯首肯セルノミ

一元治元年甲子九月五日土佐藩廳野根山屯集同志兵器ヲ携ヘ噉訴セシヲ

罪シ清岡道之助以下二十三人ヲ田野河原ニ斬リ道之助ノ首ヲ高知城外ニ梟ス

一元治元年甲子十月二十一日勝江戸へ召喚セラレ繼テ神戸海軍所閉鎖セラレシニヨリ龍馬等同志薩藩ノ保護スル所トナル

勝大坂ヲ去ルニ臨ミ龍馬等ヲ薩藩ノ家老小松帶刀ニ托セリ當時千屋寅之助ノ如キ觀光丸ノ乗組員タリシガ幕吏ノ縛ニ逢ハントシ脱シテ龍馬ノ寓ニ投ス

龍馬是レヨリ頭髮服飾悉ク薩人ノ風ニ擬シ以テ幕吏ノ指目ヲ避ケタリ

一元治元年甲子十二月四日中岡慎太郎ハ筑前藩士早川養敬ノ僕トナリ馬關ヨリ小倉ニ渡リ西郷ヲ訪ヒ談論スル所アリ

當時龍馬未タ其事ニ關セサリシナリ

一慶應元年乙丑四月二十五日龍馬薩藩汽船胡蝶丸乗組員トナリ西郷小松

ヲ搭セシメテ大坂ヲ發シ鹿兒島ニ南下ス

坂本手記ニ曰ク四月廿五日坂ヲ發ス

一慶應元年乙丑五月朔日龍馬胡蝶丸ニテ鹿兒島ニ著シ同十七日陸路鹿兒島ヲ發シ太宰府ニ向フ

坂本手記ニ曰ク

五月朔鹿府ニ至ル五月十六日鹿府ヲ發ス時午ヲ過ク鹿兒ヨリ四里伊

集院四里市來港止宿四り川内二り十七日川内川アリ海邊迄三里計ト

云然ニ海船ヲ入ル水深シ大川泊二り余阿久根宿二り十八日野田二り

半此邊野田島町皆地著士也泉米津マデノ間平原(下略)

十九日朝肥後ニ入ル右泉口米津ヨリ乗船

一慶應元年乙丑五月二十三日龍馬太宰府ニ至リ三條實美等ノ諸卿ニ謁シ

又長藩小田村文助ニ會ス

坂本手記ニ曰ク

廿三日宰府ニ至ル澀谷彦助ニ會ス廿四日傳法(即チ實美等ノ館スル傳法院)ニ謁ス

○小田村ニ會ス廿七日又謁ス

(編者云フ當時龍馬ハ薩藩ノ國論全ク幕府反對ニ決定セシコトヲ實

美ニ告グ此機ニ乘シ薩長和解ノ策ヲ言上シタリ即チ龍馬カ兩雄連

合ニ著手シタル發端ト見ルヘシ)

一慶應元年乙丑五月二十八日龍馬太宰府ヲ發ス

龍馬手記ニ曰ク

廿八日宰府ヲ發ス二り山家宿^{止宿三}廿九日三り内野三り飯塚五り大川

アリ木屋之瀬宿^{止三}

一慶應元年乙丑閏五月朔日龍馬黑崎ヨリ馬關ニ渡海シ病アリ滞在スルニ至ル

龍馬手記ニ曰ク

朔日黒崎乗船赤間ニ至ル西ノ端町入江和作ヲ尋但小田村ノ示ニヨル
城ノ腰綿屋彌兵衛ニ宿ス但シ官ノ差宿也

一慶應元年乙丑閏五月五日龍馬ハ土方楠左衛門ノ京師ヨリ來ルニ邂逅シ
共ニ薩長和解ニ盡カス同六日桂小五郎ト會ス

土方ノ「同天實記」ニ曰ク

同五日坂本龍馬安喜守衛(黒岩直方)ニ面會宰府之事情共承ル時田庄輔
亦來ル

龍馬手記ニ曰ク

五日長府時田重次郎馬上ヨリ來ル

六日桂小五郎山口ヨリ來ル

一慶應元年乙丑閏五月二十一日夜中岡慎太郎鹿兒島ヨリ馬關ニ來リ西郷
ハ京師ノ飛報ニ接シテ土佐海ヲ直航セシコトヲ龍馬ニ告ク
土佐勤王史ニ曰ク

中岡ハ同十五日西郷及ヒ岩下佐次右衛門等ト同船解纜シ同十八日豊
後佐賀關ニ著スルヤ西郷等ハ京師ノ急信ニ接スルヲ以テ俄ニ馬關寄
港ノ豫定ヲ變更セリ中岡ハ必ス桂ノ待チ居ルヘキヲ告ケ切ニ之ヲ爭
ヒシモ西郷等ハ遂ニ土佐海ヲ南航スルニ至レリ中岡爲メニ悄然同二
十日漁船ヲ雇ヒ止ムナク唯一人馬關ニ來リ其ノ事情ヲ報告セルナリ
一慶應元年乙丑閏五月二十九日龍馬ハ中岡ト共ニ便船ニテ東航スルモ天
候不順ナルヨリ更ニ陸路ヲ取ル

當時二人ハ木戸ノ怒ニ逢ヒ長藩ノ名義ヲ立ル爲メ薩藩ヨリ先ツ和解
ノ使者ヲ出サシメ且ツ薩藩ノ名義ヲ以テ長藩ニ汽船ヲ購入スルノ事
ヲ交渉セシム

六月六日附伊藤ヨリ桂ニ致セシ書ノ要領左ノ如シ

良馬誠之助兩人上京之節彼ノ蒸汽船之儀及談判候處何邊盡力仕候
テ被行候事ニ候得ハ良馬歸關可仕候約束仕置候汽船買入ニ付名ヲ

借リ相求候等之事ハ狂介モ至極同意仕居申候

一慶應元年乙丑六月十四日龍馬等備前西大寺驛ニ宿シ同十五日藤井驛ニ宿ス備前藩士津田彦左衛門小松源治來訪シ因備諸藩ノ近狀ヲ語ル

一慶應元年乙丑六月下旬(日不詳)龍馬ハ中岡慎太郎ト共ニ京師薩藩ノ邸ニ入ル

當時龍馬ハ慎太郎ト共ニ西郷小松ニ説キ薩長和解ノ爲メニ薩藩ヨリ使者ヲ長州ニ下スコトヲ主張スルモ其言未タ行レス

一慶應元年乙丑七月上旬同志田中顯助十津川ヨリ入京龍馬等ヲ助ケテ薩長和解ニ盡力ス

繼テ田中顯助ハ同十九日中岡ト共ニ京師ヲ發シ長州ニ下ル諸隊遊説ノ爲メナリ

一慶應元年乙丑七月十八日井上聞多伊藤俊助太宰府ニ來リ薩藩ノ名義ヲ借リ楠本文吉郎ト共ニ翌日出發長崎ニ赴ク

右ノ目的ハ全ク銃器彈藥及ヒ汽船ヲ外商ヨリ購入センカ爲メナリ
一慶應元年乙丑七月二十一日井上伊藤長崎ニ著ス龍馬ノ同志即チ社中上杉宗次郎(即チ近藤長次郎)等小松ニ説キ二人ヲ薩邸内ニ潜匿セシム繼テ井上ハ小松ト共ニ鹿兒島ニ至ル

井上伯傳ニ曰ク

時ニ小松帶刀ハ新ニ購入シタル汽船(後ニ海門丸ト名ク)ニ乗シテ鹿兒島ニ歸ラントス上杉宗次郎等其ノ機ニ乗シ君等二人ノ内一人ヲシテ小松ニ同伴セシメ以テ兩藩ノ意思ヲ疏通シ從來ノ感情ヲ和融セント欲ス乃チ小松ヲ見テ之ヲ謀ル小松モ亦大ニ上杉ノ意見ヲ贊ス於是君ハ鹿兒島ニ赴キ伊藤ハ長崎ニ留マルコトニ決ス

當時ノ龍馬ノ同志即チ社中ハ長崎ノ字龜山ト云ヘル處ヲ根據トシ上杉宗次郎前河内愛之助(即チ澤村)高松太郎菅野覺兵衛(即チ千屋寅之助)等專ラ航海貿易ノ事ニ從フ

一慶應元年乙丑八月二十六日社中上杉宗次郎ハ井上伊藤ト共ニ馬關ニ著シ繼テ長藩主毛利敬親ニ謁シ汽船購入ノ儀ニ付キ薩藩へ使者ノ事ヲ囑セラル、ニ至ル

土佐勤王史ニ曰ク

是レヨリ先キ薩長和解ノ事漸ク其端ヲ開クヤ坂本ハ計畫スル所アリ竊ニ社中ニテ世才ニ長セル上杉宗次郎(即チ近藤長次郎)ニ意ヲ授ケ井上伊藤ニ親近シ薩藩ノ名義ヲ假リテ汽船ヲ購ヒ之ニ薩藩ノ旗ヲ立テ而シテ坂本等ノ同志ヲシテ其ノ乗組員タルノ策ヲ説カシム(中略)井上伊藤共ニ手ヲ拍チテ妙ト稱シ曰ク果シテ此ノ如キヲ得バ第一ニ銃器ノ購入モ自由ニシテ縱令不時ニ開戦スルモ其ノ汽船ハ幕艦ニ捕拿セラル、ノ虞ナシト

(編者云當時井上伊藤ハ上杉ニ對シ私ニ坂本等ノ社中ヲ其ノ乗組員タラシムルノ内約ヲナセシモノ、如シ)

一慶應元年乙丑九月上旬(日不詳)前河内愛之助ユニオン號ニ搭シ馬關ニ來リ繼テ修覆ノ爲メ横濱ニ航シ上杉宗次郎長崎ニ來リ社中ト評議シ長藩ニ對スル櫻島丸條約草案ヲ作ル

櫻島丸條約

一旗號者薩州侯御拜借之筈

一乗組之者ハ多賀松太郎菅野覺兵衛寺内信左衛門(即チ新宮馬之助)早川三郎白峰駿馬前河内愛之助水夫水焚者從來召連之者ヲ以航海仕リ候筈

尤御國ヨリハ士官二人乗組可申筈其他水夫火焚等不足之分ハ加入可申候

一船中賞罰之權士官共承可申筈

但始テ馬關到着ノ節前河内愛之助上杉宗次郎井上氏ニ對座之節御國ノ御方ト雖モ無差別差配中様御沙沙有之候事

一 六百兩金子ハ士官共預リ可申筈

右者前河内愛之助多賀松太郎上杉宗次郎三人井上氏ニ對談之節相極候事其子細ハ兼テ商賣之權ハ士官共承候筈之處俗事方乘組ニ相成筈ニ相定候ニ依テ右様相極候事

一 船中諸修履食料薪水等士官水夫火焚之給料其他總テ之雜費ハ御國ヨリ御賄之筈

一 御國御用明之節ハ薩州候御用向相辨可申筈

右六個條者御國御產物當時諸國御差關ニ付御章御拜借之上社中乘組候様御頼ニ付右之次第盟約ニ相極候事

慶應元丑九月

上杉宗次郎

中島四郎殿

坂本龍馬殿

(編者云中島ハ長藩海軍局ノ長ナリ)

一 慶應元年乙丑九月中旬(日不詳)上杉宗次郎長崎ヨリ毛利家ノ使者トシテ

鹿兒島ニ至リ小松ニヨリ汽船買入ノ承諾ヲ得テ長崎ニ歸レリ

當時上杉ノ盡力ニ就キテハ京師薩藩邸ヨリ品川彌次郎カ桂ニ送リシ

書中黒田了介ノ談話ヲ鈹スルモノ證トスヘシ

上杉氏山口ニオキテ君公ニ拜謁イタシ候處蒸汽艦買入之事直々御頼

ミニ相成候ニ付直ニ歸國此段修理大夫井小松ナドへ相談致シ候處諸

器械之儀ハ如何様トモ可仕候得共艦ト申モノハ何國ヨリ何國某ニ賣

渡イタシ候段諸方ヘモ達シ候位ノ事ユヘタヤスク買得不相成段斷候

處上杉氏國情井君公ヨリ御頼相成候邊ヲ以テ縷々説得セラレ漸買入

候云々

一 慶應元年乙丑九月二十四日龍馬ハ

京師ヲ發シ同二十六日胡蝶丸ニ搭シ兵庫ヲ發シ同二十九日長州上關ニ上陸ス

以上坂本書翰及ヒ廣澤書翰ニ據ル

一慶應元年乙丑十月三日龍馬ハ宮市ヨリ小田村素太郎ト同道ニテ山口ニ入ル薩藩兵糧買入レノ使命ヲ帶ヘリ

同四日廣澤藤右衛門ヨリ馬關ニ在ル桂ノ許ヘ送リシ書面ノ要領ハ左ノ如シ

此内大樹俄ニ上京ニテ其事情御承知之通不相分候處實ハ討長ノ救ヲ乞ヒ被爲於朝廷候テハ至テ御六個數有之候得共例之御微力不被爲得已終被下敷候由就テハ大樹モ泰然トシテ早速下坂ニ相成候薩藩西郷等大ニ盡力致候得共其詮無之右ニ付早蒸汽ニテ早急歸國卒兵而登坂兵力ヲ以テ再度押し度トノ策之由然處薩藩糧米不足ニ付於馬關乞請度ニ付旁之意味傳達トシテ良馬事罷越候由

一慶應元年乙丑十月十八日長崎ニ於テ社中ハ英商ガラバト交渉シ薩藩名義ヲ以テ「ユニオン」號購人ノ約成リ上杉宗次郎之ヲ馬關ニ在ル井上聞太

ニ報ス

上杉ノ井上ニ送リシ書翰ノ要領ハ左ノ如シ

御拜別後ハ益御安全成ル可シ珍重々々然ハ第一船之義是ハ其ノ御地ニ於テ兼テ御示談申上候貴兄御存慮之如ク船印國號彼之國之名前ヲ借用仕リ社中乗組ミ水夫ヲ其之通ニテ航海仕リ候事ニ談決仕リ今日漸ク船受取仕リ候夫ヨリ一先本國ニ乘リ返リ夫ヨリ御地ニ罷リ出テ御談判可仕候間此段ハ左様御安心可被下候

一船之代金ハ三萬七千五百兩也彼之家之役人六ツカシク言立困ル也此ノ代金不苦ハンノ御地ヨリ彼ノ家之大坂屋敷迄御積廻シ被下度ノ願ヒ也

一慶應元年乙丑十一月上旬(日不詳)上杉宗次郎社中ハ櫻島丸(即チ「ユニオン」號)ニ搭シテ馬關ニ著シ一書ヲ桂ニ投ス

先達ヨリ御頼ミノ蒸汽船社中一同今曉馬關著仕候間左様御安心可被

下候右ノ事件ニ付テハ大急ニ貴君カ井上氏へ拜面萬々申上度數々御座候へバ何トソ聞多子ヲ馬關へ御返シノ御指揮吳々モ奉願候何レ不遠御拜顔萬々可得御意候

卽 刻

宗 次 郎

小 五 郎 様

一慶應元年乙丑十一月十日伊藤俊輔ハ上杉ノ功勞ヲ賞スヘキコトヲ桂ニ警告ス

此度上杉蒸汽艦乗組到著委細大塚正藏ヨリ御報知申上御承知之御事ト奉存候上杉モ今度ハ不一方苦慮薩崎陽邸監林隨分俗論ヲ吐キ候由ニテ別テ苦心仕候尙同人英國行之志ニ御座候處爲我藩兩三日遅延仕候位ノ事故何卒御躑ハ有御座間敷候得共政府ヨリ屹度御禮有之度愚考仕候金ナレハ百金也二百金位ハ賜リ候テモ宜敷乎ト奉存候

一慶應元年乙丑十一月中旬薩藩使者黒田了介初テ池内藏太ト共ニ馬關ニ

來リ繼テ龍馬亦來リ諸隊ニ薩長和解ノ事ヲ遊説ス

去月龍馬偶々黒田了介ト兵庫ニ邂逅ス黒田ハ其論ニ賛シテ入京主張スル所アリ遂ニ自ラ使者トシテ長州ニ下レリト云フ
當時龍馬ハ同志池内藏太ヲシテ黒田ヲ同伴セシム池ハ大和及ヒ九門ノ役兩度ノ戰場ヲ經タル者今ハ専ラ龍馬ト共ニ海軍ヲ興スニ熱心セルナリ

一慶應元年乙丑十一月下旬(日不詳)龍馬ハ薩藩ノ小松ニ説キ長崎ニ於テ西洋形帆船ヲイルウエフ號一隻ヲ購ヒ社中ノ運用ニ供ス船將黒木小太郎乗組士官細川左馬之助(即チ池内藏太)浦田運次郎ナリ

坂本手記ニ曰ク

船買主與三郎 請人小曾根英四郎 周旋多賀ナリ(即チ多賀松太郎)

廿二日 フロイセン商人「テヨルチー」ニ面會ス船買入商法ヲ談ス

廿三日 船見分此日夷人ヨリ奉行へ引合邸留守居へ談ズ

廿四日 朝留守居へ行

但留守居ハ汾陽五郎右衛門也

廿八日 船受取

一慶應元年乙丑十二月上旬(日不詳)龍馬ハ櫻島丸條約ニ就キ社中ト長藩海軍局トノ衝突ヲ調停セン爲メ更ニ長藩海軍局長總管中島四郎ト共ニ新約束書ヲ作り其ノ紛議ヲ解決ス

約 束

一旗號ハ薩州侯御章拜借之事

一毎日之事務當番士官關轄勿論ニ候得共賞罰其外有廉事件ハ總管へ御相談之事

一薩州ヨリ御乗込士官月俸只今迄之通ニ相定候事

一水夫火焚等薩州ニオイテ被相定候通有之候共此以後働ニ應シ差引可致候事

一商用之儀越荷方ヨリ一人乗組取捌之義ニ付船中一統關係不致候得共積荷出入之義ハ當番士官へ相談之事

一當船之義者海軍局規則外タリトイへ共大略海軍學校之定則ニ從ヒ度候事

一碇船中其外一統月俸之外不條理之失費一切存不申候事

一船中一切之失費ハ會計方引請之事

一當藩商用間暇之節ハ薩州侯運漕物相辨可申候得共其節之失費ハ薩州ヨリ可被差出候事

丑十二月

坂本龍馬

中島四郎

多賀松太郎様 菅野覺兵衛様

寺内信左衛門様 早川二郎様

白峰駿馬様 前河内愛之助様

(編者云白峰ハ勝ノ門弟ニテ越後長岡藩士三島億二郎ノ實弟ナリ)

坂本龍馬海援隊始末二

慶應二年丙寅正月ヨリ
同 三年丁卯九月ニ至

一慶應二年丙寅正月十日龍馬ハ細川左馬之助寺内信左衛門及ヒ長府藩士
三吉慎藏ト海路上京

舊臘桂即チ木戸ノ一行已ニ藝州人ト稱シテ上坂シ京師薩藩邸ニ入り
西郷等ト攻守同盟ヲ締結セントス故ニ龍馬ハ其跡ヲ追ヒテ上坂スル
ナリ

一慶應二年丙寅正月十四日上杉宗次郎竊ニ洋行ノ途ニ上ラントシ社中ニ
違約ヲ詰責セラレテ長崎ニ割腹ス

當時龍馬等ノ社中血判ノ盟約ニ凡ソ社中ノ事大小トナク協議シ一己
ノ利ヲ謀ル可ラス背ク者ハ割腹ニ處ストノ條アリ上杉ノ長州ヲ去ル
ニ臨ミ毛利家ヨリ贈金ヲ受ケ竊ニ帆前船ニ上海ニテ航シ英國行ノ郵

船ニ投セントス偶マ同志ノ知ル所トナリ割腹スルニ至ル
龍馬手記ニ曰ク

○術數有余而至誠不足

上杉氏ノ身ヲ亡ス所以ナリ

一慶應二年丙寅正月十六日龍馬等神戸ニ著シ同十八日著坂夜ニ大坂城代
大久保越中守忠寛ヲ訪ヒ初テ幕吏ノ己ヲ捕ヘントスルヲ知ル

三吉慎藏ノ日記ニ曰ク

夜ニ入り大久保越中守宿所へ坂本氏訪問ニ付同行ス越中守ヨリ内密
示談ノ趣ハ坂本等事ハ探索嚴密ニテ目下長州人同行ニテ入京ノ旨相
知レ其沙汰アリ手配致シタルニ付早々立退キ候方然ルヘシトノコト
云々

一慶應二年丙寅正月十九日坂本等竊ニ武裝シ伏見寺田屋ニ三吉カ留メテ
即夜入京ス

此夜龍馬ハ木戸ヨリ薩カ未タ攻守同盟ノ提議ヲ爲サ、ルヲ聞キテ慨
然西郷ニ向ヒ痛論スル所アリ爲メニ六個條ノ秘約ヲ結フニ至ル是レ
薩長同盟ノ始ナリ

一慶應二年丙寅正月二十三日幕吏龍馬ヲ寺田屋ニ襲フ龍馬三吉ト共ニ奮
闘シ圍ヲ脱シテ走り翌二十五日伏見薩藩邸ニ投シ繼テ兵隊ヲ以テ龍馬
ヲ京師薩邸ニ護送ス

一慶應二年丙寅正月二十三日木戸大坂ヨリ龍馬ニ書ヲ寄セ薩長秘約六個
條ノ裏書ヲ請求シ來ル

木戸書中ヨリ右六個條ヲ披抄スヘシ

一戰ト相成候時ハ直様二千余ノ兵ヲ急速差登シ只今在京ノ兵ト合シ
浪花ニモ千程ハ差置京坂兩所ヲ相固メ候トノ事

一戰自然モ我勝利ト相成候氣鋒有之候時ハ其節朝廷へ申上屹度盡力
之次第有之候トノ事

一 萬一負色ニ有之候トモ一年ヤ半年ニ決シテ潰滅致シ候ト申事無之
 事ニ付其間ニハ必盡力之次第屹度有之候トノ事
 一 是ナリニテ幕兵東歸セシトキハ屹度朝廷ニ申上直様冤罪從朝廷御
 免ニ相成候都合ニ屹度盡力可致トノ事
 一 兵士共上國ノ上橋會桑モ如只今次第二テ勿休ナクモ朝廷ヲ擁シ奉
 リ正義ニ抗シ周旋盡力ノ道ヲ遮リ候時ハ終ニ及決戰候外無之トノ
 事

一 冤罪モ御免ノ上ハ双方誠心ヲ以テ相合シ皇國ノ御爲ニ碎身盡力仕
 候事ハ不及申何レノ道ニシテモ今日ヨリ双方皇國ノ御爲皇國相輝
 キ御回復ニ立至リ候ヲ目途ニ誠心ヲ盡シ屹度盡力可仕トノ事

一 慶應二年丙寅二月五日龍馬京師藩邸ヨリ祕約六條ノ紙背ニ朱書シテ木
 戸ノ請求ヲ充ス
 表ニ御記被成候六條ハ小西兩氏及老兄龍等モ御同席ニテ談論セシ所

ニテ毛頭相違無之候後來トイヘトモ決シテ變リ候事無之ハ神明ノ知
 ル所ニ御座候

丙寅二月五日

坂本龍

慶應二年丙寅二月二十四日薩藩使者村田新八櫻島丸乗組員即チ社中ノ
 者ト協議ノ上一タヒ鹿兒島ニ歸航シ更ニ乗組員ヲ解キテ長藩ニ廻航ス
 ヘキニ決定ス

當時木戸ヨリ廣澤等へ與へシ書中ノ一節ニ曰ク
 一 薩人罷越候儀不別事先達乗組之人數如御承知議論沸騰始終之處治
 リ兼候様子ニ被相察候間必竟彼ノ乗組人數彼方へ引受吳候様相賴置
 候處於國許評決候事ニ付歸國ノ上得ト寡君へモ申入何トカ評決可仕
 ニ付乗組人數ヲ何卒乙丑丸ニテ彼國迄送り届候様ニトノ事ニ御座候
 此日薩藩使者ヨリ櫻島丸乗組士官へ左ノ通知書ヲ發セリ
 先日組御咄申上置候乙丑丸御船弊國へ此節廻船之儀山口ニテ及御談

判候處御方御一列ニテ廻船彌以開濟被下別テ仕合之至ニ御座候就テ
ハ馬關ヘ差御シ相成居候俵米之儀モ其節積込方御取計ヒ被下候筈ニ
御座候ニ付左様御心得被下度尤此御方様是迄御乗組之人數ハ廻船之
節ハ別テ御斷申上置候事御座候是以其通木戸君御承知被下居候ニ付
此段用事マテ一筆爲御心得如此得御意候以上

二月二十四日

村田新八

川村與十郎

小谷耕造様
菅野覺兵衛様

要用

(編者云社中ト長藩トノ衝突ハ最初乗組員ヲ社中ノ者ニスルトノ非
上ノ私約ニ關シテ海軍局ノ異議ニヨリ之ヲ果ス能ハサリシニ因ル
又櫻島丸ハ社中ノ命名スル所ニシテ長藩ハ之ヲ乙丑丸ト命名セシ

ナリ

一慶應二年丙寅三月四日龍馬ハ西郷小松及ヒ三吉慎藏池内藏太ト共ニ薩
藩汽船三邦丸ニ搭シ大坂ヲ發シ同七日馬關ニ達シ三吉上陸ス同八日長
崎ニ達シ池内藏太上陸ス同十三日鹿兒島ニ著ス

當時龍馬妻良子ヲ同伴シ來リ小松ノ宅ニ寓ス

一慶應二年丙寅三月十八日龍馬夫妻鹿兒島ヲ發シ霧島山温泉等ニ遊浴ス

伏見ニ傷ク拇指療養ノ爲メナリ

一慶應二年丙寅四月二十二日龍馬夫妻鹿兒島ニ歸ル同十四日龍馬開成所
ヲ參觀ス

此日龍馬薩藩有力者ニ向ヒ海軍養成ノ必要ヲ説ク所アリシト云フ

一慶應二年丙寅五月朔日櫻島丸長藩進物ノ米穀ヲ積ミ馬關ヨリ長崎ヲ經
テ鹿兒島ニ廻航投錨ス

此日乗組員寺内信左衛門上陸シテ龍馬ヲ訪ヒ木戸ノ書ヲ致シ且ツ途

上「ワイルウエルウエフ」號遭難ノ急ヲ告ク

一慶應二年丙寅五月二日曉「ワイルウエルウエフ」號五嶋沖ヲ過キ塩屋崎ニテ難破船將黒木以下溺死スル者多ク乗組員池内藏太亦死ス

瑞山會編纂池内藏太傳ニ曰ク

櫻島丸ヲ以テ「ワイルウエフ」帆船ヲ率キ長崎ヲ發ス途中風浪惡ク帆船

進ムヲ得ス聯索ヲ斷チ汽船ハ進ミ帆船ハ風ニ隨テ廻航シ肥前五島ヲ

過キ塩屋崎ニ至リテ天將サニ明ケントシテ颶風俄ニ起リ乗組員皆力

ヲ極メテ防護スト雖モ風力益ス暴烈ニシテ之ヲ避ル術ナク漂蕩中船

体破壊シ内藏太及ヒ船將黒木小太郎等遂ニ溺死云々

一慶應二年丙寅五月二十九日龍馬將サニ鹿兒島ヲ發セントスルニヨリ西

郷ヲ訪フ

此日「ワイルウエフ」號生存者浦田運次郎及ヒ水夫二人ヲ小松ニ託ス

一慶應二年丙寅六月二日龍馬櫻島丸ニ搭シ鹿兒島ヲ發ス

長藩四境幕軍ト開戦ノ期漸ク迫ルカ故ナリ

一慶應二年丙寅六月十四日龍馬ハ塩屋崎海濱ニ至リ池以下十四人溺死者ノ墓碑ヲ建ツ

一慶應二年丙寅六月十五日龍馬櫻島丸ニ搭シ長崎ヲ發シ同十六日馬關ニ至ル

此日櫻島丸初テ長藩ノ有ニ歸シ單ニ乙丑丸ト稱ス當時已ニ幕軍ト開戦中ナルヲ以テ高杉晋作ハ龍馬ニ謀リ乙丑丸乗組員菅野覺兵衛ヲシテ高杉ノ指揮ヲ受ケシム

一慶應二年丙寅六月十七日曉長藩ノ乙丑丸ハ丙寅丸ト共ニ他ノ汽船帆船ヲ率キ田之浦及ヒ門司沿岸ヲ砲撃ス

龍馬土佐ノ實兄權平ニ送リシ書翰ノ一節ハ左ノ如シ

一七月頃蒸汽ヲ以テ薩州ヨリ長州へ使者ニ至ル時頼マレテ無據長州ノ軍艦ヲ率ヒテ戦争セシニ是ハ何ノ事モナク面白キ事ニテアリシ

一慶應二年丙寅六月二十日龍馬ハ高杉ト謀リテ九州諸藩操縱策ヲ書ス
馬關白石正一郎ノ日記ニ曰ク

廿日朝土州坂本良馬君入來高杉ト談話其末高杉同道ニテ出關薩人右
田傳兵衛今朝ヨリ太宰府迄可差出筈之處薩人山田孫一郎來關ニ付止
めに相成是は兩肥筑久留米柳川へ書翰届方頼ムノ策也右ニ付高杉坂
本同道馬關へ行かれ候夜遅く此方へ歸ル

一慶應二年丙寅七月(日不詳)龍馬一書ヲ兄權平ニ寄セ薩藩ノ保護ニヨリ航
海業ニ從事スルヲ告ク

龍馬ノ兄權平ニ送リシ書中ノ一節ニ曰ク
一私今志延テ西洋船ヲ取リ入タリ又ハ打破リタリ致シ候元ヨリ諸國
ヨリ同志ヲ集メ水夫ヲ集メ候ヘドモ仕合ニハ薩州ニテハ小松帶刀西
郷吉之助ナトガ如何ホドヤルカヤリテ見給ヘナド申クレ候甚々當時
ハ面白キ事ニテ候

一慶應二年丙寅八月(日不詳)龍馬長崎ニ在リ越前藩士下山尙ニ幕府政權奉
還ノ策ヲ説ク

下山尙西南紀行ノ一節ニ曰ク

(前略)一夕余氏カ門ヲ叩ク出テ迎ヘ坐久シテ談天下ノ事ニ及フ氏危
坐低聲語テ曰ク方今鎖攘ノ説一變シテ討幕ノ議踵キ起ル而シテ幕府
自反ノ念ナク專横日ニ甚タシ恐クハ救フベカラズ略中
政權奉還ノ策ヲ速カニ春嶽公ニ告ケ公一身之レニ當ラバ幸ヒニ濟ヘ
キモノアラシ云々

一慶應二年丙寅九月二十三日豊信ノ内命ニヨリ佐々木三四郎毛利夾輔等
時勢探索ノ爲メ太宰府ニ至ル

是レヨリ先キ征長ノ幕軍連敗遂ニ將軍ノ喪ヲ以テ停戦ノ令ヲ下シ天
下ノ形勢一變セントス乃チ此ノ舉アリ始テ薩長兩藩攻守同盟ノ秘密
ヲ探知シ藩論亦佐幕ニ局セサルニ至ル

一慶應二年丙寅十月(日不詳)中岡慎太郎時勢論ヲ著シ土藩在京ノ重役毛利等ニ諷スル所アリ

當時土藩重役福岡藤次小笠原唯八ハ出京シテ専ラ薩藩ト交誼ヲ結フト云フ

一慶應二年丙寅十一月下旬(日不詳)龍馬長崎ニ在リ薩藩ノ勘定方五代才助ヲ伴ヒ馬關ニ來リ長藩重役廣澤等ト謀リ兩藩協同ノ一商社ヲ創立ス
慶應二年寅十一月於馬關相對候事

薩藩五代ヨリ長藩廣澤請取

商社示談箇條書

- 一商社盟誓之儀者御互之國名ヲ不顯商家ノ名號相唱可申事
- 一同社中ノ印鑑ハ互ニ取替置可申事
- 一商社組合ノ上ハ互ニ出入帳ヲ以テ公明之算ヲ顯ハシ損益ハ半折スヘキ事

一荷方船三四艘相備薩藩之名號ニシテ國旗相立置可申事

一馬關通船之儀ハ何品ヲ論セス上下共ニ可成差止メ譬ヘ不差通候而不叶船ト云ヘトモ改不相濟趣ヲ以テ可成引止置候儀同商社之最緊要タル眼目ニ候事

一馬關通船候節ハ日數二十五日前同社中へ通信之事

一慶應二年丙寅十二月中旬(日不詳)龍馬土藩探索溝淵廣之丞ヲ木戸ニ介シ時勢視察ノ便ヲ得セシム

當時木戸ヨリ溝淵ニ託シテ龍馬ニ致セシ書中ニ左ノ一節アリ

貴國ノ弊國ヲ御疑惑被成候事ハ中々容易ニ無御座候間御氷解ナド申候事ハ六個敷事ト元ヨリ奉存候乍然溝淵君ニ態々御出被下候儀ハ難有奉存候事ニ御座候

(按スルニ去ル亥年八月十八日京師政變以後土藩ト長藩トノ交際ハ全ク斷絶シ居タルヲ以テ木戸ハ此言アルナリ)

一慶應三年丁卯正月三日龍馬馬關止宿所ヲ阿彌陀寺伊藤助太夫方ニ定ム

此日龍馬ノ木戸ニ致ス書中ノ一節左ノ如シ

兼テ御示ノ如ク越荷方久保松太先キニ御目ニ掛リ止宿所ヲ御頼ミ則チ伊藤助太夫方ニ相成申候

一慶應三年丁卯二月下旬(日不詳)龍馬初テ土藩參政後藤象二郎ト長崎清風

亭ニ會シ遂ニ相許スニ至ル

是レヨリ先キ後藤艦船購入等ノ爲メ土佐ヨリ長崎ニ出張シ更ニ上海ニ航シテ歸ルヤ後藤ヨリ之ヲ招待ス龍馬來ル時戒心アリシモ一見舊ノ如シ

翌月十日龍馬ガ馬關ヨリ長府ノ三吉ニ致セシ書中ノ一節左ノ如シ
○其内土佐國ノ勢ガナヲリ長崎ニ出テタル參政後藤庄次郎共小弟ハ面會十分議論シタリシニ大ニオモシロキ勢當年七八月ノ頃ニハ土佐モ立ナホリテ昔日ノ薩長土ニナリハスマイカト相樂ミ申候

又當時龍馬ガ姉乙女ヘ送リシ書中ニモ左ノ一節アリ

先日中私ノ手本ツガフアシク一萬〇五百兩トイウモノナケレバナラスト心ヲツカヒシニ不計モ後藤庄次郎ト申ス人ガ出シクレ候此人ハ同志中ニモオモシロキモノニ候

(編者云從來社中ノ資金ハ小松ノ手ヲ經テ薩藩ノ資給ニ頼リシモ後藤ト會見以後ハ土藩貨殖局ノ資給ヲ受クルニ至リシナリ)

一慶應三年丁卯三月朔日土藩參政福岡藤次長崎ニ出張シ龍馬ト交ル

福岡ハ去ル二月二十五日海路高知ヲ發シ勤王黨同志門田爲之助亦其ノ隨員トシテ來レリ

一慶應三年丁卯四月初旬(日不詳)龍馬ノ社中初テ土藩ニ附屬スルノ名義ヲ得テ海援隊ト稱シ龍馬其ノ隊長ニ任セラレ更ニ海援隊約規ヲ定ム

海援隊日史ニ曰ク

一慶應三丁卯四月本藩參政福岡藤次命ヲ奉シテ長崎ニ來ル時ニ才谷

梅太郎馬關ヨリ來リ命ヲ拜ス其文ニ

覺

坂本龍馬事

才谷梅太郎

右者脱走罪跡被差免海援隊長ニ被仰付之

但隊中ノ處分一切御任セ被仰付之

卯ノ四月

海援隊約規

凡嘗テ本藩ヲ脱走スル者及他藩ヲ脱走スル者海外ノ志アル者此隊ニ
入ル運輸射利開拓臨機本藩ノ應援ヲ爲スヲ主トス今後自他ニ論ナク
其志ニ從テ撰テ入之
凡隊中ノ事一切隊長ノ處分ニ任ス敢テ或ハ違背スル勿レ若暴亂事ヲ
破リ妄謬ノ害ヲ引クニ至テハ隊長其死活ヲ制スルモ亦許ス

凡隊中忠難相救ヒ困危相護リ義氣相責メ條理相糺シ若クハ獨斷果激
儕輩ノ妨ヲ爲シ若クハ儕輩相推シ乘勢強制シ他人ノ妨ヲ爲ス是尤モ
慎ム可キ所敢テ犯ス勿レ

凡隊中修業分課政法火技航海機械學語等ノ如キ其志ニ隨テ執之互ニ
相勉勵敢テ或ハ懈ルコト勿レ

凡隊中所費ノ錢糧其自營ノ功ニ取ル亦互ニ相分配私スル所アル勿レ
若舉事用度不足或ハ學科缺乏ヲ致ス隊長建議出崎官ノ給辨ヲ埃ツ(下
略)

慶應三丁卯四月

是ニ於テ隊員漸ク増ス前後來リ加ル者菅野覺兵衛澤村總之丞高松太
郎安岡金馬石田英吉中島作太郎長岡謙吉渡邊剛八小谷耕藏佐柳高次
腰越次郎白峰駿馬三上三郎山本復輔野村維章等數十人ニ至ル長岡ハ
其ノ書記タリ又小谷常ニ佐幕ヲ主張シテ屈セズ同志之ヲ除名セント

龍馬ニ迫ル龍馬曰ク一人ノ異論者ヲ隊中ニ容ル亦可ナラスヤト同志却テ其ノ度量ニ服シテ復タ云ハス

一慶應三年丁卯四月十九日龍馬等銃器彈藥ヲ豫州大洲藩汽船伊呂波丸ニ積ミ長崎ヲ解纜シ同二十三日夜備後鞆ノ沖ニテ紀藩軍艦明光丸ト衝突シ伊呂波丸沈没シ龍馬纜ニ身ヲ以テ遁レ鞆ノ津ニ達ス

是レヨリ先キ龍馬大洲藩ニ説キ一汽船ヲ購ハシメ之ヲ伊呂波丸ト名ツケ國島六左衛門ヲ船將トシ渡邊剛八小谷耕藏等ヲ士官トシ航海ニ從事セシメシナリ

海援隊航海日記ニ曰ク

慶應丁卯四月十九日いろは丸紅白紅ノ旗章ヲ揚ケテ長崎港ヲ發ス同廿三日第十一字號ヲオーストレンワイト東南一點ニ取リ讚州箱ノ岬ノ沖ヲ過ク時ニ蒸汽船一艘東方ヨリ來ルアリ橋上白色ノ號燈ト右舷ニ懸リタル青色ノ號燈トヲ右斜形ニ見タリ彼船進駛右ニ斜回シ我右舷ニ

迫近ス因テ我船ヲ左方ニ開ク然ルニ彼船仍右旋シ來リ船首ヲ以テ我右方ヨリ蒸汽室ヲ衝突ス烟筒及中橋一時ニ摧折ス其響雷ノ如シ潮水混々トシテ船腹ニ入り船首先ツ水中ニ沈マントス當番士官佐柳高次甲板上ニ在リ頻リニ彼ノ舟人ヲ喚トモ曾テ應ヘス機關者腰越次郎哨船ノ錨ヲ打掛ケ躍テ船中ニ入ル佐柳高次簿壽官小曾根英四郎水手小頭梅吉等モ亦登ル騷擾ノ際彼自ラ船ヲ退事凡ソ五十間許再進駛シ來テ我右艦ヲ突ケリ始メ佐柳等彼船ニ到リシ時甲板上ニ在ルモノ凡二十人許再三何人ノ船ソト問ヒシカトモ或火役或便船人ナリトテ更ラニ一個ノ士官ヲ見ス由テ彼水手ヲ督促シテ哨船一艘ヲ下ロサシメ先我便船人ヲ彼船ニ移シ才谷梅太郎モ相次テ到リ彼船長高柳楠之助ニ遇フ於是始メテ紀伊公ノ運送船明光丸ナルヲ知レリ才谷請テ曰兩船等シク公事ニ走ル然ルニ我船獨如此願クハ君ノ船モ亦暫ク此地ニ留メヨ高柳曰ク君カ言宜ナリ然リト雖モ僕カ事モ亦甚急ナリ宜ク先鞆

津ニ到リ事ヲ議スヘシト才谷曰諾乃彼ノ哨船ヨリ我船ニ歸リ小谷耕藏渡邊剛八等ト合ヲ水手ニ傳ヘ共ニ明光丸ニ到ル此時月正ニ山頭ニ昇ントス我士官等皆謂フ船ヲ彼船ニ約シ其全没ヲ拒ント蓋シ我公物ヲ存センコトヲ欲シテナリ然レモ彼衆其一併ニ沈没センコトヲ恐レテ敢テ許サス又艦中ニ在ル所ノ公物ヲ彼船ニ移サント議シ兩船ヲ接近セシメントスレモ彼船運轉自在ナラス終ニ巨索ヲ以テ之ヲ牽ク率クテ少時ニシテ全ク沈没ス唯海水ノ蒼々タルヲ見ルノミ忽聞ク號笛ノ聲波間ニ搖クヲ梅吉金兵衛等泳テ明光丸ニ達ス同乗ノ者皆會ス凡三十四人被傷者三人士官等紅白紅ノ旗章ヲ護シ翌廿四日備後ノ鞆津ニ達ス

海援隊文司 長岡謙吉筆記

一慶應三年丁卯四月二十九日龍馬士官水夫ヲ率キテ馬關ニ至ル
鞆ノ津ニ於テ紀藩乗組重役トノ交渉不調ニ歸シタルヲ以テ更ニ長崎

ニ至リ公裁ヲ受ケントスルナリ

一慶應三年丁卯五月五日龍馬一書ヲ長府ノ三吉慎藏ニ寄ス

右書中ノ要領ハ左ノ如シ

私シ出崎ノ上ハ此度ノ紀土ノ論ガドフカタ付申カモ不被計故ニ小弟カ命モ又不被計サレトモ國ヲ開クノ道ハ戰スルモノハ戰ヒ修行スルモノハ修行シ商法ハ商法デ名々カヘリ見ズヤラ子バ不相成事故小弟出崎ノ上ハ諸生ノ稽古致ス所ダケハシテオキ候云々

一慶應三年丁卯五月八日龍馬長崎ニ向フテ發シ三吉ニ妻ノ事ヲ託ス

此度出崎仕候上ハ御存ノ事件ニ候間萬一ノ御報知仕候時ハ愚妻義本國ヘ送り返シ可申然レバ國下ヨリ家僕及老婆壹人御家マデ參上仕候其間愚妻ヲシテ尊家ニ御養置可被遣候様萬々御願申上候拜稽首

五月八日

龍馬

慎藏様左右

一慶應三年丁卯五月十三日龍馬長崎ニ著シ後藤ニ衝突ノ事情ヲ告ケ紀藩
トノ談判準備ニ著手同十五日紀藩ト談判ヲ開始ス

此日紀藩列席者高柳楠之助岡本覺十郎成瀬國助福田熊楠岡崎桂助中
谷光助上西米藏尾崎十兵衛中崎市右衛門土藩列席者才谷梅太郎小谷
耕藏渡邊剛八長岡謙吉腰越次郎森田昔三橋本麒之助ナリ

一慶應三年丁卯五月二十二日東福寺ニ於テ土藩後藤象二郎紀藩茂田一次
郎即チ兩藩代表者ノ資格ニヨリ談判開始遂ニ其ノ筆記ヲ英國水師提督
ニ出シ其ノ裁決ヲ仰クヘキヲ約ス同二十六日後藤聖福寺ニ茂田ヲ訪ヒ
證書ヲ交換ス

明廿七日英國水師提督ヘ和文ノ儘口上ヲ以テ申見之筈若先方差支有
之候ハ、日送之筈致承知候

五月廿六日

茂田 一次郎

後藤 象二郎殿

萬國公法ニ於テ若出金之振合ニ相決シ候ハ、拙者章鑑渡シ置キ其期
ヨリ五ヶ月限り金子相渡可申事

五月廿六日夜

茂田 一次郎

後藤 象二郎殿

一慶應三年丁卯五月二十七日紀藩重役和裁ヲ薩藩五代才助ニ託シ同二十
九日紀藩遂ニ損害賠償ヲ約スルニ至ル

今朝ハ御病中昇堂仕候處御痛苦ヲ押テ御用辨被成下奉大謝候拙生モ
歸宅仕候處紀藩相待居候ニ付則愚存見込之次第論話ニ及候ヘバ愈其
曲ナルヲ知リ只管咤出如何様共小生差圖通畏候ニ付其趣一先拙生御
通話致シ吳候様ニトノ趣申出再三辭退致シ候得共頻ニ歎願難默止明
光丸船長ヲ始一統ヨリ御咤ト申上候得バ随分御通話之筋モ可有之候
尙又御評議有之度相答今夕総決申出相成筈ニ候就テハ明朝昇堂御直
ニ可申上候得共其内奉得貴意候艸々頓首

廿七日

五代才助

後藤象二郎様

昨日御定約申上候沈没之事今日英國水師提督へ質問之儀ニ付薩州五代才助昨夜已來兩度迄罷越種々及談判最早對薩州不得止事ニ相成暫時五代ニ任シ置キ申候提督ニハ當方ヨリ宜敷申通置候此條御通達申上度如此ニ御座候

五月廿七日

後藤象二郎

茂田一次郎様

又此日龍馬ヨリ士官ニ報告セシ書面ハ左ノ如シ
先達テイロハ丸紀州軍艦之爲ニ衝突被致途ニ及沈没候儀ニ付薩州五代才助紀ノ内意ニヨリ度々後藤象次郎へ誤出何分對薩州不得止譯ニ相成一先五代之申條ニ任セ候處今日紀之官長後藤へ罷越重々誤入候趣申ニ付許シ遣シ候尤船貨公物并ニ水夫旅人手廻リ之品ニ到迄一切

償金相立候條約ニ候此條官長ヨリ被申聞候間御掛合申候以上

五月廿九日

才谷梅太郎

小谷耕藏殿

渡邊剛八殿

右之通隊長ヨリ通達有之候ニ付御承知之上水夫共へモ御通達可被成候以上

五月廿九日

小谷耕藏

渡邊剛八

佐柳高次殿
腰越次郎殿

一慶應三年丁卯六月九日龍馬ハ後藤ト共ニ長崎ヲ發シ同日馬關ニ木戸ヲ訪フモ在ラス同十三日ヲ以テ大坂ニ著シ即夜京師ニ向フ
是レヨリ先キ容堂豊信召ニ應シ入京スルニ臨ミ後藤ニ東上ノ命ヲ傳

フルモ偶マ伊呂波丸衝突事件等ニヨリ其期ヲ遷延シタルナリ

一慶應三年丁卯六月十五日後藤初テ大政返上建白ヲ藩論トスルニ決ス龍

馬爲メニ長岡謙吉ヲシテ八策ヲ草セシム

中岡日記ニ曰ク

同十五日晴後藤面會聞昨夜政府議論決ス云々○才谷面會云々

所謂八策ナルモノ左ノ如シ

一天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還セシメ政令宜シク朝廷ヨリ出ツヘキ事

一上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ萬機ヲ參贊セシメ萬機宜シク公議

ニ決スヘキ事

一有材ノ公卿諸侯及ヒ天下ノ人材ヲ顧問ニ備ヘ官爵ヲ賜ヒ宜シク從

來有名無實ノ官ヲ除クヘキ事

一外國ノ交際廣ク公議ヲ採リ新ニ至當ノ規約ヲ立ツヘキ事

一古來ノ律令ヲ折衷シ新ニ無窮ノ大典ヲ撰定スヘキ事

一海軍宜ク擴張スヘキ事

一御親兵ヲ置キ帝都ヲ守衛セシムヘキ事

一金銀物貨宜シク外國ト平均ノ法ヲ設クヘキ事

以上八策ハ方今天下ノ形勢ヲ察シ之ヲ宇内萬國ニ徵スルニ之ヲ捨テ

他ニ濟時ノ急務アルナシ苟モ此數策ヲ斷行セバ皇運ヲ挽回シ國勢ヲ

擴張シ萬國ト並立スルモ亦敢テ難シトセス伏テ願クハ公明正大ノ道

理ニ基キ一大英斷ヲ以テ天下ト更始一新セン

一慶應三年丁卯六月二十三日土藩大監察佐々木三四郎等龍馬ト東山噌々

堂ニ會シ其ノ所見ヲ聽取

佐々木ノ日記ニ曰ク

此ノ日才谷曰ク吾カ藩ハ是迄幾度モ藩論ノ變シタル故薩藩モ未タ疑

念解ケス此度ハ十分目的相立テ變換無之ヲ要スト自分曰尤ナル事也

然レモ此度ハ最早時勢モ切迫セル上ニ後藤ヲ初メ是レ迄ノ佐幕家モ

大政返上ノ事ニ熱心セリ如何様相成候テモ此度ハ孰レニモ踏込子バ不相立場合ニ乗込ミ候間何トカ十分ノ芝居ハ出來ベシ安心アレト才谷笑曰何カハ芝居出來ルトハ名言ナリ何ニモ致セ一ト芝居興行スレバ夫ヨリ事初ルベシ云々

才谷石川兩人ノ考ニモ大政返上等ノ事ヲ吾カ藩主張シ其ノ主人ト相成候ハ、薩藩モ必ス信用スベシ薩長人モ土佐ヨリ何カ主人ニ成ル事ヲ出候事ヲ望ナラン是レハ引ニ引レヌ場合ニ立至ラ令ムルノ心算アラント思フナリ十分盡力アリタシト云々

一慶應三年丁卯七月朔日後藤ハ薩藩邸ニ至リ討幕舉兵ノ期ヲ緩メンコトヲ請フ龍馬其間ニ盡力スル所アリ同三日京師ヲ發シ歸國ス豊信ヲ説クニ大政返上案ヲ以テセンカ爲メナリ

左ニ參考トシテ中岡ノ日記ヲ掲ケン

七月朔日晴才谷ト十津ニ至ル○此日後藤薩邸ニ行ク同二日晴小松大

久保土役ト會ス同三日晴參政等歸國後藤ガ永井主水正ニ至ル

一慶應三年丁卯七月二十日龍馬再ヒ入京ス

中岡日記ニ曰ク此夕才谷上著

一慶應三年丁卯七月二十八日幕府大監察永井主水正土藩重役ヲシテ即時下坂セシム長崎英國水夫殺害事件ニ付公使ヨリ海援隊士ニ嫌疑アリト談判セルニ因ル

一慶應三年丁卯七月二十九日龍馬海援隊士嫌疑事件ノ爲メニ京師ヲ發シ下坂ス

此日龍馬情ヲ越前春嶽ニ訴ヘ其ノ豊信ニ致スノ書ヲ己ニ託セシメテ發ス

一慶應三年丁卯八月朔日龍馬大坂ヨリ神戸ニ至リ大監察佐々木等ノ搭スル薩藩汽船三邦丸ニ投シテ歸國ス

同二月三邦丸須崎港ニ達スルモ佐々木ハ佐幕黨ノ指目ヲ憚リ更ニ龍

馬ヲシテ港内碇泊ノ夕顔丸ニ潜匿セシム而シテ其ノ春嶽ノ書ハ佐々木之ヲ携ヘ豊信ニ呈スルモ豊信敢テ龍馬ノ事ヲ問ハサリシ

一慶應三年丁卯八月六日英國公使ハークス軍艦ニ搭シテ須崎港ニ來ル藩廳後藤等ヲシテ之ニ應接セシメ夕顔丸ニ談判ヲ開ク

當時龍馬其席ニ列スル能サルモ竊ニ後藤ニ告クルニ海援隊士ノ所爲ニ非サルノ事實ヲ以テセリ

一慶應三年丁卯八月八日夜龍馬竊ニ上陸シ同志川原塚茂太郎ヲ訪ヒ時勢ヲ談シ且ツ高知ノ實兄權平ニ一書ヲ奇セ事情ヲ報ス

其書ノ要領左ノ如シ

先頃長崎ヨリ後藤參政ト同船ニテ上京仕候處此頃英國船御國ニ來ルヨシナレバ又由井參政ト同船ニテ須崎港マデ參リ居申候ヘトモ窃ニ事ヲ論シ候ヘハ今マデ御無音申上候此度英船ノマキリ候故ハ長崎ニテ英ノ軍艦水夫兩人酔テ居リ候處ヲタレヤラ殺シ候ヨシ夫ヲ幕吏ニ

土佐國ノ人ガ殺シ候ト申立候ヨシ其故ニテ御座候其ノ英ノ殺サレル時ハ去ル七月六日ノ夜ノコトニテ同七日朝私持ノ風帆船横笛ト申ガ出帆致シ又御國ノ軍艦カ同夜ニ出帆仕候右ノツガフヲ以テ幕吏ガ申ニハ殺シ候人ガ先ツ横笛ニテ其場引取リテ又軍艦ニ乘リウツリ土佐ニ歸リ候ト申立候ヨシ也夫レニ幕軍艦英軍艦トモニ參リ候ヨシ也然レトモ先ツ後藤由井佐々木ノ談判ニカタ付申候

一慶應三年丁卯八月十二日龍馬ハ大監察佐々木及ヒ隨員松井周助岡内俊太郎等ト共ニ夕顔船ニテ須崎港ヲ發シ長崎ニ向フ英國書記官「サト」モ亦同船ス

是レ海援隊士取調ノ爲メ土藩重役長崎ニ出張スルノ件ヲ以テ一先ツ談判ヲ中止シタレバナリ

一慶應三年丁卯八月十四日龍馬等馬關ニ寄港ス即チ一書ヲ長府ノ三吉ニ致シ上國ノ形勢ヲ報ス

薩此頃^{大凡吉}之助等決心幕ト一戰相心得候得トモ土佐後藤庄次郎カ今一度
上京ヲマテ居申候先頃私後藤庄次郎上京シテ西郷小松ト大ニ約シ候
事有之候故ナリ○^{後藤庄次郎ハ今月十七日上京}私事ハ是ヨリ長崎へ出テ蒸氣船ヲ求
候^{使者又ハ飛脚ニ用ヒ候}テ爲メ小ナル蒸氣船ナリ早々上京ト相心得申候思フニ一朝幕ト戰爭致
シ候時ハ御本藩御藩薩州土佐ノ軍艦ヲアツメ一組ト致シ海上ノ戰仕
候ハスハ幕府トハトラモ對戰ハ出來申間敷御ウチ合モ仕度候得共何
レ長崎ヨリニ致シ可申カ近日京師ノ戰ニ出候人々少々御出シ被成地
利ナド御見合可然ト奉存候

一慶應三年丁卯八月十五日龍馬等長崎ニ著シ海援隊士嫌疑事件ニ付貨殖
局出張員岩崎彌太郎等ト商議スル所アリ

佐々木ノ日記ニ曰ク

八月十五日曇夕七ツ半時頃長崎へ入港商會ニ至リ夫ヨリ池田屋ニ寓
ス夜中松井周助才谷梅太郎岩崎彌太郎來會英人事件相談シ鶏鳴過キ

臥床ス

一慶應三年丁卯八月廿日夜龍馬ハ佐々木ヲシテ長藩ノ木戸ト玉川亭ニ會

合セシメヌ水戸ノ爲メニ藩金千兩ヲ借ス事ヲ周旋ス

夕方才谷梅太郎迄同伴玉川ニテ長崎木戸氏ニ面會時勢ノ事ヲ談ス此
頃木戸ハ薩人ト表向ハ名乗出崎致候處長藩船修覆ニ俄ニ取掛リ出來
ノ處金千兩不足ニテ大ニ困却ニテ才谷へ相談ニ相成才谷ヨリ自分へ
申來候處役場ニ無之ニ付商會へ相談致シ右金子相調へ木戸へ送リタ
リ(中略)其節木戸ノ咄ニ此頃英ノ「サト」ニ面會候處同人曰此度三藩盡
力ニテ大變革ノ事ヲ周旋ノ由此ノ事若シ出來不申候ハ、歐州ノ諺ニ
老婆仕事ト申候十分御盡力アリタシト英ノ一書記ヨリ如此事ヲ聞ク
此度ノ事不相成候ハ、最早内外ニ對シテ面皮ナシ御互ニ此度憤發セ
ズハ千歳ノ遺憾ナリ大政返上ノ事モ六ヶ敷歟七八步迄運候ハ、其時
ノ模様ニテ十段目之砲擊芝居ヨリ致方ナシ杯ト、色々相談シテ夜ニ

入リ歸宿ス

一慶應三年丁卯八月二十五日佐々木ハ龍馬ト謀リ岡内俊太郎及ヒ石田英吉佐柳高次等ヲシテ幕府汽船長崎丸ニ搭シ鹿兒島ニ向ハシム海援隊士佐々木榮ヲ拉シ來ラシム

先月英國水夫殺害セラレシ時偶マ横笛船奉行航行ヲ停メラレシニ拘ラス告ケスシテ出發シ又佐々木榮同時ニ他船ニ搭シ鹿兒島ニ航セシヲ以テ幕吏頗ル之ヲ疑フ故ニ龍馬等隊士ヲ會シテ審議シ先ツ横笛船出發始末書ヲ奉行所ニ出シ更ニ幕府汽船長崎丸ヲ借用シテ岡内以下鹿兒島ニ遣ハシ右ノ嫌疑者佐々木榮ヲ拉シ來ラントスルナリ

一慶應三年丁卯八月二十六日龍馬ハ木戸カ去ル二十一日附ノ書ヲ得テ之ヲ佐々木ニ致ス

一筆啓上仕候然ハ今日木圭ヨリ一紙相達候間入御覽候同人耳ハ御國ノ情ニ能通居申候モノニテ彼初強ク後女ノ如ナトハ尤音病ニサシ當

リ申候何卒御國ノ議論モ根強ク仕度候此處一向ニ御盡力奉願候

八月廿六日

直 柔記拜

佐々木大先生

左右

(編者云木戸ノ書長文ナルヲ以テ茲ニハ略ス)

一慶應三年丁卯九月二日岡内石田等佐々木榮ヲ拉シ鹿兒島ヨリ歸航ス翌三日榮等奉行所ノ訊問ヲ受ケ同日龍馬ハ榮ヲシテ始末書ヲ奉行書ニ呈出セシム

當時幕吏ハ榮カ解纜スルニ臨ミテ新衣ヲ著セシ事ヲ深ク訊問シタリト云フ

一慶應三年丁卯九月十日龍馬ハ大監察佐々木ト奉行所ニ召喚セラレ海援隊士ニ無構ト申渡シ嫌疑事件初テ落著ス

龍馬ハ幕府ノ證據ナクシテ妄ニ海援隊士ニ嫌疑ヲ蒙ラシメタルヲ詰

ラント佐々木ニ謀リテ翌日詰責 伺書ヲ奉行書ニ呈出セシム
一慶應三年丁卯九月十一日諏訪神社祭禮ニテ藩士島村雄二郎田所安吾英
米人二名ト衝突シ之ヲ傷ク龍馬ハ佐々木ニ謀リテ自首セシメタルカ爲
メニ釋放セラレ

瑞山會編纂坂本龍馬傳ニ曰ク

龍馬三四郎ト謀テ曰ク英國水夫被害事件今僅ニ一段落ヲ告ケ未タ全
局ヲ結ハサルモ本藩ノ嫌疑稍々解ルニ際シ若シ二人ヲ避ケシメ他日
發覺セハ或ハ前日ノ事ニ牽連シ如何ナル葛藤ヲ生スルヤ測ルヘカラ
ス這般ノ事渠レ固ヨリ暴ニ出テ我レ正當防禦ヲ爲シ誤テ傷ヲ負ハス
者ニシテ條理既ニ明カナリ宜シク公然之ヲ奉行及英米領事ニ告ケ一
モ隠スコトナカルヘシト議遂ニ決ス三四郎由井畦三郎ヲシテ英米領
事館ニ抵リ之ヲ報セシメ又其顛末ヲ書シ奉行所ニ告ク奉行大ニ悅テ
曰ク朝來英米領事ノ照會嚴ナルヲ以テ加害者探索ニ苦メリ今公然ノ

報告ヲ得テ大ニ心ヲ安ス且ツ這般ノ事タル曲彼ニ在リ假令ヒ談判ヲ
開クモ亦容易ナリ若シ隱匿シテ後日發覺セハ事大ニ處シ難カラント
憂慮中此公報ヲ得ルハ眞ニ喜フヘシト既ニシテ畦三郎モ亦歸リ來リ
曰ク其英領事ニ通知スルヤ領事意外ニ出ツルヲ喜ヒ云フ從來貴邦人
ノ外國人ヲ傷害スルヤ往々蹤跡ヲ匿シ爲メニ外人ノ感情ヲ傷ルモノ
多シ今日圖ラサリキ公然貴藩ノ通知ヲ得タリ實ニ兩國交際上親密ノ
徴ナリト

一慶應三年丁卯九月十四日龍馬ハ丹後田邊藩代表者松本檢吾ト商法條約
ヲ結ヒ金五百兩ヲ貸與セリ

條約

一今般貴藩ト商法御取組致候上者以後永續シテ互ニ平等公道ヲ守リ
信實ニ取計ヒ可致候ニ付左ノ條目ヲ相定候
一貴藩御產物長崎へ御出相成候節者賣捌等此方屋鋪ニテ一切引請御

世話可申候若亦品物ニ付時價不當之品有之候ハ、其品物代價ニ應
シ世界定則之步割金ヲ指出シ置直段引合之上惣會計ヲ相立可申候
一貴藩御産物御仕入ニ付金子御入用之節者此方ニ於テ御相談可申候
尤品物長崎へ到著之上ニ而會計相立可申候

一貴船ヨリ御産物御運送相成候得者此方ニ而商船等御用立可申候

一二丹州并但若兩國之産物等此方ニ買入致度節者御隣國之譯ヲ以貴

藩ヨリ御世話被成下度候

一貴藩ニ於テ西洋器械及ヒ諸品物等御入用之節者此方兼而取引之洋
人ヨリ買入可指出候

右之通互ニ相守違背有之間舖仍而定約如件

慶應三年

松平土佐守内

卯九月

才谷 榎 太郎

牧野豊前守様御内

松 本 檢 吾殿

證 書

一金五百兩也

右者此度商方御取組相頼候ニ付産物仕入金之内借用仕候處實正也
然上者大坂表ニオイテ御融通相成候分ト共ニ十一月中旬迄ニ産物
長崎表へ指出シ御返金可仕候條明白ニ御座候爲後日證文仍而如件

丁 卯

牧野豊前守内

九月十四日

松 本 檢 吾

松平土佐守様御内

才 谷 榎 太 郎 殿

一慶應三年丁卯九月十五日龍馬ハ外商ヨリ新式銃千挺ヲ購フ其ノ代價壹
萬八千余兩薩藩ノ附人役汾陽次郎右衛門ヲ説キ佐々木ノ奥印ヲ以テ五千
兩ヲ借リ手金トシテ之ヲ得タリ

海援隊商事秘記拔萃

丁卯九月十四日 蘭商ハットマント條約ライフル一千三百挺買入ノ事ヲ談ス尤モ四千兩入置余分ハ當日後九十日ニ拂渡ス管九月十五日左ノ條約及ヒ金子四千兩持參陸奥陽之助及ヒ請人缺屋與一郎廣世屋丈吉其外人通事末永猷太郎同道ニテ出島ハットマン商會ニ至リ昨日約定ノ通リライフルヲ請取ル事ヲ談シ直ニ引替タリ其ハットマン商會ヨリライフル目錄書付并ニ品位請合書ヲ出セリ末永氏翻譯書モ相添ヘリ

此間種々混シタル事アリ
ハットマンニ出セル證文ニ記ス

但九十日延拂之事

代價壹萬八千八百七拾五兩

内金四千兩入

又金參百六拾兩分九十歩引

差引殘リ

金壹萬四千四百九拾兩

右ハ今般入用ニ付其許ヨリ買受候處實正也九十日限り皆納可申候

三年九月十四日

松平土佐守内

才谷梅太郎

ハットマン商社

前書之通リ相違無御座候若万一延引及ヒ候節ハ我等ヨリ相辨可申候爲後日請印仕候以上

廣瀬 丈吉印

缺屋 與一郎印

一外九月中旬長崎商人八幡屋兵右衛門ヲ以テ薩州藤安喜右衛門ニ大

坂爲替金五千兩ヲ相談ス即チ才谷梅太郎借主ニシテ佐々木三四郎與印ス其始末左ニ記ス

一金四千兩

右ハハットマンニライフル代價ノ内拂入

一金壹千兩

内五百兩田邊藩松本檢吾ニ相渡ス

證書別ニ有之候

又金貳百兩

長崎ニ於テロ入口料トシテ菅野吉田ガ八幡屋兵右衛門へ遺スト云

又金百五拾兩

菅野陸奥兩人上坂ノ入用持參細記ハ別ニ有之但此内ヨリ末永井ニ

商人謝儀等相造且積荷入用モ相籠リ居候

一才谷梅太郎取入候ライフル千三百挺之内百挺丈ケ長崎商人缺屋與

一郎廣瀬屋丈吉兩人ニ相預ケ置候始末

覺

一先日才谷梅太郎買主ヲ以テ蘭人ハットマン商社ヨリ取入リ一千三百挺之ライフル銃之内百挺丈其許御兩人へ御任セ申候間惣金拂入之期限迄可然御取揃被下度候爲念證書仍而如件
年號月日

陸奥源二郎印

菅野覺 永無印

(但此節不居合故ニ印形無之候)

缺屋與一郎殿

廣瀬屋丈吉殿

右之通り相渡シ又缺屋廣瀬屋兩人ヨリ預リ一札取ル

坂本龍馬海援隊始末三

自慶應三年丁卯九月
至同 年十二月晦

一慶應三年丁卯九月(日不詳)陸奥源二郎海援隊ノ運輸擴張ニ關スル意見書
一篇ヲ龍馬ニ呈ス

商方ノ愚案

陸奥源二郎

商船運送之事

一商船運送ニ兩様アリ店引負ト船爲替トナリ店引負トハ譬ハ荷主ヨ
リ若干金高ノ品物ヲ某船ニ積ミ運送センコト望ムルハ定則ノ運賃ヲ
船持ニ拂ヒ了スレバ船持ノ店ヨリ破船引負ノ券書ヲ出スナリ而シテ
船爲替ト云モノハ兼テ船中ニ若干ノ金高ヲ貯ヘ置キ荷主ノ求ニ應
ジ荷物ノ金高ニ七八分ノ金子ヲ出シ先方マテ送り届ケ其ノ上ニテ
運賃ハ勿論爲替金ノ元利共相違ナク請ケ取ル可シ乍併萬一海上ニ

破船ニ及ブリハ船ヨリ出シタル爲替金ハ船持ノ損失トナル也

愚案スルニ洋人ノ運送ハ惣テ店引負ナリ譬ハ在崎ノ商人ガラバ
或ハワールトノ徒ノ商船ヲ借り何地ニ某ノ品物ヲ運送センニハ
其ノ荷物ノ金高ヲ定メ運賃ヲ極メル上ニ於テ破船之時ハ荷主ニ
毫末モ損亡ヲ掛ケザル様ノ券書ヲ長崎ガラバ又ハワールトノ商
會ヨリ出シ置ク故ニ其船無事ニ著船スレバ論ナク萬一破損ニ及
ブレ荷主ニ於テ荷物ノ元價ヲ失却スルニ至ラズ此ノ仕方ハ西洋
人一般ノ定則ニシテ日本運送船ニハ未曾有ノ事ナリ乍併即今我
カ海援隊ノ商船モ段々增多ニ及ヘバ日本海中ノ航海ノミニテハ
事足ル可カラス必ス外國人ノ荷物ヲ運送スルニ至レバ此ノ引負
所ナケレハ其ノ荷物ヲ積マシムルヲ許ス而シテ外國人運賃ノ高
料ナルヲ世人ノ辨知スル事然リ
船爲替ノ事ハ淡路船ヲ始メ諸國ノ運送船ニ於テ是迄既ニ行レ來

レリ是ハ荷主ニ於テハ運賃ノ外高利ノ爲替ヲ借ルヲ故ニ甚タ高
運賃ノ様ニナレト時々大ニ便利ナルモノナリ其譯ハ凡ソ東西ニ
品物ヲ運ヒ利得ヲ千里之外ニ射ント欲スルモノハ萬金ヲ以テ萬
金ノ商賣ヲスルモノナラズ萬金ノ商賣ハ自三四千金ニ辨シ千金
ノ商賣ハ四五百金ニシテ足ルベシ其ノ不足ヲ補フ爲ニ必ス船爲
替ヲ要ス故ニ船ニ爲替金ヲ貯ヘザレハ運送少シ運送少ケレバ空
ク雜費失却シテ港内ニ滯泊スルヲ多カル可シ是レ當今商船ヲ所
持スト雖モ甚タ利益ヲ見ザル所以ナリ我隊ノ商船モ殆ント三艘
ニ及ベレ常時滯泊ノ日多キ譯ハ船中ニ有金少キ故ナリ三艘ヲ減
シ一艘ナリテモ若干ノ中荷金爲替金ノ事ヲ積ミ貯ヘ常時荷主ノ求ニ
應シ間斷ナク諸方ニ運送ヲ務メル様ス可シ是則チ利益ヲ弘シ冗
費ヲ省クノ一法ニシテ當隊ノ基ヲ開カント望ムモノナリ

取組商賣之事

一 取組商賣ハ是迄日本中ニモ儘々有之所謂取組先或ハ中間問屋等ノ
名目ナルモノ也併シ是等ハ其ノ組中ニ互ニ隱利私益ヲ恣ニスルノ
心ナル故ニ動モスレハ爭端ヲ開キ事ヲ破ルコト多シ西洋諸國ノ所謂
コンベンニ、コンメンズ同盟商方トノ如キハ大ニ是ト異ナリ凡ソ同盟
云義ナリノ商社ニ於テ興廢利害ヲ共ニシ公平至當ノ道ヲ踏ミ少シモ奸曲ヲ
生スルコトヲ得ズ其詳ナルコトハ商社盟論ト云フ譯書ニ載タリ
愚案スルニ西洋諸國ノ同盟商方コンベンニ事也ノ仕方ハ同社中利
益ヲ大ニシ損失ヲ少クシ大融通ヲ付ル所ノ良法ニシテ商方ノ根
本是ニ過ルモノナシ然リト雖モ其ノ盟約至嚴至明ニシテ今俄ニ
日本ニ採用シ難キ事件モアル可シ故ニ我隊ニ於テ取組商賣ヲセ
ント欲スレバ是迄日本中ニ行ハレ來ル處ノ取組先又ハ中間問屋
等ノ仕方ニ少ク潤色シテ組合ヲ建ツ可シ

大坂兵庫下之關北國要地敦賀三國 新海等 筥館

此等ノ地方ニハ必ズ組合ナカル可カラズ故ニ此ノ組合ヲ立ツル
爲ニ長崎ニ一之商社ヲ建テ其ノ家ヲ商人名前ニシ其ノ家主ニ隊
士一員ヲ降シ家計商事ヲ司ラシム可シ而シテ西洋ノ商方ヲ取り交
ヘシム此事ハ隊中ノ外他人ニ任ズ可カラス必ズ奸曲ヲ生スルノ
患アラシ

其ノ家主ト定メラレタル隊士ハ閑時ヲ以テ諸國ニ往來シ商事ヲ
帶テ前文ニ載タル地方ニ往キ親シク自カラ取組ヲ結ヒ來ルベシ
此ノ商事ニ預ル隊士ハ商事ノ外決テ他事ニ關係ス可カラス故ニ
兵商ヲ兩ツニ分チ商事ヲ司ル者ハ兵事ニ關セズ兵事ニ關スル者
ハ商事ヲ司ラズ而シテ兩方ハ隊長ノ選舉ニ任シ指揮ニ從フ可シ
此ノ商社ヲ建テ此ノ取組ヲスルニモ多ク煩雜スルニモ及ハズ又
タ多財失却スル可カラズ唯タ最初ニ三四千兩ノ元金ヲ得レバ爾
後永續シテ興榮ス可ク思フ

商船ヨリ船持ニ運上ヲ出セシムル事

一此ハ船長ヨリ船持ニ運上ヲ出スト云フコトハ諸洲ニ希ナルコトニシテ其ノ利害得失ヲ詳ニセズ然レモ士瑞國歐羅巴洲中一國名ノ船持ハ自分ノ船ヲバ一切船長ニ任ジ其ノ利害損得トモ元ヨリ關知セズ唯タ一年中若干金ノ運上ヲ課了スト云近時英國ニモ此ノ仕方ニ慣フテ商船ヲ使用スル商人モアリト云

愚案スルニ此法ハ我隊ナドニ行ヘハ頗ル便利ノ様ニ思フ如何トナレバ我が隊長ハ自カラ事務多忙ニシテ常時ニ同地ニ在留ヲ得ズ且ツ些々タル一船之商事ニ管知スル暇モナカルベシ左スレバ一船ノ事ニ一隊ノ談議ヲ費スルハ事件繁雜ニシテ大ニ商方ノ懸ケ引キヲ誤ル可ク此ノ如クシテ隊中ニ船數增多ニ及ベハ隊中ノ俗務益々增多ニナリ各士モ各業ヲ廢スルニ至ル可シ故ニ本文ノ仕方ニ習ヒ船中ノ諸業都テ船長ハ商事ニ關知スル者ニ任ジ他人

ノ商量ヲ待タス船ヨリ働キ出シタル利益ハ船中ニ分配シ給金諸色ノ料ニ備ヘ而シテ一年定額ノ運上若干金ヲ無相違船長ヨリ隊長ニ上納ス隊長ハ是ヲ以テ隊士ヲ教育スルノ料トス可シ此法一度建ツ上ニ於テ船長ヨリ定額ノ運上ヲ怠ルルハ其ノ船長ヲ退職セシメテ可ナルベシ

斯ノ三條ハ今時我カ海援隊ニ急ニ取行フベキ商方ノ根本ニシテ敢テ世間ニ公行セラレヘキ否ヤハ知ラス勿論我カ隊中トハ云モノ、畢竟予ガ固陋ノ獨考ナレハ其ノ事件ノ彌々適當セルヤ否ハ又タ知ラズ唯々思フニ自言シテ自行スル能ハズ是レ古人ノ愧ル所ナリ故ニ此ノ三條ハ予ガ自カラ行ヒ能フ所ニシテ空談スルニ非ザルモノヲ記ス時惟慶應三年丁卯七月旬八夜將二更風清月明ナリ因テ大浦第十二館ノ寓樓ニ思ヒ出ス儘ヲ筆スト云爾

海援隊士

陸奥源二郎宗光

一慶應三年丁卯九月十八日龍馬ハ岡内俊太郎ト土佐ニ歸國スル爲メ藝藩ノ震天丸ヲ借り新銃ヲ積込ミ長崎ヲ發ス

此日同船者ハ菅野覺陸奥源次郎中島作太郎戸田雅樂及ヒ丹後田邊ノ

松本檢吾等ナリ

一慶應三年丁卯九月二十日震天丸馬關ニ寄港シ菅野陸奥別船ニテ上坂龍馬ハ發スルニ臨ミ木戸ニ一書ヲ留メテ去ル

一筆啓上仕候然ニ先日ノ御書中大芝居ノ一件兼テ存居候處トテ實ニヲモシロク能相ワカリ申候間彌奮發可仕奉存候其後於長崎モ上國ノ事種々心ニカ、リ候内少々存付候旨モ有之候ヨリ私シ一人ノ存付ニテ手銃一千挺買求藝州汽船ヲカリ入本國ニツミ廻サント今日下ノ關マデ參候處不計モ伊藤兄上國ヨリ御カヘリ被成御目ニカ、リ候テ薩土及云々且大久保ガ使者ニ來リシ事迄承リ申候ヨリ急ニ本國ヲスク

ワン事ヲ欲シ此所ニ止リ拜顔ヲ希フニヒマナク殘念出帆仕候小弟思フニ是ヨリカヘリ乾退助ニ引合置キ夫ヨリ上國ニ出候テ後藤象次郎ヲ國ニカヘスカ又長崎へ出スカニ可仕ト存申候先生ノ方ニハ御ヤクシ申上候時勢云々ノ認モノ御出來ニ相成居申候ハント奉存候其上此頃ノ上國ノ論ハ先生ニ御直ニウカバヒ候得バハタシテ小弟ノ愚論ト同一カトモ奉存候得共筆ニハ盡カネ申候彼是ノ所ヲ以テ心中御察可被遣候猶後日ノ時ヲ期シ候誠惶謹言

九月廿日

龍馬

木圭先 生左右

一慶應三年丁卯九月二十四日震天丸土佐浦戸港外ニ碇泊ス龍馬ハ桂濱ニ上陸シ岡内ニ托シテ一書ヲ參政渡邊彌久馬ニ致ス

一筆啓上仕候然ニ此度云々ノ念有之手銃一千挺藝州蒸汽船ニ積込候テ浦戸へ相廻申候參カケ下ノ關ニ立ヨリ申候處京師ノ急報有之候中

ニサシセマリ候勢一變有之候モ今月末ヨリ來月初ノヨウ相聞ヘ申候
 二十六日頃ハ薩州ノ兵ハ二大隊上京其節長州人數モ上坂是モ三大隊計カトモ被存候
 トノ約定相成申候小弟下ノ關居ル日薩大久保一藏長ノ蒸汽船ヲ以テ
 本國ニ歸リ申候御國ノ勢ハイカニ御座候ヤ又後藤參政ハイカバニ候
 ヤ京師ノ周旋クチ下ノ關ニテウ乾氏ハイカバニ候ヤ早々拜顔ノ上萬情申
 述度一刻ヲ爭テ奉急報候頓首

九月二十四日

坂本龍馬

渡邊先 生左右

一慶應三年丁卯九月下旬龍馬ハ先ツ吸江ノ一寺庵ニ潛居シ繼テ參政渡邊
 大監察本山只一郎等ト松ヶ鼻ノ某家ニ密會新銃千挺献上ノ譯ヲ以テ再
 脱藩ノ罪ヲ赦免セラレ
 一慶應三年丁卯九月二十九日龍馬ハ本町ノ家ニ歸リ兄權平及ヒ姉乙女ニ
 對面ス

家ニ止ルコト繼ニ兩日戸田雅樂モ亦龍馬ト共ニ投宿セリ

一慶應三年丁卯十月朔日龍馬ハ岡内中島三澤ト共ニ震天丸ニ搭ス解纜セ
 シモ室戸岬ニテ舵機ヲ損シ須崎ニ逆航ス

此日岡内ハ須崎ヨリ陸行高知ニ至リ藩廳ヨリ胡蝶丸ニ轉搭スルノ許
 可ヲ得タリ

一慶應三年丁卯十月五日龍馬等胡蝶丸ニ搭シ上坂ス

胡蝶丸事務員ハ勤王黨同志上田楠次ナリ
 土佐勤王史ニ曰ク

坂本ハ長崎ヲ發スルニ先チ石田英吉ニ命ジ横笛船ニ石炭ヲ滿載シテ
 神戸ニ回航セシメタルガ此日亦上田ニ説キテ曰ク近日薩長兵隊輸送
 ノ爲メニ多量ノ石炭ヲ要スルニヨリ其ノ價格必ス一時ニ騰貴スヘシ
 足下宜シク今ニ及ンデ其ノ準備ヲ爲シ置クヘキナリト

一慶應三年丁卯十月九日龍馬等京師ニ入ル

此日龍馬ハ陸援隊長中岡ヲ北白川ノ藩邸ニ訪ヒ更ニ後藤ヲ訪ヒテ大政返上ノ模様ヲ聞ク

一慶應三年丁卯十月十日龍馬ハ福岡ノ紹介ニ寄リ幕府若年寄永井主水正ニ説ク所アリ

土佐勤王史ニ曰ク

坂本ノ永井ヲ訪フコト前後三度ニ及ヒシカ最後ニ坂本ハ聲ヲヒソメテ永井ニ一問ヲ發セリ「言太々露骨ナレド貴君自ラ幕府ノ兵力ヲ量リテ薩長兩藩ノ連合ニ當リ得ヘント思考シ玉フカ」ト永井大息シテ曰ク「残念ナカラ勝算ナシト坂本短刀直入ニ然ラハ容堂ノ建白ヲ御採用ノ外ニ道ナキニ候ハスマヤト永井爲メニ首肯セリ

(編者云右ハ福岡子爵ノ談話ニ係ルモノナリ)

一慶應三年丁卯十月上旬(日未詳)龍馬一書ヲ後藤ニ致シテ其ノ進退ヲ警告ス

去ル頃御建言書ニ國体ヲ一定シ政度ヲ一新シ云々ノ御論被行候時ハ先ツ將軍職云々ノ御論ハ兼テモ承リ候此余幕中ノ人情ニ不被行モノ一箇條有之候其儀ハ江戸ノ銀座ヲ京師ニウツシ候事一此一個條サヘ被行候得者カヘリテ將軍職ヲ其マ、ニシテモ名アリテ實ナケレバ恐ル、ニタラズト奉存候此所ハ髓ニ眼ヲ御ソ、ギ砂成不行ト御見トメ被成候時ハ議論中ニ於テ何カ證トスヘキ事ヲ御認メ被成ソシテ破談トハナラサルウチ御國ヨリ兵ヲメシ御自身ハ早々御引取老候ニ御報シ可然ト奉存候破談トナラサル内ニ云々ハ兵ヲ用ルノ術ニテ御座候謹言

十月

榎 拜草

後 藤君

左右

一慶應三年丁卯十月十三日龍馬一書ヲ後藤ニ致シテ之ヲ激勵ス後藤二條

城退出後大政返上案ノ成功ヲ龍馬ニ報ス

御相談被遣候建白之儀萬一行ハレサレバ固ヨリ必死之御覺悟故御下城無之時ハ海援隊一手ヲ以テ大樹參内ノ道路ニ待受社稷ノ爲不俱戴天之警ヲ報シ事ノ成否ニ無論先生ニ地下ニ御面會仕候○草案中ニ一切政刑ヲ舉テ朝廷ニ歸還シ云々此一句幕府ヨリノ謝表中ニ萬一遺漏有之歟或ハ此一句之前後ヲ交錯シ政刑ヲ歸還スルノ實行ヲ阻礙セシムルカ從來上件ハ鎌府以來武門ニ歸セル大權ヲ解カシムルノ重事ナレハ幕府ニ於テイカニモ難斷ノ儀ナリ是故ニ營中ノ議論ノ目的唯此一歟ニアリ萬一先生一身失策ノ爲ニ天下ノ大機會ヲ失セハ其罪天地ニ容ルベカラス果シテ然ラハ小弟儀薩長二藩ノ督責ヲ免レス豈徒ニ天地ノ間ニ立ツヘケンヤ誠恐誠惶

十月十三日

龍馬

後藤先生

左右

華書拜披於僕萬々謝領ス文中政度ヲ朝廷ニ歸還云々之不被行時者勿論生還スルノ心無御座候併今日之形勢ニ依リ後日舉兵之事ヲ謀リ飄然トシテ下城致哉モ不被計候得共多分以死廷論スルノ心事若僕死後海援隊一手云々ハ君之見時機投之ニ任ス安輕舉勿破事已ニ登營程度ニ迫レリ大意書之奉答頓首

十月十三日

後藤元燁

坂本賢契

唯今下城今日之趣不取敢奉申上候大樹公政權ヲ朝廷ニ歸スノ號令ヲ示セリ此事ヲ明日奏聞明後日參内敕許ヲ得テ直様政事堂ヲ假ニ設ケ上院下院ヲ創業スル事ニ運ヘリ實ニ千載之一遇爲天下萬性大慶不過之此段迄不取敢奉申上候勿々頓首

十月十三日

後藤象二郎

才谷梅太郎様

一慶應三年丁卯十月十六日龍馬ハ戸田雅樂後ニ尾崎三郎ト謀リ新官制ヲ擬定ス

尾崎三郎手扣ニ曰ク

坂本龍馬中島作太郎岡内俊太郎等ト共ニ河原町三條醬油屋某方坂本等ノ旅宿ニ會シ與ニ事ヲ謀ル天下ノ大政朝廷ニ歸スルト聞キ坂本等ト事ヲ議シテ朝廷大政総綱ニ關スル制度ヲ畫策シ之レヲ其筋ニ致ス其制度ノ大略左ノ如シ

關白 一人

公卿中尤德望智識兼修ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

上一人ヲ輔弼シ萬機ヲ關白シ大政ヲ總裁ス(暗ニ公ヲ以テ之ニ擬ス)

議奏 若干人

親王公卿諸侯ノ尤モ德望智識アル者ヲ以テ之ニ充ツ

萬機ヲ獻替シ大政ヲ議定敷奏シ兼テ諸官ノ長ヲ分掌ス(暗ニ島津毛利山内伊達宗城鍋島春嶽諸侯及岩倉東久世嵯峨中山ノ諸卿ヲ以テ之ニ擬ス)

參議 若干人

公卿諸侯大夫士庶人ヲ以テ之ニ充ツ大政ニ參與シ兼テ諸官ノ次官ヲ分掌ス(暗ニ小松西郷大久保木戸後藤三岡八郎横井平四郎長岡良之助等ヲ以テ之ニ擬ス)

一慶應三年丁卯十月十九日龍馬紀藩ト伊呂波丸賠償事件交渉ノ爲メ中島作太郎ヲ京師ヨリ長崎ヘ遣ハス

右事件參証トシテ薩藩五代才助長崎ヨリ後藤ニ致セシ書翰ノ要領ヲ左ニ掲ク

先達而紀藩岩橋何某出崎イタシ紀土之火船行違一條ヲ再ヒ論破イタシ度趣意紀藩云茂田一次郎不條理ノ取扱イタシ候處ヨリ國民沸騰人

心之沈撫不相成ニ付横濱ニ來ル各國異人且勝安房守等へ質問イタシ
何處迄モ萬國ニ押出シ時宜分明條理立候様イタシ度ト云々然ニ拙生
へ周旋イタシ吳候様ト云又勝ヨリノ書翰ヲ出ス勝ハ紀藩ノ說而已ヲ
知テ尊藩拙生等ノ取扱ヲ不知拙者ヨリ周旋イタシ候様ト云々拙答ル
ニ其時之始末ヲ詳ニ述英國水師提督ニ決問イタシ候様拙生ヨリ縷々
相進メ尙拙者紀藩ト成リ土人へ對話可致ニ付誰カ一人檢使ヲ御出可
給ト迄申上候得共御用無之偏ニ平穩至當之所置イタシ吳候様頻ニ御
依頼ニ相成候ニ付不得已事右邊ノ所置相及候段相答今更拙生へ條理
ヲ以テ周旋杯トハ土藩ニ對シ一言モ無之勿論土人へ發言イタシ候面
皮モ無之候ニ付此上ハ尊藩ニテ御隨意ニ御取扱可然ト取合不申云々
一慶應三年丁卯十一月朔日龍馬ハ福岡ト謀ル所アリ慶永ヲ入京セシメン
ガ爲メ岡本謙三郎ト共ニ越前福井ニ至ル同二日由利公正來リテ龍馬ニ
面會シ財政ノ事ヲ談ス同三日龍馬福井ヲ去リ同五日歸京ス

由利公正ノ手記ニ曰ク

慶應三丁卯年十一月朔日君福井ニ來リ藩主ニ請フテ余ニ面話ヲ望ム
藩主之ヲ聽ルス茲ニ於テ余謂ラク時勢如斯他日或ハ疑議スルモノア
ラン亦慮ラスンハアルヘカラス依テ立合ノ同行ヲ乞ヒ而メ明日辰刻
相會スルヲ期ス則翌二日立合人用人松平源太郎目付出淵傳之丞ナル
者ト同伴シテ君之旅寓山町烟草屋某ノ亭ニ到ル君歡迎把手云今ヤ國
家多難之時有志輩宜シク坐視スヘキ時ニアラス緊急共ニ談セント欲
シテ來ル先坐ニ著クベシト余答云ク身譴責ニアリ而メ君ニ接對スル
聊嫌ヒ無キヲ能ハス故ニ二人ノ立合人ヲ同行セリ願クハ坐ヲ同フセ
ン君云ク善シ予亦同藩岡本健三郎ヲ同行セリ與ニ語ラント則爐上圍
鑪シ時勢目下之概略^{徳川政權返上王政復古}ヲ語ラル余云ク事爰ニ及フ幸ヒ甚シ今
ヨリ大イニ爲スアルヘシ然ルニ目前只恐ル戰鬪ノ起ランヲ豫メ之
ニ備フルモノナクンハ有ベカラズ如何ン君云ク不戰ナリ余云ク戰ヒ

我ヨリ爲サルハ既ニ解セリ若彼戰ヲ起サハ之ニ應スルノ策何レニ在ルヤ君云ク之最至難事ナリ
朝廷金穀ノ蓄ヘナク又信任ノ兵ナシ有志ノ士之ヲ贊ルモ所謂烏合ノ衆天下ニ敵スルニ足ラス兄必ス豫メ此ニ慮ル處アラシク請審ニ之ヲ語レト余云ク金穀兵力ハ即天下ノ金穀兵力ナリ集散道ニヨリテ變ス頼ムヘク又頼ムヘカラス今ヤ天皇位ニ在シテ自ラ天下ニ命シ亂ヲ治メ治ヲ圖リ暴ニ換ルニ仁ヲ以テス宜シク信義天下ニ明ナルヘシ天皇ノ位ハ天下ノ至寶也信義ハ皇國ノ精神ナリ精神明ニシテ至寶ヲ持シ天下ノ財ヲ以テ天下ノ民ニ臨ム焉ソ金穀ノ闕乏ヲ憂ンヤ庶政多事ナルモ民ヲ安スルヨリ先ナルハナシ民ヲ安スルノ要ハ財制其宜ヲ得ルニアリ我國未タ財制其宜ヲ得ス今ヤ革命ヲ利用シテ融通ノ道ヲ開キ開國ノ機ニ投シテ國ヲ富サハ王政復古ノ實舉ラン余竊ニ謂ヘラク目下天下ノ財用ヲ補フハ只金札ヲ發行スルニ在ル而已余思フニ經濟ノ道

ハ獨糸ヲ治ルカ如シ其條理ヲ得レハ知者ヲ俟タスシテ辨ス若條理ヲ誤レハ焚亂シテ停止スル處ヲ知ラス

天皇民ヲ愛スルノ誠ヲ以テシテ有司智術ヲ用ヒスンバ條理自ラ備具リ財舉テ用ユヘカラサルニ至ンカ君乞之ヲ思ヘ君大イニ之ヲ善トシ自ラ擔任讓ラス其細目手段應用事實ニ至ル迄詳論遺サス語ルヲ數刻辰ヨリ子ニ至リテ辭ス翌三日君京ニ歸ル嗚呼一訣既ニ二十三年往事追感ニ堪ヘス

一慶應三年丁卯十一月上旬(日不詳)龍馬ハ諸侯會議ノ爲メ八個條ノ覺書ヲ草シ土藩重役等ニ示ス

第一義 天下有名ノ人材ヲ招致シ顧問ニ供フ

第二義 有材ノ諸侯ヲ撰用シ

朝廷ノ官爵ヲ賜ヒ現今有名無實ノ官ヲ除ク

第三義 外國ノ交際ヲ議定ス

第四義 律令ヲ撰ミ新ニ無窮ノ大典ヲ定ム律令既ニ定レハ諸侯伯皆

此ヲ奉シテ部下ヲ率ユ

第五義 上下議政所

第六義 海陸軍局

第七義 新兵

第八義 皇國今日ノ金銀物價ヲ外國ト平均ス

右預メ二三ノ明眼ノ士ト議定シ諸侯會盟ノ日ヲ待テ云々〇〇〇自ラ

盟主ト爲リ此ヲ以テ朝廷ニ奉リ始テ天下萬民ニ公布云々強抗非禮公

議ニ違フ者ハ斷然征討ス權門貴族モ貸借スルヲナシ

慶應丁卯十一月

坂本直柔

(右眞蹟谷子爵家藏)

一慶應三年丁卯十一月上旬(日未詳)土藩長崎出張ノ大監察佐々木三四郎時
勢切迫或ハ事ヲ生スルノ虞アルヲ以テ海援隊士一同ヲ土佐ニ引揚ケン

ト請フ藩廳之ヲ許サス

此月十日佐々木ヨリ參政由比猪内ニ致セシ書ノ要領左ノ如シ

一海援隊御國人之儀御差支之趣ニテ相成丈長崎へ差置可申候得共不
工面ノ筋出來候節權宜ノ取計致シ「まさきれ乗り」致候間左様御承知可被
下候

一慶應三年丁卯十一月中旬(日不詳)中島作太郎紀藩ト談判ヲ結了シ賠償額

ノ内金六千五百兩ヲ携帶シ長崎ヲ發ス

一慶應三年丁卯十一月十五日ノ夜龍馬ハ京師ニ於テ幕府見廻組頭佐々木
只三郎等ノ爲メニ襲ハレ陸援隊長中岡慎太郎ト共ニ鬪死ス

土佐勤王史ニ曰ク

彼ノ見廻組ノ佐々木唯三郎ハイヨク坂本ガ才谷ト變名シテ河原町
醬油屋ノ樓上ニ寓スルヲ探知シタレバ此ノ日今井信郎渡邊吉太郎高
橋安次郎(元桑名藩士)桂隼之助土肥仲藏櫻井大三郎ノ六人ヲ呼ビ不意

ニ坂本ヲ襲撃スベキ手筈ヲ定メ此ノ日ノ晝過キニ至リ先ツ隼之助ヲシテ坂本ノ寓ヲ窺ハシメシニ外出ノ様子ナルヨリ更ニ先斗町ノ某旗亭ニ會飲シ夜ノ五ツ時ヲ以テ醬油屋ニ向ヒタリ佐々木先ツ一人内ニ入り取次ノ僕藤吉ニ向ヒ松代藩士某ト稱シテ名刺ヲ出スヤ直チニ今井高橋ノ二人ト共ニ竊ニ藤吉ニ尾シ梯ヲ登リ忽チ其ノ一人藤吉ヲ背後ヨリ斬リ倒シ同時ニ二人ハ奥ノ間ニ突進ス坂本咄嗟刀ヲ執リ中岡ハ短刀ヲ揮ヒ刺客ノ及ヲ支フルモ共ニ鞘ヲ脱スルニ暇アラズ電光石火一瞬時ニ坂本頭ニ二重瘡ヲ負ヒ氣盡キテ先ツ倒ル中岡奮闘セルモ亦十一瘡ヲ蒙リテ倒ル刺客去ラントシテ中岡ノ臀部ヲ一撃ス却テ其ノ痛ヲ感ジテ蘇ルモ僞リ死シテ動カズ刺客已ニ去ルヲ見テ中岡ハ中敷居ニ這リ上リ急ヲ憐家ニ呼ハントスルニ忽チ身体寒戰シテ元ノ席上ヘコロビ墜ツ坂本亦蘇リ刀ヲ杖キ燈火ノ前ニニジリ寄り及ヲ抜キテ火ニ照ラシ遺憾々々ト獨語ス又中岡ヲ呼ビテ曰ク清君ハ如何手カ

利クカト中岡ガ利カスト答フルヤ坂本永訣ノ一語ヲ發シテ曰ク僕深ク頭腦ヲヤラレタト言畢リテ席ニ伏ス

海舟日記明治二年四月十五日ノ條ニ曰ク

松平勘太郎ニ聞ク今井信郎糾問ニ付去ル卯之暮於京師坂本龍馬暗殺ハ佐々木唯三郎首トシテ信郎杯ノ輩亂入ト云尤モ佐々木モ上ヨリノ指圖有之ニ付舉事或ハ坂本對馬ノ令歟不可知ト云々

一慶應三年丁卯十二月七日ノ夜陸奥陽之助ハ陸援隊士岩村精一郎等ト謀リ同志十四人紀藩重役三浦安ヲ其寓ニ襲ヒ安ヲ傷ケ新選組ト闘フテ去ル

當時三浦伊呂波丸事件ノ遺趣ヲ含ミ新選組ヲ教唆シ龍馬等ヲ暗殺セシメタリトノ風説アリ爲メニ復讐ノ舉ニ出テシナリ

一慶應三年丁卯十二月晦日佐々木長崎ニ於テ海援隊ヲ解散シ伊呂波丸紀藩債金ヲ隊士ニ分配セシム

海援隊請書ノ寫

伊呂波丸沈没之償金壹萬五千三百四十五兩餘當隊中へ御渡被仰付趣
奉畏候以上

卯十二月卅日

海 援 隊

(編者云伊呂波丸償金ノ全額今之ヲ知ル能ハス前日中島ノ携帶セル
内金五千五百兩ノ外ニ尙ホ藩廳ニ之ヲ收メシモノアリ右ノ壹萬五
千三百四十五兩餘ハ其ノ幾分ヲ交付セシニ過キス要スルニ紀藩償
金ノ全額ハ蓋シ四萬圓以上ナラン猶ホ考フベシ)

薩長同盟實歷談

(坂本中岡兩氏五十年祭典に際して回顧)

伯爵 土方久元

今夕は坂本中岡兩君の祭典につきましてこの所に講演會を開き諸君と
相見ゆることは私にとりまして非常に本懐とする所で御座ります私にも
何かと兩氏に關係あることを御咄しせよとのことで御座りますから私
はこゝに兩氏と共に國事に奔走しましたる大略を述ぶるにあたりまして
まづ自分の感想を述べたいと思ひます。

坂本中岡兩君が慶應三年十一月十五日刺客の兇刃に罹りました時が坂
本君が三十三歳中岡君が僅に三十歳である其間兩氏は如何なることをし
たかといふに、かの薩長連衡の大業といひ海援隊陸援隊の創設といひ討幕

の密盟といひ大政返上の献替といひみな王政維新の基礎となり樞機となるものであつて其功績は歴史の上に炳焉たるものである。一體私は維新の諸豪の中に就て西郷隆盛、高杉晋作、ソシテ坂本龍馬君を以て英氣潑瀾の三傑と稱したのである。この三君の爲す所は實に天授であつて容易に他人の企求すべからざるものがある。中岡君はまた至誠剛直の眞丈夫であつて是も儕輩に一頭地を抜て居つた。それが年齢はどうかといふに今申す通り坂本君が三十三歳、中岡君が三十歳である。如何に是等の諸君は其才に於て天授であつたとは云へ、自然にして其能を發揮したものでない、必ずや刻苦精勵の修養を積たものである。所謂玉琢かざれば器を成さずであつて、英雄豪傑と雖も自然に出来るものでないが、其根本となるものは何であるかといへば即ち國家の重きを双肩に擔ふといふの意氣精神である。其他維新の諸豪を見渡した所で、明治元年に西郷隆盛が四十歳、大久保利通が三拾八歳、木戸孝允が三十四歳、伊藤博文が二拾七歳、品川彌二郎が二十六歳である。私

などは稍年長の方であつたけれども夫でも三拾六歳であつた。是等の人々は二十歳から二十四五歳頃には随分何藩の某と天下に名を知られて一廉の働きをなしたものであるが、其根本は全く今申す通り一身を以て國家に許すといふ意氣精神であつたのである。

然るに今の青年はどうかといふに、三拾歳になつてもまだ獨立の出來ぬものが多い。平氣で親の脛を嚼て居る、髪は油をつけて蜻蜒の様に頭ばかり光らし眼には金縁の眼鏡をかけて杖をついて歩いて居る吾輩は八拾五歳になるがまだ杖などついて歩いたことはない。……ホントに見ても胸糞の悪い格好をして居る。夫で學問はどうかいふに横に字を讀むことを知て縦には讀むことを知らない。字をかゝすれば萬年筆か鉛筆ならば書くが筆では書けない。ウツ字ばかり書いて満足に手紙の一本も書けるものが尠ない。ソシテ平生どういふ事を心掛けて居るかといへば學校を卒業したならば月給幾かを貰て官員にならうか會社員にでもならうかと芋堀見た様に

蔓ばかり探して歩いて居る、一も天下國家の爲めに身を殺して迄も盡瘁しやうといふ抱負といふものがない、偶々少しく氣概のあるものは爆裂彈位は抛げるが夫も遠方に隠れて居つて、逃腰を構へてやる、ソナ事て人を殺せるものでない、到頭待合で藝妓と戯れて居る所を捕へられたといふ咄、實に情ない次第である、我々は國事に奔走する時分には老人は勿論四拾以上の人には大事は相談せぬと極めて居つた、ヤレ家督がどうの、妻子がどうのと因循姑息な事ばかり云て眞逆な時に腰をぬかすからまづ大事は謀らなかつたのである、が今一國の元氣を代表し、未來に於て國家の柱石とならなければならぬ青年が斯く迄に腐敗し萎縮して居るといふことは眞に心概に堪えぬのである、どうか青年が自覺し貰いたいまた國家の教育も單に形式ばかりでなく眞に精神ある教育を施して將來國家の爲めに有爲の材を作て貰いたいのである。

坂本中岡兩君の事業功蹟は種々の方面に於て夥しい事であつて其一端

を御話するとしても中々一朝一夕には盡されぬ事である、が今夕は兩君の事業中の事業たる薩長連衡のことを御咄して見たいと思ふ、これには自分も聊か關係する所があつて其時分の事情を知悉して居るからである、慶應元年二月五日のことでありましたが私は筑前の赤間といふ所に三條公に從て居りますと中岡君と共に京師の事情を探索する様にとの三條公からの内命を受けて上京することゝなりましたが折柄薩摩の吉井幸輔後に友實といつた人である、其吉井が参りましてこれから京都へ赴くとのことでありましたからこれと同行することゝなり、黒崎を出帆しまして七日に下關に到着し八日に白石正一郎といふ勤王家の商人の家に投宿しました、すると其處へ長府藩の家老三好内藏助、直目付井上少輔、報國隊長の原田順次夫から本藩の奇兵隊長の赤根武人などが尋ねて参り、吉井や中岡君と一坐になり國事の話に及びますと、『天下の形勢は甚だ危急に迫て居る、この際薩長兩藩の間が是迄の通り反目軋轢して居ては何事も出来るものではな

いこれはどうしても兩藩の間を和解させ聯合させる様にせなければならぬ』との話が出た幸ひ薩藩の吉井も其處に居るものであるから『如何にも其通である』といふことになり私も『微力ながら共に盡力しやう』と約束をして三好や井上と分れましたが私共三人は十五日に入京し、私は二本松の薩邸に潜伏し諸方に出入し事情を探索して居る内中岡君は一先づ立ち歸て三條公にこの地の有様を報告することになり三月三日に太宰府に歸著致しましたが再び復た上京することゝなつて五月十五日に入京して参りました夫より少し前のことであります。江戸の薩摩屋敷から京の薩邸へ急飛脚が参りまして幕府が再度の長州征伐を發令して將軍は不日江戸城を出發せらるゝといふことでした私は愈々薩長連盟の必要を感じましたので中岡君が参りますと早速にこの事を談じますと中岡君も大に同感であるといふので相携へて薩藩の大久保市藏即ち後の利通に面會し『一つ天下の爲めに舊來の惡感を一掃して長藩と手を握てやつて貰いた

い』と熱心に説きました所が大久保も尤と聞込むで呉れた様子であるから其他在邸の同志共と相談をしまして何は兎もあれ將軍親發といふことを薩摩に居る西郷吉之助即ち隆盛に告げて京都へ呼寄せなければならぬ。夫に付ては西郷が上京がけに馬關に立寄り長藩の桂小五郎即ち後の木戸孝允と會見して前途の見込の所をも協議し兩藩同心協力を以て大に盡力する様にさしたいものである』といふと何れも同意でありましたから然らば中岡君と自分とは共に西へ下り途中から立ち分れて自分は長州に寄つて木戸を馬關まで呼び寄せ中岡君は鹿兒嶋に行て西郷を東上の途次に馬關まで誘ひこゝで木戸に面會をさすといふ手筈をきめました折柄大坂の川口には薩摩の汽船で胡蝶丸といふのが繋でありましたから夫に乘ることになりました。この月の廿四日に京都を出發しまして廿五日大坂の薩摩の濱屋敷へ到着しましたが吉井幸輔の父嘉右衛門もこの船で歸ることになりましたから吉井も途中迄父を見送旁送て参りました。

一行は廿八日に大坂を出帆、五月二日に豊前の田の浦に到着しましたが、當時薩長の間はまだ軋轢して居りましたから薩摩の船で長州領へ寄港は出来ないよつて自分はこのから中岡君と分れて上陸し一泊の上翌朝船を雇いまして福岡へ上陸し長府一泊四日に馬關まで参りますと恰もよし坂本君が薩摩からやつて来て滞在中のことであるから白石正一郎の宅で坂本君及安喜盛衛(黒岩直方)等と面會し、太宰府や薩摩の事情を聞き猶今度西郷を迎への爲め中岡君が鹿兒嶋へ赴いたことを話しますと坂本君も夫は好都合である何にせよ桂を此處へ呼び寄せねばならぬと共に力を盡すこととなりましたが長府の直目付の時田庄輔といふものが其處へ出て参りました桂との間を頻りに往復しまして六日に時田が桂を連れて馬關へ参りました夫から私は坂本君と共に『既往の小忿は國家の大事には換へ難いのであるからこゝは一つ國家の爲めに忍で、今度西郷が上京がけにこの地に立寄るを幸互に城壁を撤して腹心を敷て將來兩藩提携して

國家の爲めに盡力ありたい』と説きますと長州の方にも段々六ツヶ敷事情がありました桂も漸の事に承諾をして呉れましたから九日に馬關を出發して十二日に太宰府へ歸著し右の成行を三條公に申上げますと公にも大に喜ばれました。

扨私が馬關を立ち去りました後の事を聞きますと坂本君は桂と共に西郷の寄港を待ち合はして居りますと中々に西郷が出で来ない廿一日に中岡君が漁船に乗て茫然とやつて参りました坂本君は喜び迎へまして『西郷はどうした一緒に来たか』といふと中岡君は大息しまして『自分は土方と別れてから鹿兒嶋に参り西郷を説て漸く納得させ十五日に鹿兒嶋を出帆し十八日に佐賀藩まで来たが西郷はこれからさきはどうしても馬關の方へ来ようといふことを承知しないソシテいふのに幕府が二度目の長州征伐をするといふことは無謀も甚しいこれは無名の師である前の長州征伐の時には我が薩摩も出兵はしたけれども今度は出兵するには當らな

いそれにつけては關白を始め朝廷の人々がしつかりして居て貰はなければ困る就ては桂と會見も大事であるがこの事がより大事であるから豫め朝議を固めて置かねばならぬ一刻もじつとしては居られぬ早々京都へ上らねば不可けぬといふから種々に勸めて見たけれども斷乎として動かないからやむを得ず自分は佐賀關へ下して貰い西郷は京都を指して直航した自分は別に舟を雇うてこゝまで來たのである』との話しであつた坂本君も大に失望したけれども桂へ黙て居る譯には行かないから兩君相携へて桂の許に參り其事を告げますと桂は怫然として色を作していふことは『ツレ見給へ僕は最初からコンナ事であらうと思つて居つたが果して薩摩の爲めに一杯喰はされたのであるもうよろしい僕はこれから歸る』と袂を拂うて去らうとするので兩君は『マア』と止めて『君の顔の立つ様にするからこの後のことはまづ我々兩人に任せて貰いたい』百方陳謝しますと桂も『夫ならばこの後薩摩の方からまづ使者を我藩によこし

て和解のことを申込まれたいさうしない時は我諸隊は必ず反對するで御座らう』との話であつた。

六月の下旬に坂本君も中岡君も京へ出て西郷や小松帶刀等に面會して薩摩の方から長州へ使を差立てることについて協議したけれども其處には種々の事情が纏綿して容易に行はれない七月の中旬には中岡君は京都を出發して諸隊遊説の爲めに長州に下り九月下旬には坂本君も長州へやつて來て廣澤藤右衛門(後眞臣)小田村素太郎(後男爵)楫取素彦等と面會して兩藩の間の調停に勉めて居りましたが十一月中旬に至り薩藩黒田了助(後に伯爵)清隆は西郷の内意を受け土佐の池藏太(細川左馬之助)と共に馬關に參りまた坂本君もまた其處へやつて來て中岡君と共に長州の桂、高杉(晋作)は勿論、伊藤俊輔(後公爵)博文(井上聞多)後侯爵(等)諸士に和解同盟のことを勧めまた諸隊の間を遊説しましたが爲めに長州人の薩藩に對する疑惑も漸く解くことゝなりましたさうなると黒田のもて方は非常なもので終に

山口へ行て長州侯にも拜謁し其際手づから差料を給はれたが此時分に諸侯から刀を貰ふといふことは非常な名譽で今日の勳一等を頂戴した様なものであつた。

夫から一日黒田は桂を訪うて『かうして互の心が解けた以上は速急に薩長の聯合を進めて天下を回復したいと思ふ就ては西郷は一日も京都を離れられぬ事情があるから甚だ恐縮の至り乍ら貴公に京都に登つて貰ひ西郷と會合をして貰ひたい』と勸めると桂も早速承知をしてこの年の十二月の廿八日に品川彌次郎、三好軍太郎(後子爵重臣)及び筑前藩の早川沙土佐の田中顯助(後伯爵光顯)等を従へまして三田尻を出發して翌二年正月の八日に京都の薩邸に着しましたさて到着して見ると毎日所謂善至り美盡すの饗應ではあるが肝甚の仲裁人が其處に居ないので薩長和解同盟の話は西郷からも大久保からも出ないまして桂(當時藝藩人木戸準一郎と稱す)の方から出し様がない甚だ手持無沙汰で桂はもう歸ると云ひ出して居る

處へ正月の廿日に坂本君が長州の方から入京して参りまして、西郷大久保を始め薩藩の重立つものと桂との間を調停しまして眞の所謂薩長同盟といふものはこゝに成立致しました。

委しく御話申ますならばこの間にも種々の事柄がありますが坂本中岡兩君が薩長連衡の爲めに盡されました大略は右の通りであります。薩長同盟が出来て居つたから長州再征の時にも長州が幕府に勝つた、鳥羽伏見の戦争にも勝つた討幕の大詔も煥發せらるゝことが出来た、王政維新も出来た。單にこの一事を以てしても兩君が國家に盡された功績といふものは歴史の上に赫灼たるものである夫がどうかといへば坂本君が三十一二歳の頃中岡君が二十七八歳の頃の仕事である今の青年ならば大學を出たか出ないかの時分である。私は是非共天下の青年が是等の事蹟に感憤して國家の爲めに有用の人間となつて貰ひたいことを渴望するものであります。私は終に臨で兩君の英靈に感謝して演壇を下ります(拍手喝采)

坂本中岡兩君と薩長同盟に就て

維新史料編纂局常任委員
毛利家編輯長

中原邦平

今日は坂本龍馬中岡慎太郎兩君の五十年の祭典を御執行になつて我々も幸に参拜の光榮を得ました就きましては私に兩君の事蹟に就て話をする様にといふことでありますが兩君の事蹟は中々澤山ありまして到底短時間にお話は出来ませぬから其の中の最も顯著なるものに付てお話を致します抑々二百六十餘年に涉つた徳川幕府を打潰しさうして七百年前の王政に恢復して維新の大業が成つたのは勿論孝明天皇御父子の御稜威と列祖在天の御神靈の冥助に據たことは申迄もございませぬが其の大事業を翼賛した一大勢力といふものは何かと申しますと薩長聯合であらうと

考へますさうして三條公岩倉公合體の事も至大の關係を持て居ります此の二大勢力を作成したのは誰の力であるかといふと坂本中岡兩君の力多きに居ると信じますそれで先づ薩長聯合の事に付て兩君の働きをお話して次に三岩兩公の事に及びますが皆さんも御承知の通り長州と薩州とは文久二年以來屢々軋轢を生し文久三年八月十八日の堺町門の政變以後は其軋轢は極點に達し長州人は薩賊會奸といふことを申して居ります故品川子爵の話にも吾輩は薩賊會奸と言ふ字を左右の下駄に書いて踏み附けて歩行した位であると言はれましただから薩州の方でも會津の方でも長賊長奸位のこととは言ふて居たかも知れませぬ斯様に仲の悪い薩長兩藩を聯合させるといふことは中々困難の事であつたと考へます所が時勢の變遷に連れて薩藩の態度は大に違つて來て最早幕府は佐けられぬ之を佐けるよりも寧ろ幕府を討ち滅ぼして王政復古を圖る方がよいと云ふ考へで大に幕府に反抗の態度を取りました其機に乗じて坂本中岡の兩君が小松

帶刀西郷吉之助等に説きまして王政復古の大業を成すには迎も一藩の力では六ヶしい今長州は孤立して幕府と對抗して居るが他の援助を得れば頗る利益であらうと思ふ故に長州と聯合して彼を助けてやればあなた方の希望を達することも出來やうと思ふと云ふ主意を話した處が小松西郷等も如何にも同意であるシカシ長州とは從來の關係もあるから此方から手を下すと云ふことも如何であるどうか貴君等が薩長二藩の間に立て聯合の周旋をして呉れる様にといふことであつたそれで坂本君が五月十六日鹿兒島を發し廿三日太宰府へ參りました太宰府へ參つたのは三條公等五卿に謁見して三條公等を介して長州へ入説する積りであつたと見えま

す折しも丁度都合の宜かつたのは長州の小田村素太郎が鹽間鐵藏と變名して長府の時田少輔といふ者と共に五卿の見舞の爲め太宰府へ往つて居りましたそれで坂本君は五卿に謁して其意見を述べた上先づ小田村に遇ふて自分の意思を通じどうか國へ歸られたならば此意味を桂小五郎君な

どに話して呉れ何れ近日私も馬關に行つて桂君に遇ふて委細を話す積りであるからと頼みました其時桂は馬關に出て居りましたので小田村は歸途桂に面會して坂本の旨趣を話しましたが桂も其時はまだ半信半疑であつて先づ内々高杉晋作村田藏六井上聞多伊藤後輔杯に話して見るとそれは聯合するが宜い今長州は四境に敵を受ける勢になつて居るから武器も必要である軍艦も必要であるけれども長州の名義で之を買入れることは誠に六ヶしい薩藩と聯合したならば薩の名義で之を買入れるれば頗る便宜であると云ふので皆々が賛成しましたそこで桂は政府へ内々協議したと見へまして其時廣澤兵助から桂に贈つた手紙があります但其大意は薩摩の西郷吉之助等が皇國の爲め盡力して共に天下の事を成さうと言ふて我藩の方へ來り求むるならば決して拒みはしないけれども此方より手を下げて頼むといふことは甚だ好まぬ且つ薩州の眞意が果してどうであるか其邊も不明なことであるし旁々是迄の行掛りで薩州から何とか申して來

たならば吉川監物公の方から相當の挨拶をなさつたらば宜からうといふ様な意味で餘り大賛成ではない其手紙の内に四境相迫るに従ふて畏縮より出でし説ならんかと云ふ一句もあります其時長州人一般の意向といふものは薩摩と聯合することなどは夢にも思つて居りませぬ矢張薩賊會奸で意氣天を衝くの勢でありました故に政府員の廣澤でも餘り賛成でもなかつたらしい其内に慶應元年閏五月朔日に坂本君が安藝守衛(後の黒岩直方)といふ人を連れて馬關へ参りまして先づ長府の時田少輔に會見して豫て太宰府で申した通り桂小五郎君に是非お目に掛りたいどうか紹介の勞を取て呉れといふことでありました其時桂は山口へ行て居りましたので使を以て申してやると桂の方では既に小田村からの通告にも接して居るから政府へ申出で直目付の林主税を以て毛利侯にも伺ひますと毛利侯にも早速御許可になつて坂本と善く協議して見るが宜い其協議の都合に依ては筑前の太宰府へも行て五卿の意見を聞く必要も生ずるかも知れぬと

いふので馬關出張の辭令書中には都合に依ては筑前太宰府へ差越すといふことを書加へてあるそれで桂が閏五月四日山口を發して馬關へ出で坂本に會見して見ると薩州の態度は斯様々々の事であるから兩藩提携して事を爲すが宜からうと申しましたので桂も成程と賛成したけれども何分薩賊會奸といふ一藩の形勢であるから公然と發表することは出来ぬ高杉晋作等と内々で坂本と話をして居る内に土方楠左衛門即ち今の土方伯が馬關へ來られた土方がどういふ譯で來られたかといふと土方は此年の二月以來京攝の間に在て上國の形勢を視察して居たのであるが幕府が長州再征の師を起して來る何日かに將軍家が御進發になるといふ報知が來たので薩州の小松西郷岩下杯は是非此再征の師には反抗しやうといふ考で相踵いで歸國することになつてそれで土方と中岡慎太郎の二人は薩摩の船へ同乗して中岡は直様薩州へ行き土方は田の浦から彦島の福浦へ上陸して馬關へ來たのでありますさうして薩州の意向は斯ういふ次第である

からどうか事を共にしたら宜からう且つ西郷も今度京都へ上る時には馬關へ寄港して直に御相談も致す積りであるといふことを傳へましたそれで桂は馬關に滞在して西郷の來るを待つて居ると暫らくして閏五月廿日に中岡君が參りまして西郷が上京の途中馬關へ立寄る積りであつたが何分急用で京都へ上るから此度は立寄ることは出来ぬそこで私に其斷はりの爲に行て呉れといふので私は佐賀關から上陸して態々來たのであるどうか悪からず思つて呉れと申した所が諸隊の長官杯はソレ見たか又薩摩の爲に欺されたと非常に怒つたので中岡土方杯も大に困つたといふことであるけれども桂はそれ等の事に構はず高杉村田井上伊藤等と坂本中岡二君に協議して今や幕府は再征の師を起し四境に攻め寄するも近々である之に對抗するには堅艦利器が必要である政府でも既に青木群平なる者を長崎に遣つて武器の購入を交渉させて居るがそれが運ぶかどうか分らぬ薩州と相提携した以上は薩州の名義で軍艦武器を買入れてもらひたい

貴君等が京都へ上られたならばどうか其事を小松西郷等に話をして急に其諾否を返答して呉れる様にと頼みますと兩君は宜しい其手筈に及ぶと云ふて六月下旬に京都へ上りました兩人使長の事を説くも未だ行ハれず其後桂は藝州へ使に行かなければならぬといふので藝州行を命せられましたが既にして廟議が變じたので途中から山口へ歸つて來まして再び馬關に出ることになりましたそれは英國船と應接の爲めであります桂が馬關へ出て來ると武器買入の爲め長崎に出張した青木群平は幕吏の爲に妨げられて買入れることが出来ぬといふ報知がありましたそこへ土佐の浪士楠本文吉本名谷登といふ人が京都から馬關へ参りました坂本中岡二君の返答を持って薩州の名義で軍艦武器を買入れることは小松西郷杯も同意であるといふことを傳へました然らば軍艦武器の買入に早速着手するが宜といふので井上伊藤の兩人を長崎へ派遣することになりましたそれは桂が政府に伺はずに獨斷で決したのであります井上は山田新助伊藤は吉

村庄藏と變名して慶應元年の七月十六日馬關を發し翌十七日太宰府に著し土方楠左衛門の紹介で薩藩士篠崎彦十郎澀谷彦助に面會して來意を述べ又三條公等五卿に謁見して同様の事を上申しそれから楠本文吉を同伴して長崎へ行く事になりました此時伊藤井上兩人は御警衛をして居る薩州の人の内一人を同行したいといふ事を交渉しましたが薩州の方では警衛の人数が少數であるから御求めに應ずることが出来ぬといふて斷りましたので楠本一人を同行することになり十九日に太宰府を發して二十一日に長崎へ著しました此間に長州の方に紛議が起りましたといふのは長州の海軍局から不平を言出したからである其譯は海軍局より軍艦を買ひたいといふことは是迄申出たけれども政府では財政が許さぬと言ふて許しなかつたのに此度井上伊藤が軍艦買入の爲め長崎へ行たのはどういふ次第だと言ふて政府へひどく論し込んだ一件でありますが此事件は中岡坂本兩君には關係のないことでありますから略します井上伊藤の兩人

が長崎へ著すると直様楠本文吉の紹介で海援隊の千屋虎之助高松太郎上杉宗次郎新宮馬之助といふ様な人々に遇ふて斯ういふ次第で當地へ参りましたと云ふて委細を話すと上杉等はそれは至極結構なことである我々の首領と戴いて居る坂本君が希望して居た薩長聯合の機會が來たと云ふて大に喜びました併し今長州人を町屋に置いては危険であるから先づ此兩人を薩摩の藩邸へ潜伏させるが宜からうといふので丁度小松帶刀が長崎に來て居たから其事を交渉すると快諾して宜しい此方で匿まつて上げやうと言ふて兩人を薩摩へ潜伏させることになりましたそれから海援隊の高松太郎の案内で夜中密に英國の商人グラバの所へ行て軍艦武器を購入するの約束をしました其時井上は上杉等の忠告に従ひ小松と同船〔海門丸〕で鹿兒島に行きまして要路の人々と懇談して歸りましたが井上が歸て來ますと伊藤は「グラバ」と交渉して小銃の買入を終了して蒸汽船購入の事も略ぼ約束が出來ましたそこで其買入れた小銃を運搬するにはどうす

るかといふと薩州の汽船胡蝶丸海門丸などで馬關及三田尻の兩所へ送つて呉れました此時長州が買入の約束をしたユニオン號も來り八月廿六日上杉も伊藤井上同行して馬關へ参りました其事を山口へ報告すると毛利侯は上杉を山口へ呼び寄せて拜謁を賜ひ厚く禮を述べられてさうして三所物（目貫、笑）を賜はりました上杉は餘程感激して又再び馬關へ出で桂高杉井上伊藤等と會合して軍艦使用の事を相談しましたがどうも長州の旗章では外に出られぬから薩州の旗章を借用し乗組士官は海援隊の人々を用ゐる費用は長州から出すことにして薩長二藩の氣脈を通ずる機關となし平時は北國九州大坂地方を回航して貿易を營むことにしやうといふことに極めましたそれで上杉宗次郎は長崎へ行き長崎から九月中旬又鹿兒島へ往きまして島津侯へも拜謁しそれから海軍奉行の本多彌右衛門を同道して再び長崎へ歸つて來ましたそこで愈々「グラバ」と交渉して薩摩の名義で買入れるといふことにいたしました其時〔九月廿四日〕坂本君は京都の方か

ら馬關へ來られましたそれはどういふ譯かといふと是より先き坂本中岡兩君が上京して小松西郷等と會見して薩長聯合のことを熟談して居ると其時將軍が進發して一旦京都へ出て長州再征の救命を朝廷へ奏請したので薩州の方では救命の出ない様に妨害運動をしましたが何分朝廷が御威力であるので征長の勅命が降りましたそれで西郷等は是は逆も口頭ではいけない兵力を以て長州再征の敕諭を撤回して貰はうといふので急に國へ歸ることになりました所が多數の兵隊を京都へ上ぼすに付ては糧食の供給が十分でなければならぬからどうか馬關で長州から糧食を供給して貰ひたい其事を長州へ下つて交渉して呉れといふことで坂本君が九月二十四日に京都を發して十月三日に三田尻に著いて居ります其時丁度小田村素太郎が三田尻に居つたので其の事を告げましたから小田村が然らば山口へ同道しやうといふて山口へ出て政府へ其事を申出ると廣澤兵助松原音三の二人か應接して其要求に應ずることに致しました併し今桂が馬

關に居るから貴君もどうか其方へ行て桂と能く話をして呉れる様にといふことでありましたそこで坂本君は馬關へ出て來て桂と相談して吉田邊の米を馬關へ出してそれを薩摩へ供給することになつて使命は終了しましたが其時上杉宗次郎が鹿兒島からやつて來るといふ報知があつたので之を待つて居られた上杉は長崎から「ユニオン」號に乗て鹿兒島に行き其の船號を櫻島丸と名つけ十一月初めに馬關へ參りました坂本君は上杉と會合して薩長の聯合が大に進んだのを喜び直ちに去つて京都に上り小松西郷に糧食其他の事を報告に及びました小松西郷は其の以前即ち十月十七日に長崎を發して上京して居りますそれから上杉宗次郎は伊藤と同行して山口へ行き毛利侯に拜謁して軍艦買入に付てはお骨折だといふお言葉を戴いて相當の賜物もあつて馬關へ歸つて來ると櫻島丸の授受に就いて上杉と長州の海軍局との意見が衝突しましたそれは海軍局の方では長州で金を出して買入れた船だから是非長州の専有にしなければならぬとい

ふ論で既に乙丑丸といふ名を附けて船長は中島四郎と定まつた位である所が上杉がそれは約束が違ふ前に述べた如く薩長兩藩の氣脈を通ずる機關として乗組士官は海援隊士を用ひる旗章は薩藩の旗章を立て費用は長州から出すといふ協定で三者共有の形であるから長州の専有物としては海援隊の者に對しても相濟ぬと言ふて折合ぬそこで桂も困つて自分が長崎へ行つて其解決を附け様といふことになつたが對幕の形勢が切迫になつて居るから今長崎へ行つては困るといふて政府で許さぬ其所へ(十一月中旬薩摩の黒田了介が池内藏太と共に西郷の内意を受け参りましたが坂本君も其前であつたか後であつたか殆ど同時に來て居ります黒田の來たのは薩長聯合の約束をしたいから桂に來て呉れといふので桂を呼びに來たのである坂本君は櫻島丸の事に付て上杉と話をしてみるとどうも相互の意見が衝突して居るこゝに上杉の案と中島の案とを比較して見ると其相違の點が能く分ります上杉案即ち長州の方では櫻島丸條約と言ふて居り

ますが其大意は船の旗章は薩州より借用する士官は多賀松太郎其外海援隊士を用ひる船中の賞罰杯は士官が専斷でやるさうして費用は長州で出すといふのである長州の海軍局では此の案には不服であつて中島四郎より一つの案を立ました長州ではこれを新條約と稱しますが其案に據ると旗は薩州のものを借用するが賞罰其他は艦長に相談して呉れなければならぬ商業の爲めには越荷方の役人一名乗組み其他は大略海軍局の規則に據ることとして商用閑暇の節は薩州へ貸すも宜しいか其の時の費用は薩州が負擔するといふ様な案である又上杉は船の代價が未濟であるから長崎へ一應回航すると云ひ海軍局では大坂に回航して桂に託して小松西郷等と交渉せしむると云ひ到底和協がつかぬので政府では山田宇右衛門を馬關へ出張させて調訂をさせました山田の心配で互讓の結果上杉に海軍局の主張即ち中島案を容れさせて其代り船は上杉の主張通り長崎へ一旦廻航させるからといふ事になりましたそこで上杉と中島は其船に乗て長崎

へ行きましたが海援隊士の不平より上杉が遂に自殺することになりました。上杉の自殺したのはどういふ譯かならば海援隊の方では「ユニオン」號を三者共有の形ちにする積りであつたのが長州では既に乙丑丸といふ名を附けて中島四郎を船長として居る實に前約とは相違して居るではないか。是は如何なる次第かと云ふて上杉に迫つた上杉も此の一件から薩長聯合に破綻を生しては濟まぬと言ふて責を一身に引請げて自殺した様であります。が實は海援隊の者が上杉が薩長二藩の間へ立て金を澤山貰つて洋行するといふのを猜んだ感情的のこともあつたと思ひます。私は「グラバ」に其時の話を聞いたことがありますが上杉は英國へ行くことになつて其の費用は薩州の小松帯刀が出し船の切符などは自分が買つてやりまして既に船に乗て長崎を出發する筈であつたので再び上陸して或所で酒を飲んで居た其處へ海援隊の連中が来て詰腹を切らせた其譯は海援隊士は一致團結してやらふといふ盟約があつたのに其盟約に背いて吾々にも相談もせ

ず長州あたりから澤山の金を貰つて洋行するとは何事かといふて責めかけたのであると申しました。

斯様に乙丑丸のことに付ては紛議に紛議を重ねたが遂に上杉まで自殺するに至りました。此問題は桂が京都に上るから桂より小松西郷に協議して決することになりました。桂が京都へ行くことに付ても長州では餘程議論があつて殊に諸隊の長官連中は大に不平を鳴らし此方から頭を下げて行く必要はないといふ様な反對論が中々八ヶ間敷かつたそれで諸隊中の長官二三人を連れて行つたら事情も分るであらうといふので奇兵隊からは交野十郎遊撃隊からは早川涉御楯隊からは品川彌二郎が行くことになりました。所が交野十郎は軍監山縣狂介が相談相手にして居る男で暫くも手放すことが出来ぬといふので其代りとして三好軍太郎が行くことになりました。其時井上侯などは非常に心配されましたが今申す様なことで廟議が一決したので桂は京都へ上り坂本君は長崎へ參りました。桂の一行は

黒田了介と同道で十二月二十八日に三田尻を發して途中では藝州人と稱し大坂の天保山沖で薩摩の春日丸に乘移り上陸して大坂の薩摩屋敷へ這入りそれから薩州の御用船に乗込んで淀川を遡つて伏見に著しますと西郷吉之助村田新八などが伏見の薩邸へ迎へました伏見からは薩州の警衛で竹田街道から京都へ入込んで相國寺の近傍なる西郷の寓居に投宿して間もなく近衛公の花畑にある小松帯刀の別荘へ移ることになりました

桂が始めて小松西郷杯と會見した時に桂は是迄薩州と長州との關係は斯様々々であつて長州の意思は此通りであると從來の行掛りを委しく話した所が西郷は始めから終り迄謹聽して如何にも御尤でございますと言たきりで何事も申さなかつたさうであります故品川子爵の話に自分も其席に列して居たが自分を薩州人にするると桂の演説は十分突込む所がある然るにそれを如何にも御尤でございますと言ふて何事も言はなかつたのは流石西郷の大きい所であると申されたそれから幾日経つても聯合の事

に付ては話がない桂等は毎日々々美酒佳肴で御馳走になる計りであるそれで桂は我々は御馳走になり來たのではないから聯合の話が出ないならば寧ろ歸つた方が宜からうと言ひ出したさうです其所へ坂本君が長崎から上京して來られましたそれが翌慶應二年正月二十日でありましたが坂本君は桂を見て聯合の話はどうかといふと桂は實は斯様々々の譯で御馳走に計りなつて居ると言ふたので坂本君はさういふことではいかぬと即夜小松西郷に面會して早く聯合の條件を御相談なさるが宜しからうと説きますとそれでは協議しませうといふことになつて其晩に薩長聯合の盟約が出来ました坂本君はどうして來たかといふと長崎から馬關へ來て長府の三吉慎藏を同道して十九日に伏見寺田屋へ一泊して細川左馬介寺内新右衛門と共に京都へ這入つたのであります其の薩長聯合の盟約と言ふても何も條約見た様に書いたものもございません只口約束のみでありましたか桂かあゝいふ綿密な人でありますからお互に口約束であつて

は他日異議があつた時に困るからと言ふて桂が坂本へ手紙を贈つて私は斯ういふ様に覺えて居るが貴君は立會人であるからこれで間違ひがあれば間違つたと言ふて呉れ間違ひがなければ其通りであるといふことを證明して貰ひたいといふて小松西郷等と約束した箇條を書いて居りますが其箇條が六箇條であります

一戰ト相成候時ハ直様二千餘之兵ヲ急速差登し只今在京ノ兵ト合シ浪花ヘハ千程差置京坂兩所ヲ相固メ候事

一戰自然ニ我勝利ト相成候氣鋒有之候トキ其節朝廷ヘ申上屹度盡力之次第有之候トノ事

一萬一戰負色ニ有之候トモ一年ヤ半年ニ決而潰滅致シ候ト申ス事ハ無之ニ付其間ニハ必ス盡力ノ次第屹ト有之候トノ事

一是ナリニテ幕兵東歸セシトキハ屹度朝廷ヘ申上直様冤罪ハ從朝廷御免ニ相成候都合ニ屹度盡力ノ事

一兵士ヲモ上國之上橋會桑等モ只今次第二テ勿體ナクモ朝廷ヲ擁シ奉リ正義ヲ抗シ周旋盡力之道ヲ相遮リ候トキハ終ニ及決戰候外無之トノ事

一冤罪モ御免之上ハ雙方誠心ヲ以テ相合シ皇國ノ爲メニ碎身盡力仕候事ハ不及申イツレノ道ニシテモ今日ヨリ雙方皇國ノ御爲皇威相輝キ御回復ニ立至リ候ヲ目途ニ誠心ヲ盡シ屹度盡力可仕トノ事

此の手紙は桂が歸途大坂から正月二十三日に出したのであるが坂本君が其裏面へ左の如き證明を附けて送り返しました

表ニ御記被成候六條ハ小西兩氏及老兄龍等モ御同席ニテ談論セシ所ニテ毛ト相違無之候後來トイヘトモ決シテ變リ候事無之ハ神明之知ル所ニ御座候

丙寅二月五日

坂本龍

右の手紙の原書は今木戸侯爵の所に残つて居ります坂本の裏書が二月五

日とあつて餘程遅れて居りますが何せ斯う遅れたかといふとそれは譯が
あります坂本君は二十三日に京都を立て伏見の寺田屋へ歸つて長府の三
吉慎藏と薩長聯合の盟約が成立つた事杯を談じて居る所へ新選組の浪士
が斬り込んで来て大騒ぎとなつて坂本君も負傷された其時の話を三吉君
に遇つて聞きましたが大騒ぎとなつて坂本君は例の短銃を以て一旦防ぎ
止めさうして隣家を打破つて裏口へ出て河畔の材木を積んである所へ匿
れて河の前岸を見ると提灯が頻りに往來してとても逃れることは出来な
い様子であるそこで三吉がこれはどうしても助からぬ彼等の手に掛つて
死ぬよりか自殺しやうぢやないかと申した所が坂本君はイヤサツ死を急
ぐには及ばぬ私は負傷をして居るから仕方がないがお前は無疵であるか
ら潜かに薩邸へ行って此變事を告げて呉れ途中で敵に見付られたら其時こ
そ斬死するより外はないと言ひましたので三吉は暗夜の道を辿り薩邸に
往くと薩邸でも坂本の妾お良の注進により此變事を知つて門を開けて待

て居て坂本はどうしたかと問ふから坂本は河端の材木の積んである所へ
匿れて居ると申すと早速船を出して坂本君を連れて歸つてそれから疵の
手當をして二月一日に伏見より京都の薩邸へ移つたのでありますそんな
ことで返答が遅れたのであります桂は正月二十三日に黒田了介と同道で
大坂から薩州の汽船へ乗込んで歸程に上り途中廣島に立寄りて當時幕府
の目付と應接の爲に出て居つた宍戸備後助に遇ふて委細の事情を話しそ
れから山口に歸りました歸つて来て君公へ復命すると君公は黒田を御引
見なつて此度は誠にお世話になつた且つ聯合の約束も出来て喜ばしいと
鄭重の御挨拶があり手づから差料を賜はりました黒田が又京都へ上る時
には品川彌二郎を同行させることになりました品川が何故上京したかと
言へば長州が幕府と開戦する迄は上國の事情を探偵して之を國元に報告
し開戦となつた時は防長士民の陳情書を朝廷に奉り又其告白書を在京の
諸藩に配るといふ事である其後黒田了介は再び山口へ參つてそれから筑

前太宰府へ往きましたたが彼の乙丑丸一件に付ても黒田は随分心配して居られます此の乙丑丸一件は桂が小松西郷に懇談したので河村與十郎と村田新八が此の問題解決の爲め長州へ來ました其時坂本君が兩人に手紙を托して私も此際行く積りであつたが負傷して居るから行くことが出来ぬと云ふて遭難の次第を大略書いて寄越ししました此の村田河村兩人が長州へ來た使命は乙丑丸といふものは毛利侯と島津侯が親裁で買つたものであるから此の紛議を決定するのも矢張り兩藩主間の親裁で決することにすると云ふ主意で長州に於てもそれを承諾して乙丑丸を鹿兒島へ廻航することになりましたから長州の方から藩主の親書を齎らして使者をやらなくてはならぬといふ事になりました其時英國公使の「パークス」が鹿兒島へ行くといふ話がありましてそれを高杉晋作などは薩英會盟と言ふて居りますが「パークス」が薩州へ行くならば長州人も其末席へ列つた方が宜いといふので高杉が自分に薩摩行の使者を仰付られたいと申請したので慶

應二年の二月二十七日に使薩の命が高杉に下つて伊藤が隨行する事になりました其時「グラバ」が長崎から横濱へ行く途中馬關へ寄航したので能々話しを聞いて見ると「パークス」公使が鹿兒島へ行くのは「グラバ」が長崎へ歸つた後であるといふ事が分つたのでそれなら「グラバ」の歸便を借りる事にしやうと約束しました其後三月二十一日に「グラバ」が歸途馬關に寄港したので高杉伊藤は其船へ便乗して馬關を發し其夜半に長崎へ著しました其時薩摩の屋敷には市來六左衛門といふ人が居つたので高杉は市來に遇ふて使命の旨趣を話して見ると市來が言ふに今鹿兒島へお出になるのは宜しくあるまい兩藩聯合の事情は一藩に行届いて居らぬから若し間違でもあつては相濟まぬと云ふて其使命は私が此處で受けませうと答へましたそこで高杉は毛利侯の御親書と贈物等を市來に托して使薩の使命を終了しました高杉と伊藤は洋行の志があつたので長崎に滞在して居りました

が此の事は坂本中岡兩君の事蹟に關係がないから略しますが其後六月七

日に薩摩から岸良彦七平田平六の兩人が島津侯の親書を携へて山口へ参りまして毛利侯が湯田の別荘で之を御引見になつて非常に御優遇になつたがこれで始めて乙丑丸の紛議が解けて長州の専有物となりました斯様の次第で薩長二藩が愈々親密となり其強大なる聯合の力を以て幕府を打倒したのであります此の薩長聯合の強大なる勢力を作成したのは誰の力かと言へば今お話しする如く坂本中岡兩君の力が多きに居ると私は考へます

それから三條岩倉兩公が合體されたのも坂本中岡兩君の力に依つたのであります皆さんも御承知の通り岩倉公は文久年間には久我内大臣千草少將と三姦物と稱せられ尊攘黨には非常に排斥されて遂に落飾蟄居の身となられた人で三條公とは正反對であつた故に三條公から見れば岩倉公は奸物と見られたに違ひない處が岩倉公は有爲の傑士であつて種々な計畫をして常々皇威の振張を謀られましたが幕府の長州再征の師が失敗に歸す

ると腹心の士入谷駿河守小林彦次郎後の香川敬三三上兵部後の三宮義胤樹下石見守日吉神社神官里見次郎橋本鐵猪(大橋慎三)等の人々を四方に派して同志の公卿を説き又薩藩にも其主意を述べて後援を頼みそれから御前會議を開く事を計畫されましたそれは丁度慶應二年八月三十日でありましたが親王公卿の多数が参内になつて御前大會議が開かれました其時大原重徳卿が四箇條の建議をして滔々と論じられて遂に二條關白中川宮を面責して其職をお退きなさいと迄極言された此一事が幕府の忌諱に觸れて山階宮正親町三條實愛岩倉具綱諸公は閉門を命じられました後岩倉公が黒幕であつたことが分つたので幕府は會桑二藩の兵を以て岩倉公を監視することゝなりましたが慶應三年三月二十九日に至り蟹居赦免になりましたこれは孝明天皇崩御の爲めに寛大の令が出たのであります其所へ坂本中岡の兩君が三條公の命を受けて京都に上つて同志の公卿を説き太宰府と京都と内外相應するの便を圖らうとして有志の聞えある公

卿方を歴訪したが大事を謀るに足る人がないので、兩君も大に失望して歸程に上らんとせられしが會々中岡君が橋本鐵猪に遇ふて實は我々は斯ういふ希望を持て來たが共に談する者かないので落膽したと云ふ話をする。と橋本が言ふに貴君はまだ御承知あるまいが岩倉公は精忠にして偉略に富んだ人であると申したのでそれなら紹介して呉れといふので橋本が紹介をして中岡君が岩倉公に謁見しました所が中々議論が面白いこれは偉人であるといふので坂本君に話して同道して再び岩倉公に拜謁し王政復古の方略を談じた所が中々面白い意見を吐露されたので兩君も其人と爲りに感服して此人でなければいかぬといふことで太宰府へ歸つて三條公等に復命した所が條公はあれは好物であるからいかぬと申された其時東久世伯が私は岩倉と親戚の縁故があるから是迄黙つて居たが彼れは決して好物といふ男でない忠誠の男であつて才略ある人物であるタトへ好物であつても過を悔ひて吾々と共に王政復古の事業をやると云ふなら容れ

た方が宜からうと考へると申されたので三條公の意も解けてそれなら互に氣脈を通ずることにしやうと決しましたそれから坂本中岡兩君が東西に往來して太宰府と京都と氣脈を通ずることになつたのでこれが王政復古に至大の關係を有して居ります全體三條公と岩倉公とは性質が丸で違うのでありまして條公は玉の如く岩倉公は劍の如しと云ふ評があります。條公は實に精忠の人で純良無比の美玉であつて廟堂の棟梁たる器量がある。岩倉は仕事師で磐根錯節一刃兩斷の才略があつて實に利劍の如き人である。又筆三條口岩倉と云ふ評もあります。條公は實に筆の達人で其婉麗の筆勢は今日でも人の珍重する所がある。岩倉は誠に拙筆であるが口は中の達者で時と場合に據ると二枚の舌も使ひ兼ねまじきお方である。斯様な性質の違つた人が合體して犬猿も啻ならざる薩長が聯合したので王政復古が出來たのであります。此の合體と聯合を謀られたのは實に坂本中岡兩君の力であります。然るに王政復古の大號令を發する間際即ち十一月十

五日に至つて兇刃に斃られたのは如何にも遺憾の極みであります岩倉公は其の變報を聞いて何者の兇徒だ我が片腕を奪へると言ふて慟哭されたといふことでもありますか如何にも左様でありませう其場所は京都の三條河原町近江屋でありますが嘗て新選組であつた伊藤甲子太郎といふ人は後に志を改めて勤王黨に與みしまして坂本中岡の兩君が斯る町家に寄寓して居るのは危険だと言ふて忠告したことがある其時坂本君は別に意にも止めなかつたといふことでもありますか中岡君は有難いと言ふて木屋町船越男の寓所へ移られたさうである所が十一月の十四日に會津守護職より宮川助五郎といふ者を土藩に交附するといふことになつたので土藩では其事を中岡君に托する事となりましたそれで中岡君は其相談を坂本君にする爲に河原町の近江屋へ訪ねて來られた其時丁度岡本謙三郎と云ふ人と菊屋峯吉といふ者が來て居りましたが岡本は去り峯吉は酒の肴を買ひに出たさうです其後とへ兇徒が亂入して兩君に斬り付け遂に死に至

らしめたのであります其當時の岩倉公の手紙などを見ても皆新選組の浪士がやつたとありますが其兇徒は守護職見廻組取締佐々木唯三郎といふ人が發頭人で其部下六人を率ゐて來たのであります其人々は今井信郎渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助土肥仲藏櫻井大三郎であつたさうです其當時は兇徒は誰であつたか分らぬものですから某々等は紀州の三浦久太郎の教唆に出たと云ふので同人を襲撃したこともありす是等の事情は土佐勤王史を御覽になれば委しく分ります斯様な次第で兩君は維新の大事業を贊襄して偉大の功績がありますが其結果の發表を見ることが出來ずして死なれたのは如何にも遺憾の至りであります今日は此位の處でお断りを致して置ます(拍手喝采)

坂本中岡遭難一件 (毛利家書抜調)

いろは丸へ便船シタル京師ノ人山内外記ト云者アリ是ニ託シテ破船ノ顛末同氏眼前ニ見シ形狀ヲ具サニ記シテ大坂ニ在留セル高松太郎へ附與シテ後來ノ模^て表共ナサシメ且ツ此一條ヲ京師ノ西郷吉之助ノ許へ忽々太郎ヨリ通告セン事ヲ依頼ス而シテ衆士ヲ伴フテ馬關ニ到リ夫ヨリ崎陽ニ販リ後藤ニ面會シテ破船ノ始終ヲ告ケ彼明光丸ノ船將某ニ航海規則ヲ以テ討論ニ及ビタルカ明光丸ノ船將某責贖フ可無クシテ終ニ割腹ス此趣キヲ紀州ニ報ス仍テ藩吏兩三名此表ニ來リ一端應討スレ^ル航海規則上ヲ以テ理極リ辨盡テ終ニ紀州ヨリ八万有余圓ノ償金ヲ出セリ此償金ヲ以テ其時便船シタル人々ノ損害ヲ償ヒ餘金ヲ以テ後藤ノ下吏岩崎彌太郎^{後三菱會主}ヘ渡シ又是滯崎中ニ一箇ノ隊邸ヲ買得シメ衆士ヲ是ニ居ラシメテ勉學セシ

メ直柔亦獨リ馬關ニ抵ラント發崎セリ同年夏直柔又京師ニ到リ在京日西郷後藤等ト會議ヲ盡シ幕府大權返上ノ事又藩主容堂公へ數ケ條ノ建言ス同年秋ニ至リ大權返上ト議決セシヨリ然ラン後一般ノ政務其他ノ細事ニ至ル迄小松西郷後藤ノ諸氏等ト謀議シ又越前ノ三岡八郎へモ商議セント土佐人岡本健三郎ヲ伴フテ彼地ニ行ケル途中屢危險ヲ侵シテ三岡ヲ訪ヒ事終テ京師ニ皈リ日ニ謀議ノ外事ナシ此中諸國ニ散在セル同志ノ輩追々京師ニ集會ス此時崎陽ニ止ル者ハ僅ナリ又爰ニ土佐人陸援隊ノ長中岡慎太郎モ前ヨリ京師ノ薩邸ニ潛居シテ勤王ノ志深ク天下ノ爲ニ謀慮苦心セリ然レモ其志直柔ト大ニ異ニシテ只志會スル所ハ勤王攘夷ノ說ヲ主張スルニアリ前年馬關ニ於テ外國艦ヲ砲撃シタル時其地ニ在リテ盡力シ長ノ戰ヲ助ケタリ故ニ常ニ夷風ヲ快トセズ此頃直柔始メ其他衆士ノ許へ數々來テ天下ノ大義ヲ謀リ論スレモ其意趣一同セサル事多シ直柔其餘衆士モ窃ニ是ニ困難シテ能了解セシメン事ヲ直柔ニ商ル因テ直柔モ然ル可ト時

々是ヲ諷諭スルニ終ニ了解スルノ域ニ至ル歟數々又直柔ノ寓居河原町四條上ル近江屋某方へ來テ閑談スル事數刻爰ヲ以テ其交情日ニ厚ク竟ニ水魚ノ交ヲ得タリ一日在京ノ同志ヲ集會シテ直柔一ツノ建言書ヲ草シテ衆ニ示シテ各違論ナキ否ヲ問フ其書ノ意タルヤ幕府大權返上ノ後事務大小凡テ政體ニ關セル條件ニシテ是ヲ容堂公ニ出サントナリ各同一然ル可シト云フニヨリ又是ヲ後藤ノ許ニ贈レリ同十一月三日又同志ノ衆士ト會シテ云ク前ニ幕府ニテ神戸開港ノ約成テ遠カラス貿易ヲ始ムルナラン然ルニ今大權返上ノ期近ニ迫テハ彼地ニテ貿易セン事聊事ノ障碍トモナラント少シク難メル所アリ因テ思フニ暫ク是ヲ延期スルニ如カス然レモ又大坂堺兵庫各地ノ商人其頃大坂ノ十人衆ト唱等如何ナル情實ニ成リ至レルヤ諸君我爲ニ竊ニ各地へ行テ是ヲ搜索センヲト云フ皆領掌セリ爰ニ於テ先ツ横濱へハ長岡健吉大坂へハ前河内愛之助小野淳輔神戸堺ノ兩所へ菅野覺兵衛安岡金馬野村辰太郎等ヲ行カシメ此情狀索ントシート先ツ一同

大坂へト指シテ共ニ下坂セリ而ルニ同十六日ノ朝在京ノ陸奥陽之助白峰
俊馬前ニ此二士ハ京ニ殘テ直柔ニ從屬セリ此兩士ヨリ大坂土佐堀二丁目
薩摩屋某方ニ居レリ此時橫濱其他へ未發行セスシテ爰ニ在リ其衆士ノ旅
寓へ飛書シテ曰ク昨十五日夜直柔中岡慎太郎等不慮ノ賊害ニ遭タルノ趣
ヲ報知セリ衆是ヲ見テ大ニ驚キ劇ニ急船ニ乗シ飛カ如クニ入京シテ河原
町四條上ル旅寓近江屋某ガ許ニ到リ見ルニ直柔主從ハ已ニ絶命シ中岡ハ
重傷ヲ負ヘ未ダ存命セリ因テ衆士涙ヲ拂テ其側ニ進ミ寄り此時陸援隊
中ノ人人ハ水戸人香川敬三經沼伊織事土佐人田中謙助外二三名來會シテ昨夜
ノ始終ヲ尋子問フ昨夜賊ト鬪争ノ間其家ノ人々ハ皆逃ケ隠レテ更ニ知ル
者ナシ漸曉ニ及テ陸奥白峰ノ二士ノ旅寓ニ報知セシニヨリ二士馳來テ介
抱シ且汚穢ヲ掃除シテ周旋セル折衆士大坂ヨリ馳來レルナリ其時慎太郎
眼ヲ開テ云ヘル昨十五日午後三時頃ヨリ當今ノ謀議トシテ我レ此旅舎ニ
來リ談論過刻夜ニ入り稍々夜九時頃ニヤ有ケン十津川ノ者ト偽リ三人打

連レ來テ名刺ヲ出スニヨリ直柔ノ僕是ヲ受取リ二階へ上ルヲ跡ヨリ三人
續テ上ルヤイナヤ其僕ヲ矢庭ニ切仆シ一人進ンテ我ヲ目掛テ切掛ル故有
合フ短刀取ルモ遲シト受留ルニ打太刀餘リテ頭へ切付ラル、ニヒルマス
賊ノ足許へ飛入テ足へ搔付ヨト思ヒシニ豈計ラン刀ト共ニ抱入争フ間ニ
左ノ腕ヲ切ラレナカラ尙短刀ニテ刺ントスル中直柔ニ戰ヒ居タリシ中一
人馳來リテ我カ肩ヨリ肋へ掛テ切込レ其儘伏テ働キ得ス始メ亦我ト同時
ニ一人ノ賊直柔ヲ望ンテ擊掛ル故直柔床ノ刀ヲ取ラントスル間ニ馳入テ
肩ヨリ脊へ掛ケ擊付ルヲ切ラレナカラニ刀押取鞘ノ儘右ヤ左ト受流シ或
ハ外レ抜放ント争フ中前ニ僕ヲ擊タル一人ノ賊次ノ間ヨリ馳セ來ルヤ否
隙ヲ伺ヒ腰ヲ規フテ横ニ雜クサレモ少シモ屈スル色ナク尙鞘ノ儘挑争ス
其時一人直柔ヲ捨置テ又我ニ立向ヒ前ニ云シ如ク肩ヨリ肋へ切付ラレ仆
レ伏シテ動かサル故我ハ已ニ死セリトヤ思ヒケン我ヲ打捨又直柔へ擊掛
ルヲ伏ナカラ是ヲ見居タル心ハ矢猛ニハヤレモ手足協ハス聲又出テス齒

嚙ヲナシテ伏シ居タリ直柔重痰ヲ負ナカラ三人ノ賊ヲ相手ニ争フ中又頭ヲ横ニ半月狀ニ切込レ忽チソコニ仆レ伏ス此時賊ハモウヨイト言テ其儘引退ントセシニ其中一人止メハ如何ニト云ニヨリ外ノ一人立戻リ直柔ノ仆レタル横ヨリ兩足ヲ一刀ニカラテ極メテ切下ロシサアヨカラント三人ハ何所ニナク立去クリ其時我レ元氣稍々復シテ思フヤウ此儘ニテハ變ヲ誰ニカ告クル由ナシ何トカシテ上邸へ告ハヤト漸ク匍匐シテ二階ノ窓ヨリ瓦屋根へ出ルト雖モ惡寒戰慄シテ進ミ得ズ呼ントスレモ聲出ス伏居タレモ彌堪へ難ク今

以下斷缺

(瑞山會採集史料ノ中)

坂本中岡兩雄の兇變

伯爵 田中光顯

十五日の夜自分は白川の陸援隊に居たが菊屋峯吉といふのが急を報じて來たので直ちに白川邸を駈け出し途中二本松の薩藩邸に立寄つて吉井幸輔に知らし夫から河原町に駈附け醬油屋の二階へ上つて見ると僕の藤助は上り口の間に横ざまに倒れ奥の間に入ると坂本と中岡が血に染んで倒れて居る其時坂本は眉間を二太刀深く遣られて腦漿が飛び出て早や締切れて居たが中岡はまだ斬られながら精神は確かで刺客亂入の模様を語つて曰ふ突然二人の男が二階へ駈上つて來て斬り掛つたので僕は兼て君(即ち伯)から貰つて居た短刀で受けたが何分手許に刀が無かつたものだから不覺を取つた而して坂本に斬掛つたので坂本は左の手で刀を鞘の儘取つ

て受けたがとう／＼敵はないで頭をやられた其時坂本は僕に向つてモウ頭を遣られたから駄目だと言つたが僕も是位遣られたから逆も助かるまいと話させられたのに對し自分は中岡を勵まし長州の井上聞多はあれ程斬られたけれど尙ほ生きてゐるから先生も氣を確かにお持ちなされと言つたけれど中岡もとう／＼翌朝絶命したのは返へす／＼も残念なことであつた。

谷の話しにもある通り坂本の遣られた時その刀を見ると鞘の儘受けたものだから其鞘に敵から斬込んだ跡が残り而して坂本が夫を揮上げたときに鞘が天井を衝き破つてゐるのが目に附いた其場合刺客は誰だか分らなかつたが後から伊藤甲子太郎といふ元新選組であつて其頃同志となつて居た男が来て其場に蠟色の鞘が落ちてゐるのを見て是は新選組の持つてゐるものだといふので夫れで始めて相手が分つたが併し新選組の誰が遣つたかは今でも判然しない

中岡が死んでから陸援隊は自分と橋本鐵猪と二人で引受けて世話をする事になつた處で陸援隊では兎に角新選組の者が中岡を遣つたからとて義憤燃るが如く是非其仇討をせねばならぬといふので翌月七日の夜當時佐幕黨の領袖で新選組の腰押をしたといふ三浦休太郎(安)の家へ斬込む事になつた其時陸援隊に十津川の中井庄五郎といふ劍客が居た此男は兼て品川彌二郎から頼れて長州の村岡伊介といふ裏切者を附狙ひ其男が虚無僧になつて巧に姿を變へて居るのを探し出して見事に遣附た事があるといふので名を知られて居たから此中井を大將として陸奥宗光岩村高俊大江卓等十二三人が油小路の料理店河龜といふ三浦の居る處へ斬込んだが三浦も兼て警戒して居たと見えあへこべに中井は遣られてとう／＼目的を達しないで引揚げた

併し自分は此舉を餘り賛成しなかつたといふのは今に維新の大號令が出るから其時吾々は更に大なる事業を爲さねばならぬ所謂前途爲すあるの

身であるから詰らぬ斬奸など遣るのは宜しくないといふ意見で少壯の連中に忠告したけれどなか／＼承知しない或時も隊に居る水戸の浪人が其頃藩の政務を執つてをる酒泉彦太郎といふ男をやつ附けねばならぬと芳野等三四人の者は酒泉が祇園の一方へ遊びに行くことを知り夕方一方の門前に待ち受けてをると夫らしい男か門を潜つて這入るのを見て「酒泉サ、ンぢやないか」と問掛けると「ソウでない」と其儘内に入つたから酒泉ぢやないと思つて油断をしてをる處を其男は跡振り向ひて不意に浪人連中に斬掛けたので一同狼狽し終に二人まで手傷を負はされてホウ／＼の體で逃げて其負傷者を隊へ擔ぎ込んで來た其中の一人は頭をしたゝかやられて居たが其時分の事だから碌な手術も出來ず木綿針で瘡口を縫ひ合せたが根が武士だから痛いとも言はず手當が濟んだけれど一人はとう／＼死んでしまつた翌朝門へ出て見ると前夜擔ぎ込んで來た血の跡が道に残つてをるので自分は下駄の裏で一々之を摺り消してしまつた事があつた前に

も言つた通り自分杯も壯年の頃は暴發組の一人で随分亂暴な事もしたが
おひ／＼前途に望が出來且つ隊を預かつてをるといふ責任があるからモ
ウ此頃は血氣者流の輕舉盲動を戒しめ國に許した身を決して犬死をしないやうにと氣を附けたことであつた

坂本と中岡の死

岩崎鏡川

一 其夜——少年峯吉

慶應三年十一月十五日¹の、京都の夜は、寒かりき。
流石に、山紫水明といひけむ洛陽の、大氣は澄みて、蒲團着て寝たる東山の
姿のみは、騒がしき世の狀にも似ず、或は紅に、或は黄に、或は紫匂ふ紅葉常磐
木の色々、友仙染の模様を見せて、劃然と浮き出でたる如く、曼那として、臥し
たる佳人の夢や如何にと思はるゝ程なるも、さら／＼と流るゝ水のせゝら
ぎを亂して、黄昏告る鐘の音の、一杵毎に夜の帳を撞き出す頃より、空打曇り
て時雨を透ふ朔風僅に残る銀杏樹の病葉を二片、三片を掠めて去れば、あり

ともしも見えぬ月の影み空に佇みて、洛陽の天地はたゞ薄鼠色の紗にて包まれたるが如く、冬は地底に潜むかと怪しまれて、底冷するものから、人の歩みも小走り勝なり。

陸援隊長中岡慎太郎(道)は、この日八ツ半頃(午後三時頃)白川村なる屯所を出て、河原町四條上ル東側に書肆菊屋を訪へり。時は恰も七ツ半頃(午後五時頃)なりし、この菊屋といへるは兼て土佐藩邸に出入せるものにして、藩邸内には知人多く、慎太郎は、去る元治元年二月、三條家の臣丹羽出雲守、比喜多源次郎、西三條家の臣河野能登守等と潜かに上京して、京情を探索せる際、しばらくこの家に身を寄せけることありしが、爾來入京の度毎にこの家を訪ひ、家人とも懇意の間柄となり、また其伴峯吉(後安兵衛と稱す本姓鹿野現に京都市先斗町三條下ル二十二番地路次に住す)の無邪氣にして、才氣あるを愛し、同志者間の使ひ歩き買物の用達などを命ぜしより、峯吉もこれに懐き、甲斐々々しく振舞ふものからことし十七歳になりける、峯吉は海援隊長坂本龍馬(直)にも愛せられ、白川にても河原町にても

土佐の有志の間に「峯よ、峯よ」と持て囃されけり。

慎太郎は懐中を探りて一封の書翰を峯吉に囑し、「これを持ちて薩摩屋に至り、返事は近江屋に持ち來れ」と命じ、とつかは出で去れり、近江屋は河原町三條下ル蛸薬師角に在り、龍馬の寓せる所なり、慎太郎は近江屋に至る途にて谷守部(後千城)の下宿河原町四條上ル東へ入ル大森方(或は河原町四條上ル西側越後屋)を訪ひしも、守部の不在なりし爲め、直ちに龍馬を訪へり。

近江屋につきて、我等の知れる事を記さむか、近江屋は元治の兵亂後、土佐藩邸の用達をなせるものにして、醬油商を本業とし、當代の新介は頗る義侠のものにて、土佐のみか薩長の志士の間にも倚頼せられ、其家のかの長州藩邸に於ける、大黒屋の如く、志士の兵站部、兼俱樂部となれりき、抑も龍馬は、この年の九月長崎より上京せる際、河原町三條下る東へ入る北側なる材木商酢屋嘉兵衛方に寓居しけるも、前年伏見寺田屋に於ける遭難以來、龍馬の一身は幕吏の指目其之く所に隨ひ、危険いふ許りなかりければ、藩邸の胥吏堀

内慶助(後良知)はこれを憂ひ近江屋新助に謀りて、龍馬が福井より歸京するを待ちて龍馬をこの家に潜伏せしめぬ。新助は裏庭の土藏の中に、一室を拵へ龍馬をこゝに入れ、萬一の際には、裏手誓願寺の地内に遁れ出づるべく、梯子を架し置き、寝具飲食の如き迄、この室に運び入れて、出入のものにも其所在を知らしめざる程なりしも、大膽なる龍馬は、恰も危険の踵底に動きつゝあるを知らざるものゝ如く、日夜同志の間を往來し、屢、家人に注意せらるゝこともありしが、兩三日來、風邪の氣味にて、便用の爲めに、母屋迄降り來ることの大儀なればとて、十四日の朝より、かの室を出で來り、母屋の二階の奥座敷即ち八疊の一室に入りぬ。この日は特に寒氣を催すればとて、下に眞綿の胴着を着し(この胴着は新助の妻スミ龍馬の爲めに、四、舶來絹の綿入(この絹は龍馬長崎にて買ひ來りたるものなり)と、條の眞綿屋にて買ひ來れるものなり)を襲ね其上に、黒羽二重の羽織を着せり、終日垂れ込めてのみ居たりしが、六ツ時頃、中岡慎太郎の訪問に接しけるなり。慎太郎の龍馬を訪ひし用件の何なりしかは、素より其仔細を知るに由なきも、かの宮川助五郎受取の手

續に關する事も、其一なりけむと思はるゝ節あり、今茲に助五郎解放のことを、挿むも強ち無益の業にあらざるべし。

1 菊屋峯吉談話 2 谷干城遺稿 3 井口新之助談話 4 菊屋峯吉談話 5 井口新之助談話

二勇士宮川長春 三條大橋の血雨

宮川助五郎名は長春、家は代々山内氏に仕へて、馬廻に班せり、當時上士の徒は、概ね肉食世祿に飽き、時勢の何者たるを知らざるが常なりけるに、助五郎慷慨氣節を尙び、深く武市瑞山等下士勤王黨と結托する所あり、文久二年十月、中岡慎太郎等五十餘人血誓して、山内容堂の護衛を名とし、江戸に出て尊攘の爲めに力を盡さむとしける時、助五郎は實に其總頭の一人たりき。爾來屢、京攝の間に往來し、大に爲す所あらむとせしが、慶應二年八月、京都三條大橋の西際北側の制札場を始め、各所の揭示場には、『此度長州人恐多くも自ら兵端を開き、犯闕不容易、騷動に相成云々』元來長藩名を勤王に托し種

種の手段を設け人心を惑はし云々』等の大高札二枚掲げありしを、同廿九日の夜、十津川郷士中井庄五郎(義高前岡力雄)(明治二年正月參與横井)深瀬仲馬、豊永植西等これに墨を塗りて加茂川に取捨てたり。翌朝町内より、かくと町奉行所に訴へ出でければ、驚きて同九月二日更に新調の高札を掲げたるに、同四日又もや取下し川中へ投捨てぬ。同十日猶又新調の高札を掲げしかば、口善悪なき京童等は、幕吏に其人なきを嘲り笑ふもの多かりしが、町奉行所にては其手當をば新選組に命せり。されは、同隊にては、三方に手配をなし、一手は橋の東詰なる町家に潜み、一手は高瀬川東へ入る北側酒屋に忍び、猶も一手は、橋の南先斗町の北なる町會所を下宿として、隊士二名に菰を着せ、橋下より四邊を瞰はしめぬ。同十二日の夜は、新井忠雄(後雕雄)の一手十二人は、前酒屋に原田左之助の一手十二人は、先斗町に、大石鍛次郎、茨木司等十人は、橋東に扣へ、橋本會助、淺野薫の二人を以て斥候となせり。この會助といへるはもと大和郡山の脱藩士にて本名を藤井勇七郎(後に水野八)といへり。嘗て

筑波山の義舉に加はり、集義隊に入りしが、敗散後密かに上京し、新選組に入隊を請ひしに、近藤勇士方歳三等も、左右なくは承諾せず、假に同志として其舉動を試み居たるものなりき。助五郎は、其頃木屋町三條下ル二丁目瓢屋といふ醬油商に下宿しけるが、かの高札の新に架け替へられたるを、心憎く思ひければ、同志藤崎吉五郎(橋彦、池田屋事變に斃)安藤鎌次(正勝、竹野虎太、誠六)松嶋和助(隆成、澤田屯兵衛、後藤之助)本川安太郎(後岡田)中山鎌太郎(後山崎、泰明)等と相謀りこれを取り捨てむものと、宵の程より下宿を立ち出で圓山なる某旗亭に上り、更闌る迄盛に痛飲し、興酣に耳熱するや、各、身輕に仕度をなし、九ツ時(午前)頃四條小橋の處迄來りたるに、同志大橋愼三(橋本)が何處の素見(素見、素見の歸)の歸へりにや下宿せる菊屋の伴峯吉を伴ひ來るに、はたと出會へり。(助五郎亦た下宿せる、)愼三「何處に行くぞ」と問ひけるに、宮川等聲を潜めて「是より三條大橋の制札を壊はしに行くなり」と答へければ、愼三「これ迄も二三度行つたる後なれば、先方にも充分の用心あるべし、そは浮雲きことなれば、止

すべし』制しけるに『それならば止して直く歸る』とて、猶も繩手通を北に上り去れり。かくて宮川等は、瑞泉寺の東より高札場橋の西詰今料理店となり居る所に忍び寄り、木柵に攀ち登れるをかくと見るより、橋本は直ちに其後背を通り抜け、るも、助五郎等はこれを月影に認めて、乞食と見誤り、油断しけるうちに、橋本は酒屋の表より合圖をなし、猶又先斗町の隊へと駈付けり、淺野薫は、卑怯にも橋を通行せず、川中より東橋詰に立越しけるを以て、この隊は外二ヶ所よりは少しく後れぬ。

會助の最初に合圖しける酒屋の手にては、子の剋を過ぐるも、何等の異變もなく、更け行く儘夜寒を覺ゆるものから、新井忠雄は、日頃好める酒をしたたか飲み、座睡し居たりけるに、かくと聞くより、門口に飛出し、東の方を屹度見渡せば、月光は宛然まがら晝の如く、遙かの橋邊には十八九名の壯士、白刃を閃かして相闘ひ居るに、ぞ新居は部下に令して、抜刀せしめ、一列十二名、切先を揃へて東に到らむとするに、これに先立ちて、先斗町なる原田の一手は、橋本

の注進を待たず、先程より八九名の壯士北進して、橋際に到るを怪しみ、跟随し來りしが、今や一間餘の大高札二枚を引抜きて、川中に投込みけるを、かくと見るより、原田左之助、有名なる暴客なりければ、『ソレ』といひ様、三尺餘の大刀を引抜き、真先に切て掛る、隊下の諸士にも、伊木八郎を始めとして、日比慄悍の面々、一統に切掛る、宮川等は、其頃流行の新身の重ね厚く、身巾廣き三尺四五寸の剛刀を抜連ね、必死となりて相戦ふと雖も、元來其目的は制札の取捨てにありて、素より戦鬪は好まず、間隙を得ば、西の方へ引揚げむと背進しつゝ、逃れ來れるに、こゝにて、新井忠雄の隊とはたと出合ひ、またこれと接戦せり、後日新井の云ひけるは、『土州浪士が、何れも例の長劍を真向に振り上げ、月光にかざして馳せ來りし時は、鬼神も面を向け難くぞ覺えき』とこの手にも、中西登、伊藤浪之助等の壯士ありて、少しも恐れず血戦す、宮川等は前後に敵を受けて、且つ闘ひ且つ退き、遂に高瀬通三條より半町程南車道へかゝりしに、地形凸凹足場極めて悪しく、進退甚だ艱みぬ、原田左之助、伊木

八郎は藤崎吉五郎を首領と認め、左右より挾撃して遂にこれを切り伏せしが、此時原田も少しく手を負ひたり、伊藤浪之助は、本川安太郎の刀を柄にて受け損し、柄中より鮫を切り、猶も刀身を割られて、危くも刀を飛ばせんとせしが、幸に負傷せず、中西登これを拯ひて、また本川と相闘ふ。助五郎は、新井忠雄、今井祐次郎の爲めに、重創を被りて斃れたるを、今井は進み寄りて、其首級を取らむとしけるを、新井は制してこれを縛せり。松嶋和助、安藤鎌治等は、最早衆寡敵する能はず、東の方へ車道を引揚げ、河碯に下らむとしける所に、大石鍛次郎、茨木司等橋東の一隊、白刃を振り來るに會せり。此體を見るより、鎌次は、『敵は各所に伏を設けたり、我殿すべければ、諸君は後圖をなせよ』と呼はりて、面も振らず斬て入り、遂に一條の血路を開き、何方へか逃げ失せぬ。其隙に山脇、松嶋、本川、竹野等も、重傷を負ひつゝ、南北に分れて、落ち去りぬ。新選組三手の隊士は、一纏になりて、負傷者を助け、捕虜宮川をば駕籠に乗せ、意氣揚々と西本願寺の陣營に引き揚げぬ。翌日、三條大橋の舊位置には、長

州恐れ多くも』云々の高札いと誇り貌に立つを見たりき。

大橋愼三は、菊屋峯吉と共に、宮川等に別れて、木屋町通を北に、瓢屋に立寄りて、宮川の歸宿を待ち詫びたりしに、中々歸り來らず、稍、震くして、銷魂ましく戸を叩くものあり、引き開け見れば、竹野虎太なり、片耳を失ひて、血塗れになりて入り來れり。愼三は、『扱は、先刻堅く止め置きたるに、汝等無謀の事をして、斬られたな』といへば、竹野は面目なげに、『ソウダ、大抵は逃げ果せつらうと思はるも、一人や二人はやられたかも知れぬ』といふ。愼三は、峯吉を顧みて、『峯、見て、こんか』と云ふに、峯吉は先斗町の外れより、大橋の所に曲らむとするに、路傍に石塊の積み重ねたるありて、其上に、六七人の壯士佇み、『何處に行くぞ』と誰何するに、峯吉は、『女將さんが、産氣付きましたから、産婆を迎へに行きます』と答へて、制札場の所に至れば、其處にも四五人の嚴めしき武士立ち居しも、別に咎むることはなかりしかば、橋を東に渡りて、南に下り、車路に(現今京坂電車の起點となり居る所)出で、河原に下り、西に向ひて行かむとすれば、一

人斃れ居たるものあり、月明に透し見るに藤崎吉五郎なり、こは失敗つたり、せめては其大小にても、土州邸まで持ち行かむものと、窃かに短刀を抜き取り、大刀は鞘に納め、引き擔ぎたるまゝ、先斗町の裏手に這ひ上り、後を振り返り見れば、怪しや、藤崎の死骸を肩に引懸け、徐に此方に来るものあり、峯吉は敵か、味方かと身を潜ませて凝視するに、土佐人岡崎某(山三郎か)なり、峯吉も出來りて、共に手傳ひ、取敢へず、裏寺町の西道寺に擔ぎ込み、『明日迄預り呉れよ』と無理に頼み置きて、翌日、同志密に此處に假葬をなし、後日これを靈山に改め葬りぬ。

竹野虎太は、彼夜大橋慎三より河原町の藩邸の同志に通知して、藩醫川村エイシン(字不)の來診を求め療治せしめけるも、遂に片耳を聳せり、安藤鎌次等は、いつれも藩邸に入りたるも、鎌次は、特に重傷なれば、其生くべからざるを知り、十三日の夜自刃して死せり、松嶋和助等も、かくてあらむには、幕府との間に葛藤を生じ、或は割腹を迫らるゝに至らむ、速に脱走せしむるに如か

すとの、慎三の意見にて峯吉を遣り、其意を邸内の同志に通せしめ、孰れも脱走せしめぬ、彼等の多くは後に陸援隊に來り投せり。

宮川助五郎は、新選組の屯營にて疵所を手當せられ、隊より會藩へ引渡の上、同十七日更に町奉行瀧川播磨守の手に拘致せられたり、始め會藩にては宮川の所置につき、藩士諏訪常吉を土佐藩邸に遣はして應接せしめけるに、土藩留守居役中村禎助(弘毅)出てこれに面し、其不束を謝し、助五郎を引渡さむことを請ひしに、當時會藩にては、深く土佐藩に依頼する所あり、これによりて兩藩の間に隙を生せむことを慮り、解救に意ありしも、幕府の老中板倉伊賀守(静勝)及大小目付の間に異論ありてこれを肯せず、助五郎亦た一死を分としけるにより、やむを得ず、町奉行所に附預するに至れり。

されば、土藩の留守居役荒尾騰作は、藩士坂井藤藏を新選組に遣はし、近藤勇に云はしめけるは、『彼は既に脱藩せるものなれば、藩邸に引渡さるゝことは、本人に於て必ず耻入りて承知すまじ、この上は公儀に於て、至當の御成

敗あらせし」とさるにても、將來土藩と新選組との間に相衝む所ありては、面白からずと思ひければ、荒尾は、十九日の夜、祇園の梅尾亭に、近藤勇、土方歳三、伊東三樹三郎(伊東甲子太郎の弟)、吉村貫一郎等を招き懇親の宴を張り、この一件は互に氷解するに至りしが、翌三年十一月十四日に至り、會藩より助五郎を土佐藩に交附すべき旨を、藩邸に照會し來れるに、出京の大監察福岡藤次(後藤孝)は、其所置を難じ、これを中岡慎太郎に托せるによりて、慎太郎はこの事を協議の爲め、この夜坂本龍馬を近江屋に訪ひけるとなり。

1 土佐藩政録、維新土佐勤王史、瑞山會文書 2 新選隊始末記、土佐偉人傳 3 菊屋峯吉談話 4 新選隊始末記 5 菊屋峯吉談話 6 新選隊始末記 7 土佐偉人傳、瑞山會文書 8 新選隊始末記 9 維新土佐勤王史、瑞山會文書

三峯吉の復命——雲井龍藤吉

峯吉は夕食後、慎太郎の書を齎して、薩摩屋に至り、返書を得て近江屋に、慎太郎に復命せり。薩摩屋につきて、峯吉をして語らしめよ、『薩摩屋は、麩屋町

錦小路上ル所に在りき、呉服店なりしか、何店なりしかは、今忘れたれども、多分薩藩の用達なりしと思はる。或日、中岡先生は、子を伴ひて其家に金を借りに行き、一銖金なりしか、一步金なりしか、大なる箱入の金を擔かせられたるに、未だ腕弱き身の頗る重くて、困却せしことを覚え居れるなり』と、予は當時陸援隊に在りし、田中光顯伯(當時)に質すに、この事を以てしけるに、伯は答へけらく、『錦小路にかゝる商家ありしとも覺えず、或は薩邸の記憶違にはあらざるか、薩邸ならば、錦小路下ル東洞院通にありて、慎太郎等が同志の人々も多數ありしこと、てさもありけむと思はる』と語られき。峯吉の至りし時は、夜は既に六ツ半(午後七時)頃なりき。表の間の八疊には、龍馬の僕藤吉晏坐をかき、楊子を削り居たりき。この藤吉といへるはもと、大津鹿關町の産れにて、本姓は山田氏、父は石灰の俵を編むを業としけるが、今は早く没して、家は母のみを残せり。藤吉は京坂地方に出て力士となり、雲井龍と名乗り、大分相撲へる様になりしかば、先斗町の料理店魚卵の主人、これを最負して、其家

に引取り、出前持となしけるを、この魚卵には、土佐の藩士、常に登樓せるものから、藤吉は、海援隊の書記長岡謙吉に愛せられて、其僕となり、謙吉の命により、龍馬に附隨しけるなり。されば龍馬の不在、もしくは其用の手隙の際には、近江屋の爲めに、米搗などなして、蔭日向なく働らきしかば、家人もまたなきものと重寶がり居たりき。

龍馬は、北側の床を後にし、火鉢を中間に、南面して、慎太郎と對坐せり。其右には行燈のはためき、仄かに、兩人の顔を照し、翳きたる月の如き薄き光を、室内に投げぬ。龍馬の顔は病後なれば、や、蒼白かりき。慎太郎は、血肉緊張し、譬へば嬌羞を帯びたる處女の如く紅なりき。兩人は、峯吉の入り來れると共に、ハタと談を罷めて、視線は齊しく峯吉に注がれぬ。慎太郎は、峯吉より返翰を受け取り、讀み終りて、彼方の様子など聞き居たる折柄、入り來りしは、岡本謙三郎なりき。峯吉は龍馬の方に進み寄り、謙三郎は、慎太郎の傍に坐しぬ。まづ峯吉をして、二階の構造及び、當時の主客の位置を圖せしめよ。



かくて、雑談に花を咲かせて、小半時ほど、興に入りしが、龍馬は、峯吉を顧みて、『腹が減つた、峯軍鶏を買ふて來よ』といへり。慎太郎も、『俺も減つた一處に喰はう健三、貴様も喰つて行かぬか』といへり。岡本は、『私はまだ欲しくなし、一寸外に行く所もあれば、峯吉と出懸けよう』といへば、慎太郎は

岡本を椰榆して『また例の龜田に行くであらう』といへり、龜田とは河原町四條下ル賣藥商太兵衛のことにて、其娘お高容色ありて諸藩の壯士等用もなき藥を買ひに行くもの多く『龜田の前を横目をふらす素通りの出来るものは眞の豪傑なり』といひ囉しけるが、いつしか岡本と割なき中となりけるより、慎太郎かくは冷かせるなり岡本は頭を搔きながら『決して左様にてはなし別に用事あり』とて、峯吉を促して措子段を降りかけし時、藤吉は表の入疊より聲をかけて『何か御用ならば、私が行きまじやう』といへり、峯吉は『イヤ何俺が行く』と答へて、岡本と共に表に出で、四條の辻にこれと別れ、四條小橋の鳥新に至れり『軍鶏を呉れよ』といふに、今『軍鶏を潰すによつて、暫く待ち呉れ』といふまゝ、待つこと約二三分、竹皮包を提げて、近江屋に引返へしたるは、最早五ツ半時過(今の午後九時過)なりき。

1 菊屋峯吉談話 井口新助談話

四刺客來る — 流星光底兩雄倒る

岡本去り、峯吉去れる後龍馬と慎太郎との間に、如何なる談話ありしかは知るべからず、されど當時將軍の大政返上によりて、一局面を劈開せりといへ薩長藝三藩の間に於ては既に討幕の密盟成り、三藩の兵まさに播州西の宮に着せむとする際なるにて、特に慎太郎は、夙に乾退助(後伯母板垣退助)、谷守部と共に薩の西郷吉之助(薩)、吉井幸助(後伯母友實)等と天日を指して討幕を約せることなれば、この際如何にして優柔姑息なる土佐藩を驅て、この渦中に投せしむべきかは、た土佐藩有志としてこの間、如何なる手段を執るべきかは、當夜兩人の間に、焦頭爛額の問題なりしなるべしと想はる、やがて案内を請ふものあり、表の入疊に在りたる藤吉は、楷段を降りて、これを出迎へり(龍馬へは藤吉これを取)、客は一人とぞ覺えし懷中を探りて名刺を出し『拙者は、十津川郷の某と申すものなるが、坂本先生御在宿ならば御意得たし』といふ

に、十津川郷中のものには、中井庄五郎前岡力雄を始め龍馬も、慎太郎も共に相知れるもの尠からざれば、藤吉も別に怪しまず、かの名刺を持ちて、楷段を上るを、三人の刺客は、窃に尾し來りて、藤吉が名刺を龍馬に渡して出て來れるを、一人進みてこれを斬れり、藤吉は劍を被むる六刀にして、殞れぬ。龍馬は、慎太郎と共に、頭を燈前に出して名刺を眺めむとする刹那、「³バタリ」と大なる物音のしければ、店前にて若者共が戯れ居るならむと思ひ、「⁴ホタエナ」と一聲叱咤せり。(藤吉名刺を取り次げることは、谷千城子の慎太郎より聞ける所、れ居たるを以て、名刺を取り次げる非認して、藤吉は、楷段の上り口にて斬殺さ次げる形蹟なしといへり)この咄嗟に、二人の刺客は、奥の八疊に跳り入りて、一人は、「コナクソ」と叫びて、慎太郎の後腦部を斬り、一人は龍馬の前額部を横に拂へり、龍馬は佩刀を後の床の間に置きありしかば、これを取らむと、背向になりたる所を、また右の肩先より左の脊骨にかけて、大袈裟に斬られたり、されど龍馬は、刀吉行長二尺二寸を取て立ち上れり、三の太刀は、刀を抜くに暇あらず、鞘のまゝにて受けたるが、この家の天井は、東の軒下に至りて

漸く低く、穹窿形をなせるを以て、鞘の鑑にて天井を突き破れり、敵の刀は太刀折の所より六寸程鞘越に刀身を三寸ほど削り、流れてまた龍馬の前額を鉢巻なりに横に薙きぬ、ことに初太刀は、臍漿白く分出する迄の重創なりければ、最早怵えず、「石川刀はないか、石川刀はないか」と叫びつゝ、其場に斃れ伏しぬ。慎太郎も佩刀を屏風の後に置きければ、これも刀取るに間なく、短刀を取て立ち上りしも、また抜くに遑なく、鞘のまゝにて渡り合へり、この短刀は、田中顯助の贈る所にて、信國の在銘なり、白束朱鞘にて、長さ尺寸前年の春、顯助京都の薩邸に潜服しける際、西郷吉之助(隆盛)顯助の爲めに、態と琉球朱を薩摩より取り寄せ呉れければ、これにて塗らせけるが、鐔はハミダシ海士に茅屋の景にて、端頭は奈良彫なり、慎太郎はこれを顯助より懇望して常に佩用しけるが、これを揮ひながら、踏み込み奮闘しけるも、初太刀の深手にて進退意の如くならず、左右の手と兩足を斬られ、特に右手は、纔に皮を止めて殆んど切斷られたり、終に眩迷して、豁然として俯向に斃れしを、賊は刀

を舞はして二太刀ほど、臀部を骨に達する迄に斬り付けた。創は總てにて十一ヶ所なりき。其痛みによりて慎太郎は蘇生したるも、なほ死せる真似して居たりしが、賊は最早本望を達したりとや思ひけむ、『もう宜い、もう宜い』との言葉を残して、楯段を降り去れり。或書に賊がこの時『義經少しも騒がずと謠を唄ひたりとあるは如何にやまだ確なる史料を得ず』

小頃くして、龍馬もまた蘇しければ、刀を抜きて燈火の前ににじり寄り、刀を抜きて火光に照らし、『残念々々』といへり。なほ慎太郎を顧みて、『慎太郎、どうした、手が利くか』といひしに、慎太郎『手は利く』と答へしかば、龍馬はなほも行燈を提げて次の六疊に至り、手スリの所より、『新助醫者を呼べ』といひけるが、最早虚脱したりけむ、幽かなる聲して、『慎太郎は、脳をやられたから、もう駄目だ』との聲を最後に席に俯伏ぬ。其血は流れて欄干より下の座敷に落ちたり。慎太郎は、痛を忍びて中敷居を上りて裏の物干の上に出で、家内を呼びたるも、應へなければ、更に屋根を傳ひて、北隣なる道具

高井筒屋嘉兵衛の屋根に至り、救ひを呼けるも出で来るものなければ、引き返さむとするに、兩足共に非常の重創なれば、最早起つこと能はず。其儘其處にすくみ居たりき。

近江屋にては、主人新助は、楯下の奥の間にて、火鉢にあたり、其傍に妻女は、四歳になれる新之助と二歳になれる其妹とに添寝をなし居たりしが、けたましき二階の物音に驚き、龍馬の身上に一大事起れりと思ひければ、まづ急を土佐藩邸に告げむものと表に飛び出でしに、刺客の同類にや門口に立番せるものあるを見て、引き返へし、居間に入れば、妻女も少兒等も戦慄して悲鳴を上げむとするに、新助は、『聲を立てると殺さるぞ、聲を立つるな』と制し、蒲團を頭よりかぶせ、押へ付け置きて、裏手より裏寺町に抜け、蛸薬師の圖子(小)より、土佐藩邸に急を告げぬ。一番に馳せ付けゝるは、邸吏嶋田庄作(横下)といふものなりき。

1 四郷隆盛傳、大久保利通傳、谷干城遺稿

坂本龍馬關係文書 第二

2 清岡半四郎書翰、小野淳輔書翰、谷干城遺稿

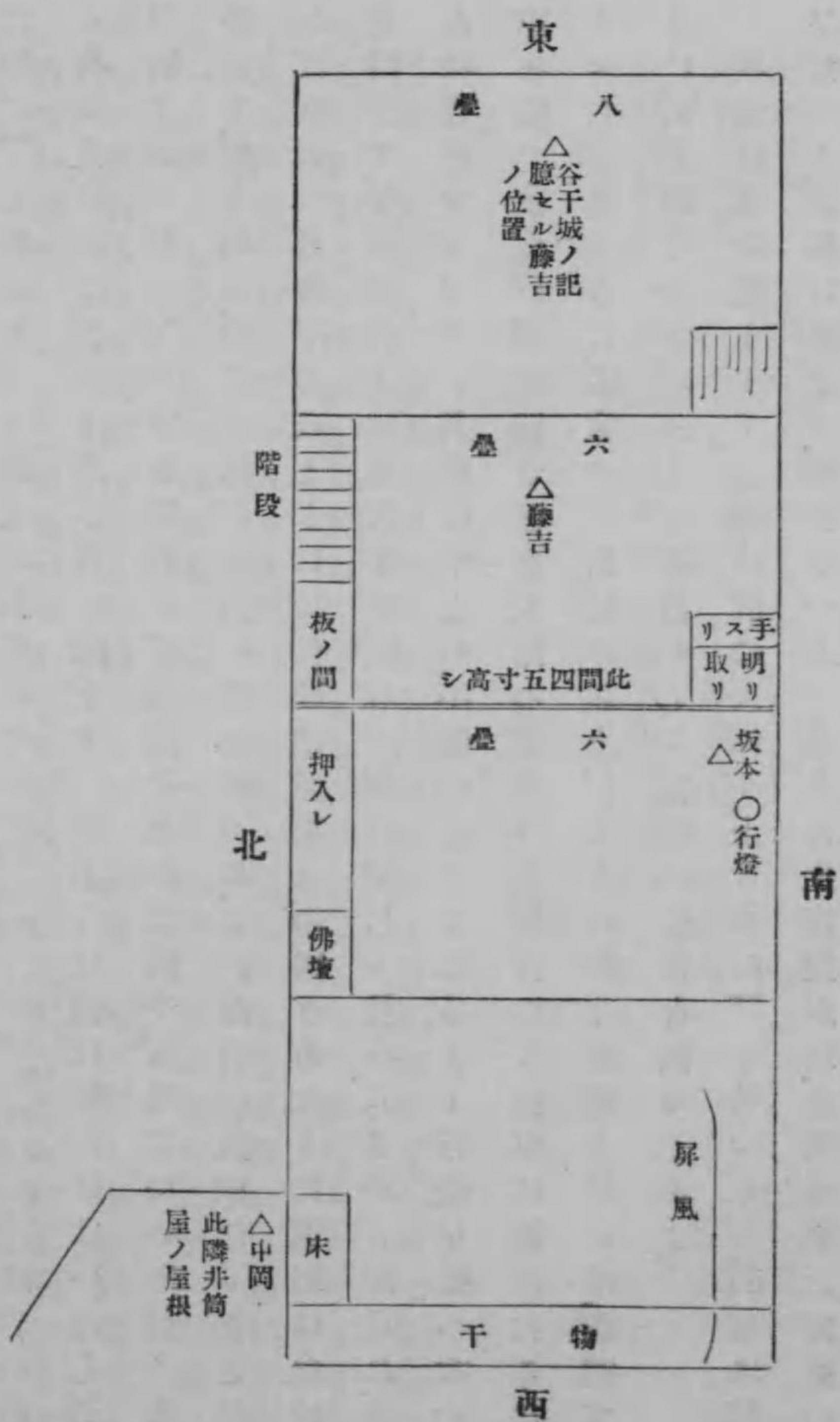
- 3 井口新之助談話 4 谷千城遺稿清岡半四郎書翰 5 田中光顯談話 6 谷千城談話菊
屋峯吉談話 7 田中光顯談話 8 谷千城遺稿 9 田中光顯談話 10 谷千城遺稿 11 菊
屋峯吉談話井口新之助談話清岡半四郎書翰維新土佐勤王史 12 井口新之助談話 13 菊
屋峯吉談話 14 井口新之助談話 15 菊屋峯吉談話

五峯吉歸り來る——落花狼藉

これと前後して峯吉は歸り來れり。門口四五寸ほど開きて、土間に見馴れぬ下駄あるより、誰かまた來客にてもあるならむと思ひ、内に入らむとすれば、入口の壁に沿ひて、一人の男、抜刀の儘立ち居れり。峯吉は驚いて蹴鞠の如く一間餘りも飛び退きぬ。彼方も身構へする様子に、表の光りにすかし見れば、兼て見覺へある嶋田なり。『嶋田さんでは、御座らぬか』と云へば、彼方も『峯吉か、静にせい、いま龍馬がやられた、賊はまだ二階に居る、出て來たらば斬らうと待て居る』といふ。峯吉は、かゝることありとも知らざれば、『冗談

な言はれそ、中岡さんも來て居らるゝ、俺は今頼まれて、軍鶏を買ふて歸り來た所だ』と答ふるうち、頭上の六疊にて(谷千城遺稿には藤吉は楯上表、藤吉の唸る聲聞えければ、扱はと思ひ、耳を澄ますに、楯上には他に物のけはいなし、最早賊は去りたるならむと、拔足して楯段を上れば、何やら足にぬめり付くものあり、腥き匂は、胸悪き迄に峯吉の鼻を掠めぬ。これ藤吉の血糊なりき。と見れば、次の六疊欄干のほとりには、孤燈明滅、影ほの暗きあたりに龍馬は血汐を浴びて、俯向に伏しぬ。鬼氣凄愴、陰森の氣は壁にも浸み入るかと思はれ、峯吉は覺えずトツカと其處に坐しぬ。不圖心付きて恐るゝ行燈を携へ次の室を窺へば、血は疊を涵せど、慎太郎の姿見へす、僥倖にも無事に逃れたるなるべしと思へるに、隣家の井筒屋の屋上にて、人の呻く聲聞えければ、凝視するに、慎太郎なりき。請ふまた、峯吉をして當時の位置を圖せしめよ。

峯吉は氣を激まして、『賊は既に去れり、上り來れ』と叫べるも、其聲は顫ひたりき。其聲に應じて、嶋田まづ上り來りぬ。近江屋新助及其弟新三郎妹の



某も上り來りぬ裏の納屋に隠れ居たりし新助の妻も小兒を抱きて上り來

りぬかくて一同力を合せて慎太郎を隣家の家根より八疊の座敷に昇き入
れぬ兩雄が流せし血汐の飛沫は床上の小幅に散せり幅は同志板倉槐堂(筑
前助)の描く所梅花に椿花を配す圖上に『丁卯之晚秋於畏人小築書屋
寫』と題せり後に海援隊書記長岡謙吉は幅上に左の數十字を記せり。

自然堂直柔先生與石川清之助燈下擁爐而閑語寂若無人者忽有三暴客從
暗中躍而斫之予僕雲井龍藤吉亦死之予時在浪華聞變而到到則滿座狼藉
逆血及壁幅當時之狀可想也實慶應丁卯十一月十五日也。

懷山樵夫 長岡 徇 謹誌

兎角する内曾和慎八郎(傳左衛門)は藩邸より驅け付けぬ谷守部毛利恭助
の二人は大森(或は後屋)より馳せ來りぬ孰も顔上殺氣迸りて切齒すれども
及ばず龍馬をばまた奥の八疊の座敷に移しぬ龍馬は體中また溫氣あれども
も既に絆切れたり慎太郎は重傷ながら精神なほ確かにして慎八郎に向ひ
『刺客なほ樓下に潜むが如し油斷するな』と告げぬ慎八郎『もう居ない

安心せよ』と答ふれば、慎太郎『然うか』と點頭きぬ。土佐藩邸よりは、曩に三條大橋事件の際、竹野虎太を治療せし醫師川村エイシン來りて、慎太郎と藤吉に手宛を施しぬ。『早く陸援隊に通知せよ』といふに、峯吉は、何處よりか、騾馬を曳かせ來りこれに打乗り、百萬遍の東は、白川の土佐藩邸に向ひぬ。折節、雲の止絶を洩る月は、溜水に映じて、青燐夜飛ふかと疑はれ、隕星光鎧を曳て、長く、蹄の音軽く霜に冴え行く。

この時海援隊士は多く隊長の命によりて、丹波、近江、大坂等に赴き、僅に在京せるものとは、兩士のみなるが、しかも各々居所を異にせり、白川の陸援隊の本營には、田中顯助留守し居たりしかば、峯吉の注進により、驚きて追取刀にて立ち出でしも、まづ薩邸の同志に急を告げむものと、相國寺の傍なる薩邸に至り、吉井幸助(後伯曾)を誘ひて、飛ぶが如くに馳せ付けぬ。至れば本川安太郎(陸援隊士)も既に來り合はせぬ。慎太郎は、意氣なほ平日の如く、同志に向ひて、遭難當時のことを物語れり。『刀を手許に置かざりしこそ、不覺の基

なれ、諸君今後注意せられよ』と、また『早くやらぬ(討幕の)』とこの通あべこべにやらるゝぞ』といひ、『坂本といひ、自分迄咄嗟の間に、かく迄やられしより見るも、敵は餘程の武邊者と覺ゆる、因循優惰と嘲りし幕士中にも、また如斯ものあり、諸君ゆめ、油斷し給ふな』といひ、なほ『刺客のいひし言葉に、コナクンといひしかば、コナクンといふ言葉は、四國のもの、よくいふ言葉である、さすれば、刺客は四國のものに違いない』と物語れり。顯助は、慎太郎に打向ひ、『長州の井上開太を御覽なさい、あれ程斬られても、まだ生きて居る、先生決して力を落し給ふな』と勵ませば、幸助も亦た傍より、『三藩の兵不日西の宮に到着せむとする、一擧の日も近きに在るぞ、請ふ君自ら強うぜられよ』と云へば、慎太郎は、莞爾として自ら死期を知るもの、如く、從容として後事を諸士に囑し、特に鯉沼伊織(後伯曾)を顧み、『我が爲めに岩倉卿(具視)に告げられよ、王政復古のこと、一に卿の御力によるなり』と、伊織立ち歸へりてかくと具視に告げゝるに、流石に強項不屈の具視も、默然として

涙を流し『何物の兇豎ぞ我が片腕を奪ひ去る』と、長嘆息せり。諸士は、慎太郎の枕邊に侍し且つ龍馬の死骸を護りしが、屋外の落木雨よりも繁く、戸隙を掠むる風力刀よりも凜々しく似て、夜色沈々、人語らず、遙かに撃拆の聲を聞くのみ、慎太郎は頻りに渴を訴へ、焼飯を欲するに、これを與ふれば其一顆を喰ひ盡しぬ。

田中顯助、本川安太郎等は、この夜書を裁して、髪を海陸兩隊の士に告げぬ。十六日午の刻に報書の一は大坂に着しければ居合せたる菅野覺兵衛、長岡謙吉、小野淳輔(高松太郎)等の隊士は直ちに乗船、十七日の朝入京せり。

藤吉十六日の夕方(清岡半四郎の書翰には七ツ時とあり)落命せり。慎太郎は、出血の多かりし爲め衰弱甚しく、特に後頭部の疵腦に觸れしかば次第に嘔氣を催し、十七日の夕方(清岡半四郎の書翰には九ツ時死とあり)に至り、英魂呼べどもまた返らず、龍馬の後を追ふて終に不歸の客となれり。最後に至る迄も『速に討幕の舉を決行せざれば、却て敵の爲めに逆襲せらるゝを以て、同志の奮勵を望む』との語を反覆して

止まざりき。

- 1 菊屋峯吉談話 2 坂本家文書 3 谷千城遺稿 4 菊屋峯吉談話 5 小野淳輔書翰
6 伯爵田中光顯談話、谷千城遺稿 7 勝田孫彌所聞吉井友實談話 8 土佐維新勤王史、岩倉具視實記 9 小野淳輔書翰、谷千城直話 10 小野淳輔書翰、清岡半四郎書翰 11 谷千城遺稿

六葬儀——條岩西郷の哀涙

慎太郎既に死す、即ち龍馬と共に隊の式を以てこれを葬むることとなりければ、海陸兩隊士は勿論、藩士及び在京諸藩の同志等來り會し、十八日の八ツ時(今の午)近江屋より三棺を出せり。第一に龍馬、次に慎太郎、最後は可憐にも偶然に兩雄の死に殉せし、忠僕藤吉の柩なりき。兩雄が爲めには莫逆の友人にて、偶々出京せる木戸準一郎(後孝)は、涙を揮て『高知藩士坂本龍馬墓』『高知藩士中岡慎太郎墓』の二墓標を書せり。薄れ行く夕暮の日影淡く、白張の提燈風に戦ぎ、葬列は、群鴉の聲々頭上を掠めて、西の空には、はや星の瞬

き涙を含めるものゝ如く、土佐藩邸の前より靈山指して過ぎ行くを、沿道の士女は、堵をなして、これを送れり。中には珠數爪まぐりて涙ながらに、題目を唱ふるものもありき。この幾千の群衆の中には、必ずや前日の刺客も潜み居るならむさらば、嘸や會心の笑をなしてこれを見るあらむと思へば、隊士は胸もそらろに張り裂くる思せり。計一たび四方に傳はるや、知ると知らざるに論なく、同志は天下の爲めに、其人を失ふを惋惜せり。特に當時なほ太宰府に在りし三條實美は、慟哭爲めに寢食を忘るゝに至れり。十二月廿日、祭壇を設けて兩雄の靈を祭り、和歌を詠じてこれを哭せり。

維慶應三年十二月五日、予祭大山道正之靈賦和歌二章、聊述哀悼之情、以代祭文。

いかなれハおもハぬ風にたはむらむ

世にもかゝれる人のたまのを

君かため身のためおもひ頼しも

かひなくなりし事そかなしき

今日⁷於本願寺、坂本直柔、中岡慎太郎、道正之亡魂を神道を以祭候事、右ニ付御殿より賜物有之、且御側中及隨從之面々、薩藩士等も弔ひ吳、入夜、五ツ時相濟候條、公より被下候。

御詠歌如左。

武士のその魂やたまちはる

神となりても國守るらん(前後なほ二首あり同前略)

また越前藩士三岡八郎(後子爵由利公正)は、福井に在りて龍馬の死を聞き、哀悼の念禁する能はず、曾て龍馬と邂逅し、其説に傾倒したる、下山尙等數人と共に其靈を祭りたり。

1 小野淳輔書翰 2 中岡慎太郎日記 3 菊屋峯吉談話 4 田中光顯談話 5 回天實記

6 中岡家文書 7 回天實記 8 海援隊日誌

七復讐——一足の下駄

兩隊長の横死によりて、隊中の士は中流に楫を流せるが如く、暗夜に燈を失へるが如く、いづれも其適歸する所に迷へり。或は憤悶し、或は落膽し、或は其敵手を獲て、甘心せむとするものもありき。同時に起れる疑問は、刺客の果して何者なるやといふに在りき。慎太郎のいひける「コナクソ」と賊の殘せし言葉は、四國者のいふ言葉なれども、これのみにては、雲を掴むが如く何處を搜索せむ様なし。賊の遺留品とは、僅に下駄一足と、刀の鞘とあるのみなりき。下駄には(○)の焼印ありき。瓢亭といへば、南禪寺と、先斗町の内なるべしと思ひ、新助は翌日(日^{十六})先斗の瓢亭に至り、「この下駄に見覚えなきや」と尋ぬるに、「如何にも、手前共の下駄なり」と答ふ、「さらばこの下駄を誰かに貸したる覚えなきや」と問へば、「昨夜新選組の御方に貸しました」と答へぬ。さては敵は新選組に極れりと、森くものもありしがたゞ一足の下駄の

みを以て、新選組なりと斷ずるもあまりに早計なりと、なほも偵察しける内かの刀の鞘は新選組の原田左馬之助の所持品なりといふもの、舊新選隊士の中より出で来れり。下駄は新選組に貸した鞘は原田左馬之助の所持品である——彼はもと松山藩の出身で新選組である——松山それは四國の伊豫で「コナクソ」の言葉は、其地方語である。隊士の疑問は磁針の鐵に赴くが如く、期せずして新選組の一點に固着して、離るべからざるものとなれり。今は疑問といはむよりは、寧ろ決定的事實として隊士の目前に驗はれり。其仔細を語るに先立ちて、少しく新選組のことに及ぶべし。

1 井口新之助談話

八復讐——新徴組

新選組は、もと新徴組の前身なる浪士の分派にして、其新徴組といふは、幕府に於て新募せる諸國の浪士の集團なり。萬延以後尊攘の氣勢漸く盛なる

につれて、幕府に於ては、江戸に群集せる諸國の浪士の始末に困却し居たりし折柄、羽後天童藩の人清川八郎は、この浪士を率ゐて、天下に事を爲さむとするの志ありければ、講武所教授方松平主税助(敏忠)に勸めて、浪士取立方のこゝとを幕府に建議に及ばせけるに、幕府に於ては、渡りに舟の思ひして、文久三年正月七日に至り、老中より「浪士共の内有志ノ輩御集ニ相成、一方ノ御固メ可被仰付候(略中)其心得ニテ名前取調早々可被申聞候事」と、主税助に達せられ、主税助を浪人取扱役といふに任せらる。されば、主税助は清川八郎をして、専らこの事に盡力せしめけるに、八郎は藝州廣嶋の浪人池田徳太郎といふものをして、諸方に遊説せしめけるに、集り來りたる浪士には、根岸友山(熊谷の豪家)分部總右衛門(上同)等を始めとして、江戸及近郷に散在せる者倏ちに、して三百人に及べり。いづれも、天下の騷亂に乗じて一方の功を立て、あはよくば、千石、二千石の所領をも贏ち得むとする諸國のあふれものどもなれば、中には士分にあらざる百姓町人なども打ち混せり。かくて、この年二月四日に

この浪士をば、小石川の傳通院に集合せしめけるに、元來主税助は、八郎が本尊に祭り上げたるのみにして、是等を統率すべき人物にあらざれば、間もなく其職を解かれ、鶴殿鳩翁(長銳民部少輔)代て浪士取扱役に任せられ、山岡鐵太郎、松岡萬速見又四郎の三人は取締に、佐々木只三郎、高久安二郎、廣瀬六兵衛は取締並出役に、中山修輔、山内八郎は調役といふを命せられぬ。三十人を一組となし、七組を置き、十人に一人の什長あり、清川八郎、池田徳太郎は取締附といふを命せられぬ。この時はまた新徴組の名はなくして、單に浪士と呼べり。この年三月、將軍上洛の事となりければ、この浪士も上洛の先手として、鳩翁鐵太郎等に引率せられ、二月廿二日堂々として、京都に入り込みぬ。京都にては、市の西隅壬生村の更祥寺、新得寺などの寺院、及び民家に分宿しけるより、市中にては一般にこれを壬生浪人と稱せり。

この浪人の大部分は、志もと功名ありて、敢て幕府の爲めに死力を盡すといふにあらず。特に清川八郎の如きは、前年春中山家の田中河内助(綏猷)等相